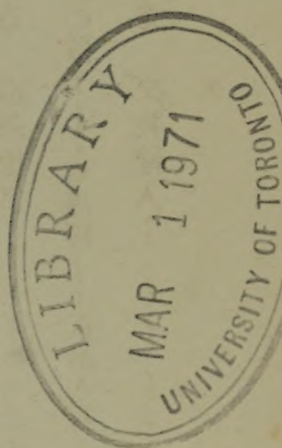

歷 1

松岡靜雄著

紀記論究
建國篇

外藩歸伏

東京
株式會社
同文館


LIBRARY
MAR 1 1971
UNIVERSITY OF TORONTO

目次

（目次了）

凡例

一、本篇は曩に發表した神代篇の續稿であるから、前篇に於て論究した事項及語釋は之を再述せず、參照卷數及頁數を註記するに止めた。但し簡約のため卷數は肉太字型（ゴチック）を用ひて表示することにした。――例、（五―一三六頁）。――從つて單に（第一卷一四八頁）の如く註記してあるのは、本篇中の其卷の參照頁數なることを意味する。

二、紀記に關しては從來註釋又は研究の世に公表せられたものも少くはないが、出來る限り之に觸れぬやうにしたのは、決して先學を無視したのではなく、論議の冗漫に流れることを虞れた爲である。さりながら殆ど通說と認められて居る誤釋に對しては、世の惑を解くため敢て辯駁を加へた。

三、遍く外國の言語、傳說、習俗等に參照を求めることは著者の淺學の企て及ばざる所であるのみならず、種族的關係の明瞭でないものを列擧することは危險の業であるから、已むを得ざる場合には之を我が四隣民族に局限することにした。

四、日本紀及古事記を併稱する場合には略して紀記といふのが普通であるが、私は國史たる日本紀を重要視するから、紀記と略書することにした。

五、行文中の敬語は、萬葉集題詞等の例に倣ひ、皇祖、天皇、皇后、皇太子に限り、諸神、諸王以下に對しては之を用ひぬことを原則とした。あらゆる神祇及貴人に一々敬語を附けるのは、甚煩はしいことであるのみならず、神又は皇族であつても尊敬に値せざるものがあり、且上代人に在つては稱號だけでは身分の高下を判斷することの出來ぬ場合が多く、其限界を定めることが至難であるからである。

古事記の文を引用するに當つても、宣長の訓に捉はれず、右の原則に準じて、成るべく簡潔な讀下しをつけた。

六、先學及同學の名を擧げる場合にも亦、一切敬語、敬稱を省いた。古人は勿論、現存者でも史上の人物であり、社會の誇である學者に對しては、敬語敬稱を用ひないのが作法であると私は信ずるからである。

七、神名、人名、地名は、紀記其他の古典の用字に各ゝ多少の相違があり、同一書に於ても必し

も常に一定して居らぬから、引用文にあつては原書に從ひ、其他は通用字をあて、或はカグツチ(迦具土、軻遇突智)、スサノヲ(須佐之男、素戔嗚)、ワニ(和邇、和珥)の如く、片假名を以て表示することにした。

八、左記の書名には脚註のやうな略字を用ひることがある。

日本紀又は日本書紀〔紀〕　古事記〔記〕
先代舊事本紀〔舊事紀〕又は〔舊〕　古語拾遺〔拾〕
諸國風土記〔風〕　延喜式〔式〕
釋日本紀〔釋紀〕　同書所引私記〔私記〕
日本書紀通證〔通證〕　日本書紀通釋〔通釋〕
古事記傳〔記傳〕　書紀集解〔集解〕
日本書紀傳〔紀傳〕　大日本史氏族志〔氏族志〕
三國史記地理志〔地理志〕　東國輿地勝覽〔東輿〕

九、卷末に參照として古事記及他の所要原文を掲げた。前篇に於ては日本紀の文をも全掲した

が、神武紀以下は分量が過多で、徒に紙數が嵩むのみならず、岩波文庫本の如き便利な流布本が世に出た今日では、餘り必要もあるまいと思ふから之を省略し、其代りに本文中に於て出來るだけ原文を其まゝ引用することにした。

一〇、附錄として卷末に索引を添付する。

紀記論究　建國篇卷之六

外藩歸伏

序說

新羅史編年の誤差――加羅及百濟の紀年――征討當時の韓地の形勢――征韓前に於ける新羅對倭人交涉――彼我の稱呼――地名考證の難點

本卷には神功紀の韓地關係記事以降、應神天皇の御一代を說かうとするのであるが、其最重要事項は外藩歸伏であるので、之を以て表題としたのである。神功皇后が朝鮮半島を轉戰せられたのでないことは、前卷に詳論した通りで、新羅王

を降伏せしめたのは、加羅に駐屯した鎭戍軍であらねばならぬが、其軍事行動は傳承に殘らず、新羅の史書にも默殺して居るので、從來之を確說し得たものがなかつた。されば事實の眞相を捉へんが爲には、紀記に對して執つたと同一の態度を以て、朝鮮古代史を檢討することを要するのであるが、其は著者に取つては極めて困難な事業である。語學を以て本領とする著者は東洋史一般、就中朝鮮に關する古今の論著を渉獵して居らぬのみならず、座右に良參考書なく、行步不自由なるが故に、東洋文庫其他の襲藏を借覽することも不可能で、殆ど之を論ずる資格がないというてもよい。さりながら本論究の目的は、政治史乃至文化史編纂にあるのではなく、我貴重なる古文獻について出來るだけ正しい釋明と批判とを與へ、諸社會科學の研究に資せんとするのであるから、强ひて不案內な領域に深入せずとも、之が補助とするに足る程度の考察を下すことは必しも不可能ではないと信ずるので、敢て之を試み、斯界の學者の敎を仰がんとするのである。

現存の朝鮮史書の最古のものは、高麗朝に編纂せられた三國史記で、――我近衞天皇久安元年（西暦一一四五年）進達――其以前の史籍は盡く散逸したが、書紀の三國關係記事は彼國の記錄を資料とした形跡が顯著で、百濟本紀、百濟記、百濟新撰等引用書の名を擧げて居る所を見ると、同國は勿論他の二國に於ても若干の舊記錄が存したことは疑がない。然るに其等の記事が三國史記に轉載せられて居らぬのは、撰者金富軾が直接此等の古文書を資料とすることなく、既成の史書に基いた爲と推斷せねばならず、其が新羅統一時代に編纂せられた歷史であつたと想定することは必しも不當であるまい。其故に我國との關係を說くに當つても、努めて屈辱的事實を回避し、倭人來聘、倭國遣レ使請レ婚といふが如き辭句を用ひて夸威張して居るのであるが、新羅が我附庸國であつたことは、第三國の史書からも證明し得られることで、宋書に都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事といふ稱號を倭國王に許したとあるのが其である。されば三國史記の資料となつた新

羅史は極めて杜撰なものであつたとせねばならぬ。孝昭王（持統—文武朝）以下の記事に在ては其が一層露骨で、恰も我國が新羅の附庸でもあつたかのやうに取扱ひ、日本國使至、慢而無禮、王不見之、乃廻（景德王十二年、我天平勝寶五年）、日本國王遣使進黄金三百兩、明珠十一箇（憲康王八年、我元慶六年）等の如く記述して居るのである。啻に自國のみならず、百濟及高句麗についても不名譽の史實は一切抹殺し、唯未斯欣（新羅奈勿王の子）及腆支（百濟阿莘王の子）の人質を錄して居るのみである。

右の如く作爲の跡の歴々たる史書に多くの信用が置けぬことは勿論であるが、殊に其編年については大なる疑がある。太田亮君は最近「日本古代史新研究」といふ一書を公にして、新羅史の年紀について大要次の如く論じた。

（一）訖解尼師今は婆娑尼師今の虚影、奈勿は奈解の幻像で、實聖は其臨と同人であらう。

（三）右によれば新羅史は干支四運、即ち二百四十年の延伸を敢てしたものであらねばならぬ。

之が論據をこゝに紹介することは紙面が許さぬのみならず、其結論についても、推究方法についても私は責任を分つことを希望せぬのであるが、編年に故意の延伸が行はれて居るといふことだけは同感で、既に第一卷序說（三五頁）にも之に言及したが、尚一層具體的に指摘する爲に、先づ三國史記により同國第二十代王までの略譜を左に掲示する。――頭書數字は世代、旁書數字は在位年數を示す。

朴氏。（一）赫居世（六〇）―（二）南解（二〇）―（三）儒理（三三）
- ―（七）逸聖（二〇）―（八）阿達羅（三〇）
- ―（五）婆娑（三二）―（六）祇摩（二三）

昔氏。（四）脫解（二三）―仇鄒―（九）伐休（一三）
- ―骨正―（一二）沾解（一五）
  - ―（一一）助賁（一七）―（一四）儒禮（一四）
  - ―乞淑―（一五）基臨（一二）
- ―伊買―（一〇）奈解（三四）―于老―（一六）訖解（四六）

金氏。

(一三)―味鄒(二三)
　　　―末仇―(一七)奈勿(四六)―(一九)訥祇(四一)―(二〇)慈悲(二一)
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―末斯欣
　　　―大西知―(一八)實聖(一五)

右の表から吾人は一目して次の如き矛盾と誤算とを發見する。

（一）第四代昔脫解は金首露の國を奪はむとして果さず、新羅に奔つた風雲兒で〔駕洛國記〕、南解次々雄の五年、其長女を娶り、爾後七十一年を經て歿したとあるから、其孫伐休（第九代王）は當時既に壯齡であつたとせねばならぬ。然るに同人の即位までに朴氏では四王が交迭して百四年を經過し、其後更に十二年在位したとあるが〔新羅本紀〕、若し事實とすれば少くとも百四十年の長壽を保つたものとすべきで、其は必しも絕無のことではないが、其以後四世代の平均世率も新羅本紀の編年によれば四十年となり、子孫盡く異常の長壽であつたとせねばならぬことになるが故に、誤傳誤算が存した

ものと思はれる。其因は朴氏と昔氏とは本來併立した王家であつたのを、互立としたことにあるのではあるまいか。換言すれば外來人たる脱解は、朴氏の大統を繼承したのではなく、姻戚にして且多年大輔であつた功勞により、婆娑尼師今の即位に當り、國土の一部分を管領せしめ、——恰も室町將軍と阪東管領との如き關係に於て——尼師今といふ尊稱の世襲を許したので、後の史家が稱號から見て新羅王位を相承したものと速斷し、之を次第に序列した結果、百七十三年の重複を來したものと推定せられる。

（三）第七代王逸聖は婆娑の兄であるのに、、朔（第六代王）祇摩の後を受けて始めて位に即いたとあり、父儒理の歿後七十七年を過ごし、更に二十年間在位したことになつて居るが、此も亦殆ど有り得ぬことであるから、恐らくは婆娑の繼位と同時に分封せられ、同じく尼師今を以て稱號としたが故に誤解を生じたのであらう。——尼師今を齒理即ち年長順といふ意の方言なりとする新

羅本紀の説は理由のないことである。

（三）金朝の始祖味鄒は新羅本紀の所説によれば、第十二代王沾解に子がなかつたので、其姪光明夫人（助賁の女）の夫なるにより、國民から擁立せられたとあるから、儒禮（第十四代王）よりも年長であらねばならぬのに、其甥にして且女婿なる奈勿（第十七代）及實聖（第十八代）が、味鄒の歿後三十七十二年及四王百十八年を經て王統を繼承したといふが如きは事實とは考へられぬ。されば此も亦或期間昔氏と金氏とが幷立したのを相承と誤解したのであらう。案ずるに味鄒の母は朴氏葛文王伊柒の女とあり、世次から推測すると婆娑の次代乃至二代後の近親と思はれるから、祇摩の歿後嗣子がなかつたので、母系によつて王統を繼承し、之を直接その甥奈勿に傳へたのであらう。

以上の推定にして大差なしとすれば、新羅本紀の編年は婆娑尼師今以後に於て、逸聖及阿達羅二王の五十年、昔氏七王百五十年、合計二百年重複して居るものと

見ねばならぬ。假に婆娑の歿年を其だけ繰下げると、皇紀九百七十二年卽ち仁德天皇の卽位の前年に當るのであるが、書紀の編年にも誤差のあることは、第一卷序說以降反復論述した通りで、仲哀天皇の崩年は約百二年繰上げてあるものゝやうであるから（第五卷一八頁）、其年數だけを差引けば、神功皇后の攝政十年卽ち西曆三一二年に相當する。其は神功皇后に降伏したと稱せられる波沙寐錦（紀）が婆娑尼師今のことであるといふ推定（第五卷二一八頁）を立證するものである。此見地を以て先づ新羅年表に訂正を施し、倭乃至加耶（加羅）との交涉記事を摘記することは、以下の論究を易解ならしめると信ずるにより、應神（神功）朝前後、卽ち婆娑の卽位から奈勿の歿年に至るまでを、西曆に準據して左に表示する。

西曆	本統（朴氏及金氏）	朴氏旁系	昔氏	注
二八〇	婆娑	逸聖	脫解	
二九六			倭人侵木出嶋	

三〇〇 **阿達羅** 與加耶兵戰於黃山津口

三〇二 推定征韓の年

三〇三 **伐休**

三〇四 倭人來聘

三〇六 命馬頭城主伐加耶

三一二 **祇摩** 倭人大饑來求食者千餘人

三一五 加耶寇南邊 **奈解**

三一九 倭女王卑彌乎遣使來聘 此は神功皇后をいふのであらう

三二〇 加耶國請和

三二一 倭人侵東邊

三二二 訛言倭兵大來

三二三 與倭國講和

三二七 **倭人犯境**

三三〇		阿達羅外、後絕	
三三一			加耶送王子爲質
三三四	金氏味鄒、朴氏滅		
三四九			助賁
三五一			倭人圍金城
三五二			倭兵寇東邊
三五六	奈勿		
三六四	倭兵大至		
三六六			沾解
三六八			倭人殺于老
三八一			儒禮
三八四			倭人襲一禮部
三八九			倭人攻陷沙道城

三九一　倭兵來攻長岑城
三九三　倭人來圍金城
三九四　推定應神崩年
三九五　基臨
三九七　與倭國交聘
四〇二　奈勿殂、未斯欣爲質　（昔氏は尚五十一年間存續）

此年表に從へば摘要事項は我國に關する限り、國史の記事と吻合すること第一章以下に記述する通りである。

新羅の南西方に位する辨辰及倭人國中、國君及其年代に關する記錄として、今日まで傳はつて居るのは三國遺事の駕洛國記があるのみで、同書によれば初代駕洛國王金首露は後漢光武帝建武十八年（西曆四二年）兄弟五人と共に卵形を以て龜

旨といふ地に天降し、翌日人間に化して六伽耶を分領したといひ、首露は百五十八年在位したとあるが、其は傳説を神祕化したに過ぎず、實在人たることには疑がなく、上記の如く昔脱解も之と交渉を有したとあり、婆娑尼師今の二十三年の紀には年老多智なる金官國王首露を招いて、或る爭議案件の裁斷を依賴したともあるから（新羅本紀）、其頃まで在世したものとせねばならず、征韓役は此王の末年又は其子居登王の世に當るものと思はれる。居登王以下九代の在位年數は平均四十年强（一說によれば三十七年）となるが、其は金首露の歿年を新羅史編年に倣うて繰上げ、滅亡の年を記錄に從うて眞興王の二十三年（一說には法興王の十九年）とした爲に適宜繰延を必要としたのであらう。

百濟本紀（三國史記）の編年も亦延伸の形跡が顯著で、左記の略譜が之を證して餘りがある。

(一)溫祚(四五)—(二)多婁(四九)—(三)己婁(五一)—(四)蓋婁(三八)—(五)肖古(四八)—(六)仇首(二〇)—(一〇)比流(四〇)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└(七)古爾(五一)—(八)責稽(一三)—(九)汾西(六)—(一一)契(二)

(一二)近肖古(二九)—(一三)近仇首(九)—(一四)枕流(一)—(一六)阿莘(一三)—(一七)腆支(一五)

　　　　　　　　　　　　　　　└(一五)辰斯(七)

國史には近肖古及近仇首を肖古(照古)及貴須と書き、神功應神朝の人とし、三國史記によるも肖古王の三十九年と新羅奈解尼師今十九年の記事とが一致して居るから、此二王は先學の說の如く肖古及仇首の重出とせねばならぬ。——上揭史訂新羅年表參照——仇首王と近肖古王との間に序列した五王中古爾王のコ゜ニは己婁王のコ゜ルと通音であるのみならず、在位年數をも同うし、比流王のヒ゜ル゜はカフルの(蓋婁)から接頭語分子と思はれるカ゜を除いたフ゜ル゜に通ずるから、孰れも同一人をいふものと思はれる。責稽以下三王も架空人物ではあるまいが、旁系とせられて居る所を見ると、新羅系譜の例に同じく、己婁(古爾)王の子孫で、一地方に分封

せられたものを誤つて本統に列したのであらう。肖古と近肖古、仇首と近仇首とは在位年數を異にして居るが、書紀に貴須王の在位を九年とし、近仇首の其と合致して居るから、肖古王も亦近肖古の二十九年說を取るとすれば、百濟本紀の編年は蓋婁王と枕流王との間に於て百七十九年(干支三運)延伸せられたことになるのである。

百濟に於ては近肖古王の代に博士高興によつて記錄が作られたとあるのであるから〔三國史記〕、近代の國王に關し、右の如き誤記を敢てしたとは考へられず、紀が引用した百濟史書にも肖古王の外に近肖古王の在世が說かれて居た形跡はないから、上揭の如き誤つた編年は恐らくは統一後の新羅史家によつて作爲せられたので、故意と不用意とを問はず、新羅本國の紀年を延長した結果、之と合致せしめんが爲には百濟史の年次をも更改する必要を生じ、新羅史と同一筆法を用ひて旁系を本統に轉入したが、尙不足であつたので、已婁以下仇首までを再揭したの

であらう。之によつて始祖温祚を高句麗王朱蒙の子なりとする百濟傳說とも契合するやうになつたのであるが、高句麗史の編年にも亦疑のあることは後記の通りで、假に朱蒙が前漢時代の人であつたとしても、子は裔孫の意とも解せられるから、事に於て妨はないのである。

高句麗本紀については大に研究を要するものがあるが、其國家が南遷して鴨綠江北岸の丸都に宮居するやうになつたのは山上王時代のことで、――魏志には伊夷模(故國川王)が新國を建てたとある――其以前に遡つて穿鑿することは本書の研究範圍外に屬する。百濟の近肖古王と時代を同うしたのは故國原王斯由で、我國との交涉が始まつたのも此ころであるが、其以後の年次には大差がないやうである。

書紀及三國史記の編年に從へば、征韓の年は次の如く表示せられねばならぬ。

仲哀天皇九年——新羅奈解尼師今五年——百濟肖古王三十五年——高句麗山上王四年——後漢獻帝建安五年——西暦二〇〇年

さりながら上述の如く朝鮮史書の編年に誤差があると同時に、皇紀も亦此時代に於ては百餘年繰上げられて居るやうであるから、右の年契を基として當時に於ける韓地の情勢を論ずることは出來ぬが、皇紀の延伸のみを知つて彼國の史書の編年を過信することも亦大なる誤である。されば先決問題は比較的正しい年代對照で、精確なる數字を掲げることは勿論不可能であるが、上記の論究によれば神功皇后の壯擧は書紀の編年よりも百二年後、即ち西暦三〇二年(晉の惠帝泰安元年)のことのやうであるから、其當時三國は次の君主によつて支配せられて居たものとせねばならぬ。

新羅。　婆娑尼師今二十三年。——昔氏に在ては次年伐休が繼位したものゝやうで、金氏は尚未だ起つて居なかつた。

百濟。　己婁王（肖古王の先々代）末年

高句麗。　美川王（故國原王の先代）卽位初年

加羅には上記の如く居登王が君臨し、其他濊貊弁辰諸邦は其々獨立の君主を戴いて居たものゝやうである。樂浪帶方の郡治は魏の景初年間に撤廢せられたとあるが〔魏志〕、部從事吳林の如き權門が尙三國の支配外に獨立して居たものと思はれる。此考定に基いて征韓當時の形勢を略叙すれば左記の通りである。

新羅。赫居世干の建國當時は慶州附近六部落を領有したに過ぎなかつたのであるが、一代の間に辰韓諸邦を倂はせ、北は東沃沮と通じ、西方馬韓に聘し、卞韓（弁辰）の一部を征服した。其疆界は判明せぬが、大略淸道川及洛東江を以て西南限とし、北は江原道界に達して居たものゝやうで、爾來三代を經て着々地步を固めたが、濊貊（東樂浪）、百濟（馬韓）、加耶との間には屢々兵戈を交へた。昔氏の始祖脫解尼師今は倭國の東北一千里にある多婆那國王を父とし、女國王の女を母と

する外來人で、――三國遺事には垸夏國含達王の子とある――始め金官國に來着したが容れられなかつたから新羅に移り、第二代南解次々雄の女を娶つたとあるのは事實かも知れぬが、義兒儒理尼師今の後をうけて王統を嗣いだのではなく、神功紀に沙比新羅とある地（恐らくは蔚山及東萊方面）に分封せられ、其子孫が數代に亙り、朴氏又は金氏と併立したと思はれることは上述の通りである。儒理の後繼者は其子（又は甥）婆娑尼師今で、金城の東南に新城を築き、月城と號してここに都した。

百濟。始祖溫祚王が卒本扶餘を亡命して漢水の南に慰禮城を築いて之に居り、次で都を南漢山（廣州郡）に遷した當時の疆域は、北は浿河（禮成江か）に至り、南は熊川（熊津卽ち公州）を限り、西は大海を窮め、東は走壤を極むとあり（百濟本紀）、走壤の所在は明にし得ぬが、辰韓との境界と思はれるから、今の京畿道及忠淸南北道の一部分を出でなかつたやうであるが、遂に南西隣の馬韓を併吞し、其南邊

圓山、錦峴、古沙夫里等に城を築いた。溫祚王から多婁己婁二王を經て蓋婁王まで父子相承し、其間に東境に於ては新羅と蛙山城を爭奪して結局之を失ひ、北境に在ても屢々高句麗の侵略を蒙つたが、尙地を奪はるゝに至らず、蓋婁王の五年に北漢山城（今の京城附近）を築いて北方の鎭とした。

高句麗。魏の正始中幽州の刺史毋丘儉が來攻し、丸都城を屠つたので、時の國王憂位居（東川王）――魏志には宮（山上王）とある――は都を平壤に移した。さりながら魏は此地方に重鎭を置かうともせず、太守弓遵が土侯と戰うて敗死するに及び、樂浪帶方二郡の治を放棄したので（魏志東夷傳）、美川王の世其地方をも古有して百濟新羅の境に莅み、東の方貊種を壓迫し、北遼東玄菟をも侵略し、故國原王十二年に都を丸都に復した（長壽王の十五年平壤に復歸）。

上述によるも新羅、百濟、高麗が一時に神功皇后に降伏したとある我古傳說は、時間を壓縮したものとすべきで、第一章以下に論述するやうに、加羅に近い新羅

が先づ屈服し、北東二面に敵を有する百濟は、我國の後援を得て局面を有利に展開せんが爲に進んで附庸となり、高麗も亦其形勢を看取して朝貢するやうになつたものとせねばならぬ。

大和朝廷と三國との交渉は右の如くして開始せられたのであるが、新羅本紀には婆娑尼師今以前から倭乃至倭人との和戰通交の記事があらはれて居るので、從來頗る史家を惱ませた。さりながら其は決して我傳說の脫漏でも、新羅史の訛誤でもなく、「倭」といふ名稱に關する了解の相違に因るものである。我國に於ては此字をヤマトと訓み、ヤマト朝廷乃至ヤマト民族を表現するに用ひたが、前篇第三卷(二〇七頁)以降に屢々述べたやうに、支那人及韓人が「倭」と稱したのは、魏志東夷傳辨辰の條下に其瀆盧國與レ倭接レ界とあるやうに、韓半島南岸及西岸に古住したアマ(海人)族で、古語のシヅ(倭)の謂である。新羅本紀はヤマト民族も亦

之に屬するものと誤解し、一列に此名稱を用ひ、文武王の十年（我天智天皇九年）の紀に、倭國更ニ號日本ト、自言近ニ日所レ出、以爲レ名と記注して居るのである。されば初年の新羅本紀に見える倭は、半島南岸乃至對馬、壹岐、九州西岸に居住したアマ族のことで、通商の爲に來往し、時あつて刼掠を企てたことは、後日の倭寇と同樣であつたのであらう。新羅は建國當初から此種族との交渉が多かつたが、同種に屬する加耶（加羅）は當時既に國家を形成して居たので、國號を以て之を呼稱し、其他は一列に倭人と稱へたもの丶やうである。左に婆娑尼師今以前に於ける新羅と倭人との交渉として、三國史記に記載せられたものを列擧する。

始祖赫居世八年。　倭人行レ兵、欲レ犯レ邊、聞ニ始祖有ニ神徳一、乃還

同三十八年。　春二月遣ニ瓠公一、聘ニ於馬韓一、馬韓王讓ニ瓠公一曰、辰卞二韓爲ニ我屬國一、比年不レ輸ニ職貢一、事レ大之禮、其若レ是乎、對曰、我國自ニ二聖肇興一、人事修、天時和、倉庾充實、人民敬讓、自ニ辰韓遺民一以至ニ卞韓樂浪倭人一無レ不ニ畏懷一、而

吾王謙虛、遣二下臣一修聘、可レ謂レ過二於禮一矣、而大王赫怒、劫レ之以レ兵、是何意耶、王憤欲レ殺レ之、左右諫止、乃許レ歸、前レ此中國之人、苦二秦亂一東來者衆、多處二馬韓東一與二辰韓一雜居、至レ是寖盛、故馬韓忌レ之有レ責焉、瓠公者未レ詳二其族姓一、本倭人、初以レ瓠繫レ腰、度レ海而來、故稱二瓠公一

赫居世崛起以前の辰王は、魏志東夷傳によれば馬韓人で世襲ではあるが不レ得二自立爲レ王とあるから、馬韓王朝の正朔を奉じたものと思はれる。辰卞二韓爲二我屬國一とあるのは之をいふので、赫居世も此古例を重んじ、使臣を派して了解を求めたのであるが、事實上馬韓の勢威は辰卞二韓に及ばなかつたのである。こゝに樂浪とあるのは漢時代に東部都尉を置いた東樂浪郡をいひ、新羅の北に接する濊貊の地のことで、倭人は卞韓以外に占據する此種族を總稱したのであらう。瓠公は倭人なりとあるが、卷首に朴姓の由來を說明して、赫居世が孵化した大卵——韓人は系譜不明なる英傑を皆卵生であると說いたものゝやうで、赫居世の外、脫

解尼師今、加羅王金首露の兄弟六人、高句麗及百濟王の遠祖と稱せられる朱蒙等いづれも同例に屬する——が瓠に類して居たので、辰人が瓠を朴と稱するにより、之を以て姓としたとある所を見ると、此瓠公も王族の一人であつたのではあるまいか。以瓠繋腰、度海而來云々は文字による附會說とすべきで、海を渡つて來たと言はんが爲に倭人としたのであらう。此時代に漢字義を以て氏名としたとは考へられぬことである。

　南解次々雄十一年。倭人遣兵船百餘艘、掠海邊民戶、發六部勁兵以禦之、樂浪謂內虛、來攻金城甚急、夜有流星墜於賊營、衆懼而退、屯於閼川之上、造石堆二十而去、六部兵一千人追之、自吐含山東、至閼川、見石堆知賊衆乃止

倭人の來寇地帶は明示せられて居らぬが、之が爲に北方の守備が忽になつたとあり、六部の衆が吐含山(慶州郡內東面)の東から引返したとある所を見ると、同郡

陽北面大鐘川の河口附近に現はれたものとせねばならぬ。若し然りとすれば此倭人は對馬方面から來襲したのであらう。樂浪の兵は閼川(今の東川)を渡つたのであるが、金城を陷れるに及ばずして撤退したものと思はれる。

脫解尼師今三年。　夏五月與二倭國一結レ好交聘

同十七年。　倭人侵二木出島一、王遣二角干羽烏一禦レ之不レ克、羽烏死レ之

木出島の名は傳はらぬが、脫解が東萊郡方面を分領したと思はれることは上記の通りであるから、或は釜山灣內の絕影島の古名ではあるまいか。同島を除いては南東海岸に之に相當する島はない。

上揭の記事はヤマト朝廷との直接又は間接交涉を意味せず、慶州に近い此種族の占據地(恐らくは對馬)をいふものと解しても少しも妨はないのである。

新羅史が倭とヤマトとを混同したと同樣に、我史書に於ても新羅といふ名稱を

誤用した例が多いので、之が爲に少からぬ疑惑を生じたのであるが、百濟をクダラと稱へ、高句麗をコマと稱するのも誤傳に基くものと思はれる。百濟といふ名の起原については三國史記には次の如く說明せられて居る。

溫祚都河南慰禮城、以十臣爲輔翼、國號十濟……後以來時百姓樂從、改號百濟、其世系與高句麗同出扶餘、故以扶餘爲氏

右によれば百姓が翼濟したから百濟と名づけたといふのであるが、當時は未だ漢字漢語が常用せられて居なかつた筈であるから、此やうな命名があり得たとは考へられぬのみならず、後漢書東夷傳によれば、馬韓在西、有五十四國、其北與樂浪、南與倭接……伯濟是其一國焉とあつて、百濟とは記されて居らぬ。魏志に列擧した五十四國中にも漢語命名と認むべきものは皆無であるから、百濟も亦原義は不明であるが、韓語백잔——好太王碑文に百殘とある所を見ると백제——の音譯とすべきで、之をクダラと發音すべき理由はあり得ぬ。さればクダラは全

然別個の名稱で、私は樂浪の轉訛であらうと思ふ。漢書地理志顏師古の註に、樂音洛、浪音狼とあるから、朝鮮發音に從へば樂浪はラクナン(락랑)であるが、我上代人は語頭にラ行の音を用ひなかつたので、之を省いてクナンとし、音便によつてクダラと轉呼したのであるかも知れぬ。神功紀に此二字をクダラクと旁訓したのは語尾のㅇ即ちng音のgを響かせる爲と思はれる。百濟と樂浪とは同一ではないが、晉の咸安二年に百濟王餘句(肖古王)に鎭東將軍領樂浪太守を授けたとあり(晉書)、東國輿地勝覽によれば、帶方郡は後漢の建安中、今の全羅北道南原に鎭したとあるから、或る時代には後の百濟地方も樂浪と呼ばれたことはあり得べきで、我上代人が之を混同したのは敢て怪しむに足らぬ。

紀に高麗と表記せられて居る國家は、三國史記及晉書には高句麗とあり、後漢書及魏志は高句驪とし、高麗の二字を用ひたのは宋書元嘉十三年の條下を初見とする。本來夫餘の別種で、漢武帝が設置した玄菟郡所屬の一縣名であるが、——

恐らくは句驪の北に接したから此名を與へたのであらう。高麗としたのは略書と思はれる――後日鴨綠江を渡つて一國家を建設したのである。さりながら其臣民の大部分は先住の句驪人即ち貊種であつたので、クリ(句驪)とも呼稱せられ、爲に兩者の混淆を來したのであるが、我國に於てコマと稱へたのは貊の譯語とおもはれる。貊は狛に通じ、字書によれば猨に似たる小獸とあり、魏志東夷傳に濊地(住民は貊種)の產物としてあげた果下馬の註に、高三尺、乘レ之可下於二果樹下一行上、故謂二之果下一、見二博物志魏都賦一とある所を見ると、此地方に特種の小獸を產したことは疑なく、國語を以て表現すればコマ(小獸)である。其故に高麗人を狛人とも書き、神社の拜殿の兩側に据ゑてある異形の石獸をもコマ犬とよび、狛の字をあてるのである。

高句驪をコマと專稱した結果、クリといふ名號が餘剩になつたので、上代人は之を別國名と誤解し、樂浪帶方の遺民の古住地の呼稱に用ひ之をクレと訛つた。

二郡の郡治は魏朝の末年に廢絶したが〔魏志〕、前漢以來四世紀に亙り、支那人の植民地であつたので、土着漢人も少くはなく、夷人の臣下たるを甘んぜずして、平安道の一地方に自治集團を形成して居たのであるが、遂に高句驪の爲に滅された。晉の義熙九年に高璉（長壽王）を以て高句驪王樂浪公としたとあるのは〔宋書〕其一證である。紀記には此クレに吳の字を充てゝ居るので、從來支那江南の地をいふものと了解せられたが、東晉以降南朝に吳と稱した國家はなく、應神紀の文によるも高麗地方の稱呼であつたとせねばならぬから（第九九頁）、當時の遺留漢人が自ら吳を以て國號としたか、若くは他の理由により此字を充てたのであらう。魏志東夷傳（韓）によれば樂浪郡に部從事吳林といふ有力者があつたやうで、雄略紀にも吳人貴信が百濟國から逝れて歸化したとあり、姓氏錄右京未定雜姓の吳氏は百濟國人德率吳伎側の後とある所を見ると、吳姓の人が或る時代に在留支那人の首長として吳王と名乘つたこともあり得べきである。

上述の如き誤謬に捉はれて居る限りは、紀記の韓地關係傳說を正解することは到底不可能であるが、其にも益して吾人を苦めるのは、神功紀以下に擧げた韓地名が、國號を除くの外、殆ど他の典籍に殘つて居らぬことである。王朝が數次交迭し、且漢語の影響が至大であつた彼地に於ては、地理稱呼の變遷が甚しく、三國史記の地理志に於てすら未詳地點三百五十八を列擧して居る程で、新羅が三國を統一した時代の郡縣名は完全に保存せられて居るけれども、其中には三國出現以後の記錄にかゝる魏志所載の地名すら殆ど繼承せられて居らぬ所を見ると、紀に揭げた舊地が判明せぬのは是非もないことであるが、之が爲に皇軍の縱跡を明白にし得ぬことを遺憾とする。思ふに三國史記以下に傳へられた地名は、在來の舊稱ではなく、三國の盛時――換言すれば征韓の役後――に於て改定せられたもので、中央集權の實が擧がるに從ひ、次々に郡縣が區劃せられたが、舊稱を踏襲

することを欲せずして、新に佳名を選んで之に與へたのであらう。されば上記の如く魏志東夷傳に列擧した三韓諸小邦の名稱も大部分は消滅したのであるが、尙二三物色可能のものもあり、且後章の地名考證にも關係のあるものがあるから、左に先づ之を抄出する。――後日の稱呼の判明して居るもの、並にほゞ推定可能なるものは之を附記し、括弧内に現名を記註する。

(イ)馬韓五十四國

爰襄國　牟水國　桑外國　小石索國
大石索國　優休牟涿國　臣濆沽國　伯濟國――百濟
速盧不斯國　日華國　古誕者國　古離國
怒藍國　月支國(辰王治所)　咨離牟盧國　素謂乾國
古爰國　莫盧國――馬老縣(全南、光陽郡)　古離卑國
卑離國――(百)爾陵夫里郡波夫里縣――(新)陵城郡富里縣(全南、和順郡綾州面)

臣釁國——（百）結已郡新村縣——（新）潔城郡保寧縣（忠南、公州附近）
支侵國　狗盧國　卑彌國　監奚卑離國
古蒲國　致利鞠國　冉路國　兒林國
駟盧國　內卑離國　感奚國　萬盧國
辟卑離國——（百）屎山郡夫夫里縣——（新）臨陂郡澮尾縣（全北、沃溝郡臨陂面）
臼斯烏旦國　一離國　不彌國　支半國
狗素國　捷盧國　牟盧卑離國——毛良夫里縣（全北、高敞郡）
臣蘇塗國　莫盧國　古臘國　臨素半國
臣雲新國　如來卑離國——（百）熱也山縣——（新）尼山縣（忠南、論山郡魯城）
楚山塗卑離國　一難國　狗奚國——葉兮縣（全北、鎭安郡）
不雲國　不斯濆邪國　爰池國　楚離國
乾馬國——馬韓國——金馬渚郡（全北、益山郡）

(ロ)弁辰韓二十四國

已柢國　不斯國　勤耆國——退火郡斤烏支縣(迎日縣)

難彌離彌凍國　冉奚國——古陀耶郡熱兮(泥兮)縣(慶北、安東郡所在不明)

如湛國　戸路國　州鮮國　馬延國

斯盧國——新羅　優由國　○外に馬延國及軍彌國を擧げて居るが、廿四國の數に合はざる故重複と認むべきである

弁樂奴國　弁軍彌國　弁辰彌烏邪馬國　弁辰定漕馬國

弁辰彌離彌凍國——獐山郡美里(解顏)縣(慶北、大邱府解顏面)

弁辰接塗國——漆吐(漆原)縣(慶南、咸安郡漆原面)

弁辰古資彌凍國——古自郡(慶南、固城郡)　○後記小伽耶

弁辰古淳是國——屈自郡(慶南、昌原郡)か　○神功紀の卓淳國は之に當るやうである

弁辰半跛國——一利(星山)郡本彼縣(慶北、星州郡)

弁辰甘路國——駕洛國——金官國(慶南、金海郡)　○當郡上東面に甘露里といふ名を存する

弁辰狗邪國――狗邪韓國（第二卷二四二頁）

弁辰安邪國――阿尸良國一云阿那加耶（慶南、咸安郡）　〇後記阿羅伽耶

弁辰瀆盧國――督小國（獐山郡）か　〇神功紀の喙國に當り、今の大邱府方面である

金首露が勃興するに及び、加羅（加耶）國から五伽耶が分岐した。三國遺事によれば其所在は次の通りである。――本朝史略の說として同書にあげた五伽耶は明に誤傳であるから取らぬ。

阿羅（一作耶）伽耶　今咸安（慶南、咸安郡咸安面）　〇上記弁辰安邪國

古寧伽耶　本咸寧　〇慶北、聞慶郡の舊名

大伽耶　今高靈（慶北、高靈郡）――三國史記地理志によれば自始祖伊珍阿鼓（一云內珍朱智）至道設智王凡十六世、五百二十年、眞興大王侵滅之とある

星山伽耶　今京山、一云碧珍（慶北、星州郡碧珍面）

小伽耶　今固城（慶南、固城郡）

我史書には安羅を除くの外、此名稱をすら用ひて居らぬ。幸に慶尙道方面については先學の努力により、ほゞ指示地域を推知し得られるが、百濟との交渉があつた地方に關して尙異說區々である。例へば比利、辟中、牛古及布彌支(ホムキ)の四地の如きは、慶尙南道河東郡にありとする說と、忠淸道內に之を求めんとするものとがある。其は當時の百濟國の疆域を過大若くは過小に見積つた結果で、前者は河東郡以西が其勢力範圍であつたと考へたのであらうが、餘りに根據の乏しい臆斷であると言はねばならぬ。後者の見解は百濟溫祚王十三年の紀に、其國の四至を北至二浿河一、南限二熊川一、西窮二大海一、東極二走壤一とあるに基くもの丶やうであるが、十餘年の後に馬韓の國邑を併呑したのであるから(三國史記)、其版圖は遙に廣まつた筈で、五十四國中には上に考證したやうに、全羅南道の光陽縣まで含まれて居るのである。勿論舊馬韓諸國を盡く繼承したのではないことは、宋書にあげた倭國王の軍事都督地方中に百濟と慕韓(馬韓)とを併記し(第三卷二二七頁)、比利以下四邑

も肖古父子の南巡の結果、自然に降服したとあることによつて明白であるが、溫祚王の紀にあらはれた次の事實に徵すれば、其勢力範圍は遙に南方に及んで居たものとせねばならぬ。

二十六年秋七月王曰、馬韓漸弱、上下離レ心、其勢不レ能レ久、儻爲二他所一レ幷、則脣亡齒寒、悔不レ可レ及、不レ如先レ人而取レ之、以免二後艱一、冬十月王出レ師、陽言二田獵一、潛襲二馬韓一、遂幷二其國邑一、唯圓山、錦峴二城固守不レ下

二十七年夏四月二城降、移二其民於漢山之北一、馬韓遂滅

三十六年秋……八月修二葺圓山、錦峴二城一

此二城の所在は三國史記にも未詳とし、從來定說を缺くもののやうであるが、百濟の都城から最も遠隔の地に位したとは、文面からも推定せられることで、——百濟武寧王本紀十二年の條下に見える圓山城は之とは全然別地のやうである——私は東國輿地勝覽から次の記事を發見した。

〔四〇〕　全羅左道順天都護府。　「山川」の條下　圓山在府北六里、有三峯

〔三五〕　全羅右道羅州牧。　本百濟發羅郡、新羅改錦山郡（三國史記地理志同斷）
——「山川」の條下　錦山城在州北五里、鎭山　——「古跡」の條下　錦城山古城石築周二千九百四十六尺、高十二尺、三面險阻云々

錦山郡は新羅名であるが、古來錦山又は錦峴といふ稱呼があつたから、其名を郡に負はせたものと了解することは不當ではあるまい。殊に比較的大規模の古城趾が存するのは有力なる證據である。此見解にして誤らずとすれば、皇軍の進路攻百濟王父子との交渉についても、從前とは大に異る觀察を下さねばならぬ。地理考證の如きは私の最も不得意とする所であるにも拘はらず、之を敢てせねばならぬ立場に置かれたことを私は不幸とするもので、次章以下の所論については特に朝鮮歷史地理專攻家の教を仰がんとするのである。

吾人は上述の如き困難を排して考察せねばならぬと同時に、此時代の內地事情についても、傳說の表面のみに捉はれることなく、特に嚴重な批判を下す必要が多いと信ずるのであるが、其は第四章以下に於て論述することゝし、玆には當時に於ける日韓關係について概念を述べるに止める。

第一章　海外振武

新羅の質子――卓淳國――百濟入貢――南鮮經營――韓地用兵――麗濟來聘

神功皇后の上陸地點は明示せられて居らぬが、前卷(第二一三頁以下)に論じたやうに、新羅の領土ではなく、對島に近い朝鮮南岸の一港津であつたとせねばならぬから、之を黄山河(洛東江)の河口に求むべきで、其地に重兵を屯して鎭戍に任ぜしめられたのであらう。其は新羅と加耶(駕洛)との境界にあたり、河東の歃良(梁山郡)が兩國の爭奪地であつたことは後記の通りであるから、皇軍が此方面からも新羅領内に侵入したことは勿論であるが、海を渡つて慶州東岸に上陸し、當時の國都であつた吐含山下の月城に押寄せたことも有り得る。國王波沙寐錦が微叱己知波珍干岐を質として貢つたといふ神功紀の記事に誤なしとすれば、第五卷二

一六頁)、其際のことであるが、皇后御自身が此攻圍戰を指揮せられたといふのではあるまい。

微叱己知波珍干岐は五年の紀に微叱許智伐旱とも、許智伐旱とも、微叱旱岐とも、微叱智とも色々に記されて居るが、名號の本體はミシ(微叱)で、爾餘は官爵又は敬稱である。干岐は旱岐とも書き、垂仁紀の于斯岐阿利叱智干岐(第三卷二二八頁)を始め、本卷以降にも屢々見え、卓淳王末錦旱岐、加羅國王己本旱岐(以上神功紀)、新羅上臣伊叱夫禮智干岐(繼體紀)の如く、小國の君主又は大國の重臣に對しても用ひる敬稱である。智(知)は國語のチ(主)と同源から出たものらしく、臣智の形に於ては、諸韓の邑邦の君長の稱號に用ひられるから(後漢書)(魏志)、己知(許智)も亦大主の謂と思はれる。――集解が微叱智を微叱許智と改めたのは賢しらである――波珍伐旱は新羅の官階で、十七等中の第四階及第一階であるが、他の階級も今後屢々あらはれるから、此序に三國史記職官志から抄出して一二所

見を加へる。

一、伊伐飡、或云伊罰干、或云干伐飡、或云角干、或云角粲、或云舒發翰、或云舒弗邯——伊、干は接頭語的に用ひられたのであるから、單に伐飡（罰干）というても差支はない

二、伊尺飡、或云伊飡

三、迊飡、或云迊判、或云蘇判

四、波珍飡、或云海干、或云破彌干

五、大阿飡。　從レ此至二伊伐飡一唯眞骨受之、他宗則否

六、阿飡、或云阿尺干、或云阿粲。　自二重阿飡一至二四重阿飡一

七、一吉飡、或云乙吉干

八、沙飡、或云薩飡、或云沙咄干

九、級伐飡、或云級飡、或云及伏干

一〇、大奈麻、或云大奈末。自二重奈麻一至二九重奈麻一——後者と區別する爲に重大奈麻というたのではあるまいか。
一一、奈麻、或云奈末。自二重奈麻一至二七重奈麻一
一二、大舍、或云韓舍
一三、舍知、或云小舍
一四、吉士、或云稽知、或云吉次——我國のカバネの吉士（吉師）も之から出たものゝやうである
一五、大烏、或云大烏知
一六、小烏、或云小烏知
一七、造位、或云先沮知
右の質子を新羅が詭計を以て奪還したので、問罪の師を派出せられたことを、紀には次の如く叙述して居る。

五年春三月癸卯朔己酉、新羅王遣二汙禮斯伐、毛麻利叱智、富羅母智等一朝貢、仍有下返二先質微叱許智伐旱一之情上、是以誂二許智伐旱一而紿之曰、使者汙禮斯伐、毛麻利叱智等告レ臣曰、我王以二坐臣久不一レ還而、悉沒二妻子一爲レ孥、冀蹔還二本土一知二虛實一而請焉、皇太后則聽之、因以副二葛城襲津彥一而遣之、共到二對馬一宿二于鉏海水門一、時新羅使者毛麻利叱智等、竊分二船及水手一、載二微叱旱岐一、令レ逃二於新羅一、乃造二芻靈一置二微叱智之床一、詳爲二病者一、告二襲津彥一曰、微叱智忽病之將レ死、襲津彥使レ人令レ看レ病、即知レ欺而捉二新羅使者三人一、納二檻中一以レ火焚而殺、乃詣二新羅一次二于蹈鞴津一、拔二草羅城一還之、是時俘人等、今桑原、佐糜、高宮、忍海凡四邑漢人等之始祖也

三人の使臣はいづれも伐旱又は智を添稱として居るから、相當の身分のものであつたと思はれる。詐術を弄したのは君命によるものか、若くは彼等の忠義立か明示せられて居らぬが、對馬の渡津に於て微叱智を本國に逝し、急病によつて頓死し

たと取繕うたのを看破られて、火刑に處せられたといふので、尠くとも襲津彦は新羅國王が其事情を知つて居たと推測したから、邊城を屠つて憤を漏したのであらう。鉏（サヒ）海は對馬と慶尙南道とを隔てる海面の稱呼で、——恐らくはサヘ（塞）の海の轉呼であらう——其西岸の地即ち蔚山、東萊方面を沙比新羅と稱へたやうであるが（第一九頁）、對馬の渡津は何處であつたか判明せぬ。或は皇后の經由せられた和珥津（第五卷二一一頁）のことではあるまいか。襲津彦の到着した蹈鞴津は東萊郡多大浦のことで（東輿）、洛東江口東側の突角に位し、今も沙下面多大里に其名を留めて居る。皇軍は此處より川を遡つて秋良即ち梁山の城を陷れたので、草羅は秋良に通じ、サハラと訓したのは國語發音によるものである。

此時の俘囚を置かれたとある四邑中、桑原及高宮は和名抄所揭の葛上郡の鄕名で（所在不明）、忍海は同書に一郡としてあげ（今も一村として南葛城郡に存する）、佐糜も亦南葛城郡葛城村の大字東佐味及西佐味に其名を留めて居る。凡四邑漢人

等之始祖也とあるによつて、漢人種の謂とするのは誤りで、辰韓に秦の亡命者が多く在住したといふ說は、後漢書及魏志に見えるが、漢人が特に梁山地方に群居した形跡はなく、又使節の從者及邊城の守備に外來人のみを選んで充當したとは考へられぬことである。案ずるに韓漢相通音であるから、混用したものとすべきで、他にも例のあることである。

三國史記の新羅本紀には、婆娑尼師今が我國に質を入れたことを記載して居らぬが、實聖尼師今の元年の紀に與倭國通好、以奈勿王子未斯欣爲質とあり、同書第四十五卷朴堤上の傳にも次の如く記述して居る。

朴堤上 或云毛末 始祖赫居世之後、婆娑尼師今五世孫、祖阿道葛文王、父勿品波珍飡、堤上仕爲歃良州干、先是實聖王元年壬寅、與倭國講和、倭王請以奈勿王之子未斯欣爲質、王嘗恨奈勿王使己質於高句麗、思有以釋憾於其子、故不拒而遣之……及訥祇王卽位、思得辯士往迎之……堤上報曰

……倭人不レ可下以二口舌一諭上、當以二詐謀一、可二王子歸來一、臣適レ彼則請以二背國一論、使二彼聞レ之、乃以レ死自誓、不レ見二妻子一、抵二栗浦一汎レ舟向レ倭、其妻聞レ之、奔至二浦口一、望レ舟大哭曰、好歸來、堤上回顧曰、我將レ命入二敵國一、爾莫レ作二再見期一、遂徑入レ國、若二叛來者一、倭王疑レ之……聞三羅王囚二未斯欣堤上之家人一、謂二堤上實叛者一、於レ是出レ師將レ襲二新羅一、兼差三堤上與二未斯欣一爲レ將、兼使二之鄕導一、行至二海中山島一、倭諸將密議、滅二新羅一後、執二堤上未斯欣妻孥一以還、堤上知レ之、與二未斯欣一乘レ舟遊、若下捉二魚鴨一者上、倭人見レ之以謂二無心喜一焉、於レ是堤上勸二未斯欣一潛歸二本國一、未斯欣曰、僕奉二將軍一如レ父、豈可二獨歸一、堤上曰、若二人俱發、則恐謀不レ成、未斯欣抱二堤上項一泣辭而歸、堤上獨眠二室內一晏起、欲レ使二未斯欣遠行一、諸人問、將軍何起之晩、答曰、前日行舟勞困、不レ得二夙興一、及レ出知二未斯欣之逃一、遂縛二堤上一、行レ舡追之、適烟霧晦冥、望不レ及焉、歸二堤上於王所一、則流二於木島一、未レ幾、使下人以二薪火一燒中爛支體上、然後斬レ之云々

內容に多少の相違はあつても、紀の所傳と同一事實を語るものと思はれるが、年代が甚しく相違して居る。或は其因を皇紀の延伸に歸するものもあるけれども、序說にも詳論したやうに、新羅史の編年も決して信用すべきものではなく、又訥祗麻立干の本紀にも未斯欣脫還には言及せず、十七年夏五月卒去に際して舒弗邯(伐旱)の爵位を贈つたとあることも疑とすべきである。堤上の忠節談は弘く語り傳へられたものと見えて、三國遺事にも頗る誇張潤色して收錄せられて居るが、其姓を金とした外に、質子の名をも美海とし、一作㆓未吐喜㆒と注して居る所を見ると、些の誤傳もないものと斷定することは困難で、從つて其年代の如きも確實を保證することが出來ぬ。要するに毛末(毛麻利叱智)といふものが、權謀を以て質子を救出したといふことだけが事實で、其他は傳承中に色々と作りかへられたのであらう。

紀の波沙寐錦を婆娑尼師今の謂なりとすれば、質子の微叱に當るものは金朝の

始祖味鄒であらねばならぬ。新羅本紀によれば味鄒は伐休尼師今の曾孫女を妻とし、婆娑王よりも四代後の人であるかのやうに序次せられて居るが、序說に論證したやうに、朴昔又は昔金兩氏が併立した時代があつたとすれば、祇摩について卽位したものは味鄒であらねばならぬから、其母朴氏の父葛文王伊柒は、恐らくは婆娑と同世代の人であつたのであらう。――葛文王は朴、昔、金氏を通じ、王族の稱號であつたと見えて、儒理、婆娑、祇摩、助賁、儒禮尼師今等の夫人の父は皆之を用ひ、助賁の父骨正（伐休尼師今の子）及上揭朴堤上の祖阿道も葛文王と稱し、味鄒卽位後先考仇道を葛文王に封じたとある。或は繼體紀の己紋（コモム）の地（第三卷二四一頁）、三國史記の甘文小國（開寧郡）卽ち今の金泉郡開寧面地方を領した新羅の藩國を謂ふのではあるまいか――其故に王子又は王孫と稱して我國に質たらしめたことは有り得べきで、在留中に波珍から伐旱に進爵し、歸國後遂に新羅王に擁立せられたものと思はれる。上記奈勿王は其弟の子で、且女婿である。されば其後

裔なる金朝に於ては、始祖が日本に質子となつて居た事實を諱んで、類名の未斯欣又は美海に此話を結びつけたのであるかも知れぬ。

草羅城攻略が如何なる結果を齎したかは、國史には記述せられて居らぬが、祇摩尼師今の本紀には倭及加耶との交渉が次の如く叙述せられて居る。

四年春二月加耶寇南邊、秋七月親征加耶、帥步騎度黃山河、加耶人伏兵林薄以待之、王不覺直前、伏發圍數重、王揮奮擊、決圍而退

五年秋八月遣將侵加耶、王帥精兵一萬以繼之、加耶嬰城固守、會久雨、乃還

十年夏四月倭人侵東邊

十一年夏四月大風東來、折木飛瓦、至夕而止、都人訛言、倭兵大來、爭遁山谷、王命伊湌翌宗等諭止之

十二年春三月與二倭國一講レ和

加耶卽ち加羅國に駐屯した我鎭戍軍が四年五年の兩役を旁觀した筈はないから、必然之に參加したものとせねばならず、東邊を侵し、訛言尙且新羅人を震慴せしめた倭人も之をいふものと思はれる。次代の國君と推定せられる味鄒尼師今の世には、百濟國との交戰が揭記せられて居るのみで、南境及東岸が無事であつたのは、十二年の講和の結果であらねばならぬ。

味鄒時代に於ては百濟は攻勢を取つたものゝやうであるが、新羅を抑へる爲には我國と氣脈を通ずることを有利として、進んで接近を求めた形跡がある。百濟本紀には默殺して居るが、神功紀には之を次の如く記述して居る。

四十六年春三月乙亥朔、遣二斯摩宿禰于卓淳國一斯摩宿禰者不レ知二何姓人一也於レ是卓淳王末錦旱岐、告二斯摩宿禰一曰、甲子年七月中、百濟人久氐、彌州流、莫古三人、到二於我土一曰、百濟王聞三東方有二日本貴國一而、遣二臣等一令レ朝二其貴國一、

故求道路以至于斯土、若能敎臣等令通道路則我王必深德君、王時謂久氐等曰、本聞東有貴國、然未曾有通、不知其道、唯海遠、浪嶮則乘大船僅可得通、若雖有路津、何以得達耶、於是久氐等曰、然卽當今不得通也、不若、更還之、備船舶而後通矣、仍曰、若有貴國使人來、必應告吾國、如此乃還、爰斯摩宿禰卽以傔人爾波移與卓淳人過古二人、遣于百濟國、慰勞其王、時百濟肖古王、深之歡喜而厚遇焉、仍以五色綵絹各一疋、及角弓箭幷鐵鋌四十枚、幣爾波移、便復開寶藏、以示諸珍異、曰、吾國多有是珍寶、欲貢貴國、不知道路、有志無從、然猶今付使者、尋貢獻耳、於是爾波移、奉事而還、告志摩宿禰、便自卓淳還之也

此一段は文面からも想定せられるやうに、我國の古傳說ではなく、百濟人の手になつた記錄を採用したものであらねばならぬが、日本といふ名稱が見えるから、天智朝以後の文書とすべきで（第二二頁）、特に貴國といふ語を行文中にも用ひて居

る所を見ると、百濟滅亡前後に歸化した同國人が朝命を奉じて勘進したものであらう。されば其典據は彼等が故國から將來した王國の古記錄若くは史書であつたこと疑なく、比較的信用の置けるものと見るべきである。之によれば當時の實情は紀記の三韓親征記事が與へる印象とは大に異り、大略左記のやうであつたと思はれる。

（一）皇軍の古領地は本初慶尙南道金海郡方面の一小地域に過ぎず、其西に隣する卓淳國とすらも沒交涉であつた。

（二）從つて任那聯邦も尙未だ存立しなかつたのであるが、應神天皇七年の紀に任那人來朝とあり、高麗國好太王の碑文（西曆四一四年建立）には既に此名稱が用ひられて居るから、其後久しからずして出現したものと思はれる。

（三）我國と百濟及高麗との間には此時代まで何等の折衝も存しなかつた。

（四）百濟の納款は同國の希望によるもので、必しも威壓の結果ではない。

斯摩（志摩）宿禰を卓淳國に遣はされたのは如何なる動機によるものか明示せられて居らぬが、此使臣は應神天皇の妃の一人なる糸井比賣の父、櫻井田部連之祖島垂根――紀には糸媛の兄とし、櫻井田部連男鉏とある――の宗族で、大和國高市郡島之庄に占住した名門であつたと想定せられる。穴門國造も亦同族であるから（第五卷九八頁）、或は其助勢を得て韓地開拓の任についたのかも知れぬ。卓淳の卓は刊本に得と旁書し、トクシユと訓してあるが（釋紀同斷）、之に類する地名は朝鮮の圖書に見當らぬ。さりながら後揭四十九年の紀によつて推測するに、加羅の西に連り、且海に瀕した地とせねばならぬから、今の昌原地方ではあるまいか。馬山灣が深く彎入して居るので、安全なる上陸地點として特に選ばれたことも有り得る。――友人大原利武君は同郡大山面と考證した――若し然りとすれば既記の弁辰古淳是國にあたり、一臣智の下に支配せられて居たので、當時の君長を末錦と稱したのであらう。

百濟國から陸路此地に達せんが爲には、多くの異邦領土を經由せねばならぬから、自國の勢力範圍外は水路を選んだものとすべきで、或は蟾津江を下つて海に出で、諸島嶼の間を縫うて統營水道から鎭海灣を經て到着したのかも知れぬ。卓淳王から百濟の消息を耳にした斯摩宿禰は、從者爾波移（庭屋の謂か）に卓淳國人をそへて偵察に遣はし、國王の誠意を確めて歸朝したといふので、百濟入貢の序幕である。當時の國王はこゝに明記せられて居るやうに肖古（刊本背古とあるは誤記）で、百濟本紀に近肖古とした王者は、其幻影に過ぎざること既述の通りである（第一四頁）。

百濟來聘は翌年の紀に次の如く敍述せられて居る。

四十七年夏四月、百濟王使二久氐、彌州流、莫古一令二朝貢一、時新羅國調使與二久氐一共詣、於レ是皇太后太子譽田別尊、大歡喜之曰、先王所レ望國人今來朝之、痛

哉不レ逮二于天皇一矣、群臣皆莫レ不二流涕一、仍檢二校二國之貢物一、於レ是新羅貢物者珍異甚多、百濟貢物者、少賤不レ良、便問二久氐等一曰、百濟貢物不レ及二新羅一奈二之何一、對曰、臣等失レ道、至二沙比新羅一、則新羅人捕二臣等一、禁二囹圄一經二三月一而欲レ殺、時久氐等向レ天而咒詛之、新羅人怖二其咒詛一而不レ殺、則奪二我貢物一、因以爲二己國之貢物一、以二新羅賤物一、相易爲二臣國之貢物一、謂二臣等一曰、若誤二此辭一者、及二于還日一、當レ殺二汝等一、故久氐等恐怖而從耳、是以僅得レ達二于天朝一、時皇太后、譽田別尊、責二新羅使者一因以祈二天神一曰、當下遣二誰人於百濟一將檢中事之虛實上、當下遣二誰人於新羅一將推中問其罪上、便天神誨之曰、令二武內宿禰行一レ議、因以二千熊長彥一爲二使者一當レ如レ所レ願　千熊長彥者分明不レ知二其姓一人、一云武藏國人、今是額田部槻本首等之始祖也、百濟記云二職麻那那加比跪一者蓋是歟也　於レ是遣二千熊長彥于新羅一、責以レ濫二百濟之獻物一

百濟に有利に敍してある所を見ると、此資料も亦同國側から出たのであらうが、

派遣人員の選任について神の教を仰いだとあるのは、我上代話術の特色であるから、此文を草したものは紀の編者であらねばならぬ。さればこそ先王所望國人云々といふ潤色的語句をも追補したので、仲哀天皇は橿日宮の記事によれば百濟といふ國の存在をすら知しめさず、百濟の原書には勿論此やうな叙述はなかつた筈である。百濟使人が捉へられた沙比新羅は既述の如く東萊地方を謂ふものと思はれるが(第一九頁)、貢物强奪の事實が果して存したかは疑問とすべきで、其後の態度に徴するも、局面を有利に導く爲に中傷を敢てしたものと想像し得られぬことはない。千熊長彦は其姓を知らずとあるけれども、前卷(第九四頁)に述べたやうに、忍(シノブ)國造志久麻彦のことで、武藏國槻本首等が之を始祖としたとあるのが事實とすれば、其一族中から此地——所在を詳にせぬが、或は浦和の調(ツキ)神社〔式〕と關係があるかも知れぬ——に移住したものがあつたのであらう。額田部と冠稱した所を見ても、其が海人族であつたことが證明せられるのである(三—二一一頁)。

問罪に對し新羅王が如何なる陳辯をしたか明示せられて居らぬが、滿足なる回答を得なかつたので、後記の如く征討軍を派遣せられることになつたのであらう。
爾來百濟朝貢の記事は神功紀五十年、五十一年、五十二年、應神紀七年、八年、十四年、十五年、十六年及三十九年の條下にも見えるが、本章に於ては皇威の海外發揚を說くことを主とするから、次章以下に於て之に言及する。

百濟の進言により朝廷に於ては、新羅問罪といふ名義の下に、南鮮經略の策謀を定められたもの丶やうで、翌々年の紀には次の如き一節がある。

四十九年春三月、以荒田別、鹿我別爲將軍、則與久氐等共勒兵而度之、至卓淳因將襲新羅、時或曰、兵衆少之、不可破新羅、更復奉上沙白蓋盧請增軍士、卽命木羅斤資、沙沙奴跪、是二人不知其姓人也、但木羅斤資者百濟將也領精兵與沙白蓋盧共遣之、俱集于卓淳、擊新羅而破之、因以平

定比自炑、南（アリヒシ）加羅、喙（トク）國、安羅、多羅、卓淳、加羅七國」

百濟の資料に基いたので還元不能の人名があり、記事にも多少の矛盾があるのであるが、文面によれば新羅征討の爲に派出せられた將軍は、上毛野君祖荒田別及鹿我別兄弟で、豐城入彥の四世ノ孫である〔姓〕〔舊〕。荒田別は祖父彥狹島王のやうに、所在の地卽ち上野國新田（アラタ）郡――和名抄には爾布太と訓し、今ニツタと稱へる――の名を負うたものと思はれ、鹿我別は浮田國造の始祖で、應神紀には巫（カムコ）別とある（第五卷六九頁）。直接新羅に向はずして卓淳國に集合したのは、敵情偵察等の必要があつたからであらう。其結果兵數の不足が明になつたので、增兵要求の爲に入朝したとある沙白蓋盧が韓人であることは其名によつても明であるが、後發將軍の一人木羅斤資を百濟將也と注したのは誤傳で、應神天皇二十五年の紀に此人が新羅婦人を娶つて生ませた子を大倭木滿致といふとあり、滿致はマチ（眞主）の假字で、宇摩志麻治命の如く用例の多い敬稱であるから、日本人なることは疑

なく(第七四頁參照)、其父が百濟人であつた筈がない。木は舊訓の如くモクの音標で、語義を詳にせぬが或氏名の訛と思はれ、斤資はキシ(吉士)の假字で、恐らくは新羅滯在中に得た爵名であらう。之と行動を共にした沙沙奴跪はササ之子の謂で、不レ知二其姓一と注せられて居るが、或は神八井耳系の雀部臣氏の出であつたかも知れぬ。

新羅討伐については單に破之とあるだけで、詳況は傳へられて居らぬが、助賁尼師今の本紀に次の如き記事のある所を見ると、嚴然たる史實とせねばならぬ。

三年夏四月、倭人猝至圍二金城一、王親出戰、賊潰走、遣二輕騎一追二擊之一殺獲一千餘級

新羅本紀によれば助賁は第十一代王で、婆娑尼師今の歿後百十八年を經て繼統したとあるが、序說に考證したやうに、其實は金味鄒と同時代の人で、西曆三四九年から三六四年まで、蔚山東萊地方卽ち沙比新羅の統治者であつたのであるから

（第一九頁）、百濟使臣抑留の責を問はれたのは當然のことで、其三年は正に神功皇后攝政の四十九年に該當するのである。新羅本紀には終局の勝利は助賁に歸したかのやうに說かれて居るが、其は新羅史を通じて常に見る自大虛榮で、我國の附庸であつたことを極力隱蔽せんが爲に潤色を加へたのである。國都を包圍せられたといふことが既に敗戰を語るもので、滅亡を免かれたのは城下の盟に甘んじたからであらねばならぬ。白服勿殺（第五卷二〇六頁）は歷朝の皇謨で、韓地に對しても終始此態度を以て臨んだが爲に却つて後累を殘した憾がないでもない。助賁の都を金城としたのは明に誤記で、新羅史の編者は序說に指摘したやうに、尼師今は盡く王位を相承したものと誤解したから、王城の意を以て漫然金城と記したに過ぎず、當時其都城には味鄒尼師今が在住し、今次の戰役とは沒交涉であつたのである。

此征戰によつて比自炑以下七國が平定したとあるが、加羅及卓淳は既述のやう

に以前から歸屬した地方で、南加羅は後記の如く巨濟島方面をいふもの丶やうであるから、既に我勢力範圍であつたとすべきで、此際新に經略せられたのは㖨、比自㶱、安羅及多羅であらねばならぬが、之によつて通計七國が平定したといふのであらう。左に此等の地名について一言する。

比自㶱。　慶尙南道昌寧郡の舊名で〔東輿〕、洛東江左岸の地である。

南加羅。　加羅國（金海郡）の南方にある國土といふ意で、今の統營郡にあたるから、恐らくは上揭弁辰狗邪國（狗邪韓國）をいふのであらう。南はアリヒシと訓してあるが、現代鮮語のアリ（아리）は「下」を意味する。

㖨國。　三國史記の地理志にあげた將小國の謂なること疑なく、今の大邱府地方である。上記弁辰瀆盧國は之に當るのであらう。

安羅。　上揭弁辰安邪國卽ち阿羅伽耶で、今の咸安郡の舊名である。

多羅。　三國史記の大良に當り、後日の陜川郡である。

即ち北は大邱から南統營郡に至る一帶の地域で、其西に隣する宜寧、晉州、固城、泗川郡方面も相次いで歸屬したものと思はれるが、大集團を形成して居なかつたので傳承にもれたのであらう。皇軍は此餘威を以て西方全羅南道にも進出した。紀には前文の續きとして次の如く叙述して居る。

仍移㆑兵西廻至㆓古奚津㆒、屠㆓南蠻忱彌多禮㆒、以賜㆓百濟㆒、於㆑是其王肖古及王子貴須亦領㆑軍來會、時比利、辟中、布彌支、半古四邑自然降服、是以百濟王父子及荒田別、木羅斤資等、共會㆓意流村㆒今云㆓州流須祇㆒相見欣感、厚禮送遣之、唯千熊長彦與㆓百濟王㆒至㆓于百濟國㆒、登㆓辟支山㆒盟之、復登㆓古沙山㆒、共居㆓磐石上㆒、時百濟王盟之曰、若敷㆑草爲㆑坐、恐見㆓火燒㆒、且取㆑木爲㆑坐、恐爲㆑水流、故居㆓磐石㆒而盟者、示㆓長遠之不㆒㆑朽者也、是以自㆑今以後、千秋萬歲、無㆑絶無㆑窮、常稱㆓西蕃㆒、春秋朝貢、則將㆓千熊長彦㆒至㆓都下㆒、厚加㆓禮遇㆒、亦副㆓久氐等㆒而送之

五十年春二月、荒田別等還之、夏五月千熊長彦久氐等至㆑自㆓百濟㆒、於㆑是皇太后

歡之、問二久氐一曰、海西諸韓既賜二汝國一、今何事以頻復來也、久氐等奏曰、天朝鴻澤遠及二弊邑一、吾王歡喜踊躍、不レ任二于心一、故因二還使一以致二至誠一、雖レ逮二萬世一、何年非レ朝、皇太后勅云、善哉汝言、是朕懷也、增二賜多沙城一爲二往還路驛一

此一段に見える地區地點の所在については、序說にも述べたやうに、區々の說があるが、大勢から觀察すると、ほゞ見當がつくやうに思はれる。荒田別等は根據地卓淳から全羅道に出る爲に中間の諸小邦を徇へる必要があつたので、比較的多くの時日を要したに反し、肖古王父子は、遠路ではあるが、大部分自國領土を南下したのであるから、難易の程度は比較にはならなかつた筈で、從つて會合點の如きも慶尙南道に近い地域であつたとせねばならぬ。此等の資料は百濟側から出たものゝやうであるが、ことに四十九年の紀は同國を主として記述せられ、厚禮迹遣等の辭句も彼の立場から書かれて居るのであるから、比利以下四邑が我軍に降服したものと解すべき理由は無く、百濟王父子出動の結果と見るべきで、千熊

長彦の行動は之と沒交涉に考察して然るべきであると思ふ。此見地から私は次のやうに釋明せんとするのである。

南蠻は南加羅と同樣にアリヒシのカラと訓してあるが、カラは韓の意で、百濟からいへば南方荒服の地なるが故に、蠻の字を用ひたのであらう。其中にトムタレ(忱彌多禮)と稱する地方が最も頑强であつたので、皇軍が攻略した諸地點の代表として揭げたものと思はれる。其所在は斷言を憚るけれども、今の高興郡南陽面沈橋里(トムタリ)ではあるまいか。沈は忱(トム)(枕)と同音で橋の韓語は다리である。若し然りとすれば古奚津は其よりも東方であらねばならぬ。忱彌多禮を百濟に與へられたのは、五十年の紀の所說の如く海西(恐らくは光陽灣以西)諸韓を百濟に領屬せしめる了解が成立して居たからで、忱彌多禮以北が百濟領と見なされたことは勿論である。自ら降伏したとある四邑中、比利は既述の如く馬韓の卑離國卽ち陵城郡富里縣(和順郡綾州面)をいひ(第三一頁)、辟中は忠淸南道舒川郡庇仁面(舊庇仁縣)

の古名比衆〔東輿〕にあたるものゝやうであるから、他の兩地も其間に介在したものと思はれる。皇軍と百濟軍とは意流村卽ち後の州流須祇に於て會合した。此地點については所見がないが、今の康津郡に通路及月南といふ驛院が存したとあり〔東輿〕、月出山と稱する山もあるから、或は之をいふのではあるまいか。

　皇軍は此地より加羅に引返し、千熊長彥のみが百濟王父子に隨うて國都に赴いた。其途中盟をしたといふ避支山は全羅北道長城郡の白巖(백암)山〔東輿〕をいふものゝやうである。今も白巖里といふ地があり、推定意流村(康津郡)から古沙山(古阜)に出る途次にあたる地點で、文面の地理と合致する。古沙山はコサムレと訓み、古阜郡(今の井邑郡)の百濟名古沙夫里に相當するから(プリは山の意)、恐らくは今の斗升山をいふのであらう。此地で盟を新にしたのは、幾旬に近づいたからで、此山は標高僅に四四四米に過ぎぬが、其北方は一眸千里の平野であるのである。

右の如く百濟は我國の庇護によつて舊馬韓の地は勿論、其南方の蠻地をも掌中に入れたのであるから、國王父子があらゆる感謝の辭を連ねたのは當然の事で、翌年復朝貢使を派遣して誠忠を表したのである。朝廷に於ても之を嘉納せられ、來往の路驛として多沙城を賜はつたとある。多沙は今の河東郡の古名で（地理志）、蟾津江下流東岸の地である。恐らくは當時の驛路は、都城から公州及全州を經由し、此河に沿うて下つたのであらう。

上述の如く新羅は屈服し、百濟は藩國となつたけれども、久しからずして再び用兵の必要を生じた。前者は朝貢を怠つたから膺懲をうけたのであるが、之に關する紀の所傳は次の如く極めて簡單で、其成果も明示せられて居らぬ。但し爾來再び入貢するやうになつた所を見ると、其目的を達したものと思はれる。

六十二年新羅不ㇾ朝、卽年遣₂襲津彥₁擊₂新羅₁

之について百濟記云として沙至比跪（襲津彥）濱職の顚末を分注して居るが、其は事襲津彥に關する故を以て、編者が漫然こゝに配當したので、內容からいへば應神天皇の治世第十四年から十六年まで、同人が加羅滯在中のことであらねばならぬから、第三章に於て記述する（第一一五頁以下）。

攝政の六十二年は昔氏奈勿尼師今の九年に當り、新羅本紀は此事件について次の如く敍述して居る。

九年夏四月倭兵大至、王聞レ之恐レ不レ可レ敵、造ニ草偶人數千ニ衣レ衣持レ兵列ニ立吐含山下ニ、伏ニ勇士一千於斧峴東原ニ、倭人恃レ衆直進、伏發擊ニ其不意ニ倭人大敗走、追擊殺レ之幾盡

追擊して大捷を收めたとあるのは例の虛構で、文面から見ても大局に於ては敗戰であつたとせねばならず、二年後百濟來聘を云々して居る所を見ると、同國とも講和せねばならなかつたのであらう。吐含山は既述の如く金城（慶州）の東々南直

徑十三キロ米強の處にあり、斧峴は所在を詳にせぬが、文意によれば更に其東方に位したのであらう。

是より先き百濟に於ては肖古、貴須、枕流（トムル）の三王相續いで歿し（第五卷一八頁）、枕流の子阿花が尚幼少であつたので、叔父辰斯が位に卽いた。――三國史記に肖古を近肖古、貴須を近仇首として居るが、其は重出と見なすべきで（第一四頁）、阿花は阿華或云阿芳とあり、華と莘とは類似して居るから誤記とすべく、阿芳といふ別名に徵しても阿華（花）を可とする――然るに辰斯に忘恩行爲があつたので大軍を派して討伐せしめられた。百濟本紀は之を諱んで默殺して居るけれども、應神天皇三年の紀（此編年には誤がある）には、次の如く簡單に記述せられて居り、其が百濟人の筆になつた記錄であることは文面によつて明白である。

是歲百濟辰斯王、失禮於貴國天皇、故遣紀角宿禰、羽田矢代宿禰、石川宿禰、木菟宿禰、嘖讓其无禮狀、由是百濟國殺辰斯王以謝之、紀角宿禰等、便立

阿花ニ爲レ王而歸

紀角宿禰以下四名は、いづれも武内宿禰の子で、上記葛城襲津彦の兄弟にあたり(第二卷一七七頁)、當時最も有力な貴族であつたのであるから、各々一軍に將として、道を分つて進入したのであらう。百濟國の上下が震駭したことは想像に餘りがあり、辰斯王を殺して罪を謝したとあるのも決して誇張ではあるまい。其證左は高麗好太王の碑文に於ても發見せられる。私は實物又は拓本について研究したのではないが、其文中に

百殘新羅舊是屬民、由來朝貢、而倭以ニ辛卯年ー來渡レ海破ニ百殘△△△羅ー以爲ニ臣民ー

とあるのは之をいふもので、辛卯年(西暦三九一年)は阿花王卽位の前年にあたるが、一年ぐらゐの差異は免かれぬことであり、又我出兵は辰斯王滅亡の前年のことであつたかも知れぬ。此際新羅も共に討伐を蒙つたことは我史書には記錄せら

れて居らぬが、新羅本紀儒禮尼師今九年乃至十二年(西暦三八九—三九二年)の條下に掲げた左記の記事は之をいふのであらう。

九年夏六月、倭兵攻陷二沙道城一、命二一湌吉大谷一、領レ兵救、完レ之

十年春二月改築二沙道城一、移二沙伐州豪民八十餘家一

十一年夏、倭兵來攻二長峯城一不レ克

十二年春、王謂二臣下一曰、倭人屢犯二我城邑一、百姓不レ得二安居一、吾欲下與二百濟一謀、一時浮レ海入撃中其國上如何、舒弗邯弘權對曰、吾人不レ習二水戰一、冒レ險遠征、恐有二不測之危一、況百濟多レ詐、常有下呑二噬我國一之心上、亦恐難二與同一レ謀、王曰善

沙道長峯二城の所在を詳にせぬが、沙比新羅の邊城なることは疑なく、倭が海に浮んで倭國に入撃せんと企てたとある所を見ても、對馬方面から侵襲を受けたものとせねばならぬ。其翌年に當る奈勿尼師今三十八年(西暦三九三年)の紀も、此際の征討に關係があつたものと思はれる。即ち

夏五月、倭人來圍二金城一、五日不レ解、將士皆請二出戰一、王曰、今賊棄レ舟深入、在二於死地一、鋒不レ可レ當、乃閉二城門一、賊無レ功而退、王先遣二勇騎二百一、遮二其歸路一、又遣二步卒一千一、追二於獨山一、夾擊大敗レ之、殺獲甚衆

追擊云々は面目を保つ爲の加筆で、後記好太王の碑文に見えるやうに、倭來我兵は疆內にも駐屯したのではあるまいか。

辰斯王が天皇に對し如何なる無禮を敢てしたか、明記せられて居らぬが、我庇護により國力が充實し、高句麗と戰つて屢々之に克ち、新羅も亦爪牙を藏めたので、自ら慢心を生じ、約束に背いて朝貢を怠つたのみならず、上掲儒禮尼師今の口吻によつて察せらるるやうに、場合によつては同國と聯合して反旗を飜さんとする形跡があつたのではあるまいか。膺懲後に於ても百濟の臣從は永續しなかつた。八年春三月百濟人來朝とある紀の分注にも百濟記云として

阿花王立、无レ禮二於貴國一、故奪二我枕彌多禮及峴南、支侵、谷那、東韓之地一、是以

遣二王子直支于天朝一、以脩二先王之好一也

とあり、百濟本紀にも阿莘王の六年夏五月、王與二倭國一結レ好、以二太子腆支一爲レ質とあるから、――但し之を應神天皇の八年とするは誤で、天皇崩後の事であらねばならぬ――一旦背叛したものとせねばならぬ。阿花王が擁立の恩を忘れて此やうな態度を執つた原因は上記好太王碑文中に暗示せられて居る。即ち高麗の永樂六年丙申に――高句麗及百濟本紀によれば廣開土(好太)王及阿莘王四年とあり、こゝにも一年差異が存する――百濟を討つて大捷した結果、其王をして永爲二奴客一と誓はしめたとあり、九年己亥に百殘違レ誓與レ倭和通とある所を見ると、高句麗王に强要せられた爲とせねばならぬ。之が爲に內地から派兵せられた形跡はないから、加羅駐屯軍が進出し、上揭の諸地を占領したものとすべきであらう。枕彌多禮は曩に百濟に賜はつた地で、峴南の峴は韓語コケ(고ᄀᆡ)であるから、古奚津の南をいひ、支侵は馬韓五十四國中の一つであるが、所在を詳にせぬ。谷那

も亦其名を存せず、全羅南道の谷城郡が似通うて居るが、其は新羅の命名で、百濟に於ては欲乃郡と稱へられたとあり(地理志)、神功紀五十二年の章下に谷那鐵山とある地とも方角を異にするやうである(第八二頁)。東韓之地は十六年の紀に、阿花王の薨後太子直支を歸國せしむるに當り、再び之を賜うたとあり、甘羅城高難城爾林城是也と注してあるが、此等諸城の所在も亦不明で、東韓とあるによつて河東郡地方と推定せられるのみである。

百濟に於ては大恐慌を來し、討伐軍の來着に先ちて罪を謝し、太子腆支(或云直支)を質としたのみならず、爾來異心を起さず、誠忠を表示し、直支王は其妹新齊都媛に七人の婦女をそへて奉つた。紀には應神天皇三十九年の條下に掲げて居るが、直支王は其よりも十四年前に歿したのであるから、年次に誤謬が存したものと思はれる――同王歿後の百濟政情に關しては次の如き記事がある。

二十五年百濟直支王薨、卽子久爾辛立爲レ王、王年幼、大倭木滿致執ニ國政一與ニ

王母一相淫、多行ニ無禮一、天皇聞而召之

百濟本紀には腆支王の妃八須夫人が久爾辛王を生んだとあるのみで、亂行については記する所がないが、此やうな事實が存したと見えて、右の紀の文の下には次の如き分注がある。

百濟記云、木滿致者、是木羅斤資討ニ新羅一時、娶ニ其國婦一而所レ生也、以ニ其父功一專ニ於任那一、來入ニ我國一往ニ還貴國一、承ニ制天朝一執ニ我國政一、權重當レ世、然天皇聞ニ其暴一召之

右によれば直支（腆支）及久爾辛時代――正しくは我仁德朝に當るものゝやうである――には百濟は内政にも干與を受けたものゝやうで、爾來東晉、宋、魏等支那南北朝に對しても、臣と稱して朝貢したけれども、尚滅亡に至るまで常に我國の保護を仰いだのである。

之に反し高麗(高句麗)は地理上當初我國とは直接交渉がなかつたのみならず、上記好太王の碑文によれば新羅百濟が我國に接近することをすら喜ばなかつたやうである。されば應神天皇七年の紀に百濟人、任那人、新羅人と共に來朝したとあるのが事實とすれば、百濟居住の高麗人の謂か、若くは任意歸化したものとすべきで、國王の命を奉じて來聘したのではあるまい。紀の編年には大なる疑があるが、此記事が阿花王の忘恩の罪を問ひ、質子を出さしめた前年のことゝすれば、高麗に在りては廣開土王(好太王)が大に威武を南北に振うて居た時代であるから〔高句麗本紀〕、遙に海を渡つて我國の歡を求める必要を感じなかつた筈であり、碑文によれば永樂九年(百濟國問罪の翌々年)、新羅王から倭人滿二其國境一、潰二破城池一、以二奴客一爲レ民といふ訴を聽き、次年歩騎五萬を遣はして新羅を救ひ、倭人を追うて任那、加羅に至り、其城を陷れたとさへ記されて居るのである。——碑は磨滅が甚しく文字不明のものが多いやうであるが、之を考證することは私の任で

はないから、大意を述べるに止める――此碑は勿論頌德を目的としたものなるが故に、事實を誇張して叙述したことは有り得べきで、國史は勿論三國史記の高句麗及新羅本紀にも記錄せられて居らぬが、全然無根ではなかつたかも知れぬ。

當時の高麗が我國に對して執つた態度は左記應神天皇二十八年の紀に於ても肯定せられて居る。即ち

秋九月、高麗王遣レ使朝貢、因以上レ表、其表曰、高麗王敎二日本國一也、時太子菟道稚郎子、讀二其表一怒之、責二高麗之使一以二表狀無一レ禮、則破二其表一

日本といふ名稱の用ひられるやうになつたのは、遙に後日のことであるから、表中の辭句は筆者が意を揣んで表現したのであらうが、此國が驕慢であつたといふ傳承が存したものとせねばならぬ。但し特に宿怨があつたのではないから、後日聘使を通ずるやうになつたことは有り得べきで、三十七年の紀にも呉に赴く使者の爲に高麗王が鄕導者を配したとあるのである（第九九頁）。さりながら決して內屬

又は臣從するには至らず、我國に於ても敢て宗主權を主張しなかつたと見えて、仁德—雄略朝に於ける南宋との交通文書にも、都督倭百濟新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事（若くは加羅を加へて七國）といふ稱號を用ひたけれども、高麗を包含して居らぬのである。

上述の如く慶尙南道の大部分は、朝廷の直隸地として任那と總稱せられ（第五二頁）、百濟は直接我保護を受け、新羅は力及ばずして屈服し、高麗も亦、獨立自主を保持したけれども、尙我國と事端を惹起することを避けたものゝやうであるから、朝鮮半島は全部我勢力範圍であつたというても過言ではなく、海外に於ける國威は此時代を以て最高潮に達したものとすべきである。

第二章　文物輸入

概說――鐵及鐵器――馬匹――漢學傳習――伎人召致――釀酒

上記によれば征韓の結果、最初に新羅が屈服し、百濟は之に次ぎ、高麗も聘禮を取つたのであるが、新羅が常に離背せんとする傾向を有したに拘はらず、百濟が少くとも忠誠を忘れなかつたのは、兩强國の間に介在し、國勢の維持上、我庇護を必要としたからである。されば朝廷に於ても最も之を重要視し、此國を助くる爲に新羅を抑へられたので、遂に其怨を買ひ、任那をも倂せて放棄せねばならぬやうになつたのであるが、應神天皇の御一代は國運の最隆盛期で、漢民族の文物は百濟を通じて我國に輸入せられ、高麗の壓迫に堪へかねた樂浪帶方の遺民は爭うて我國に安住の地を求めた結果、木―高天文化はこゝに再進展して世界的文

明の一要素となつたのである。當初韓地就中百濟から輸入せられた文物については、古事記は一括して次の如く敘して居る。

亦百濟の國主照古王、牡馬壹疋、牝馬壹疋を阿知吉師に付けて貢上りき。此阿知吉師は阿直史等之祖、亦横刀と大鏡とを貢上りき。又百濟國に、若し賢しき人あらば貢上れと科せ賜ふ。故命を受けて貢上りし人、名は和邇吉師、即ち論語十卷、千字文一卷、幷せて十一卷を是人に付けて即貢進りき。此和邇吉師は文首等が祖、又手人韓の鍛、名は卓素、亦呉服西素、二人を貢上りき

國主にはコキシとコニキシとの二訓がある。コキシは字音の訛で、コニキシは北史に王姓餘氏、號於羅瑕、百姓呼爲鞬吉支、夏言並王也、王妻號於陸、夏言妃也とあるによるものであらうが、其はコン(今)とキシ(臣智の轉呼)との合成語であらう。照古は肖古王の謂なること勿論である。

紀には此等の事實を年代順に敘述して居るから、——其は必しも精確とはいひ

得られぬが――以下其に順うて神功紀から釋述する。

五十一年春三月、百濟王亦遣二久氐一朝貢、於レ是皇太后語二太子及武内宿禰一曰、朕所二交親一百濟國者、是天所レ致、非レ由レ人故、玩好珍物先所レ未レ有、不レ闕二歳時一常來貢獻、朕省二此款一、毎用喜焉、如二朕存時一敦加二恩惠一、即年以二千熊長彥一、副二久氐等一、遣二百濟國一、因以垂二大恩一曰、朕從二神所レ驗、始開二道路一平二定海西一以賜二百濟一、今復厚結レ好、永寵二賞之一、是時百濟王父子、並顙致レ地啓曰、貴國鴻恩、重二於天地一、何日何時敢有レ忘哉、聖王在レ上、明如二日月一、今臣在レ下、固如二山岳一、永爲二西蕃一、終無二貳心一

こゝに玩好珍物とあるのは果して何を指したのか不明であるが、斯摩宿禰の傔人爾波移に與へたといふ五色綵絹、角弓箭、鐵鋌の類であつたのであらう(第五一頁)。腆支王十四年の紀にも白綿十匹を倭國に遣つたといふ記事が見えるから、織物は特に珍重せられたものと思はれる。

紀には之に次いで左の記事がある。

五十二年秋九月丁卯朔丙子、久氐等從二千熊長彥一詣之、則獻二七枝刀一口、七子鏡一面及種種重寶一、仍啓曰、臣國以西有レ水、源出レ自二谷那鐵山一、其邈七日行之不レ及、當下飲二是水一便取二是山鐵一以永奉中聖朝上、乃謂二孫枕流王一曰、今我所レ通海東貴國、是天所レ啓、是以垂二天恩一、割二海西一而賜レ我、由レ是國基永固、汝當下善脩二和好一聚二斂土物一、奉貢不レ絕、雖レ死何恨、自レ是後每レ年相續朝貢焉

七枝刀、七子鏡はナナツサヤノタチ、ナナツコノカガミと訓せられて居る。サヤは刺枝（サエ）を意味し、七鋒を具した刀といふ意で、石上神社の神寶の一なる六叉鉾の類であらう。之を鞘の意と解するのは誤で、刀尖は七つに分れて居ても鞘は七枝なるを要せぬのみならず、實際に於て其やうな鞘を製作することは至難である。石上の六叉鉾は近年學者の研究により、銘に七支刀とあり、晉時代の製品であるこ

とが明にせられ、百濟を經て渡來したものと考定せられたが、必しも久氐が將來した七枝刀と斷定することは出來ぬ。記によれば上揭の如く阿知吉師に付して橫刀及大鏡を貢上したとあり、同一形狀の刀劒が他の機會に於て輸入せられたことも絕無とはいへぬのである。ナヽツコは今いふナナコと同語であるが、俗解のやうに魚之子(ナナコ)の意ではなく、七分子(ナナツコ)即ち七曜紋狀をなすものをいひ、此鏡も亦一鏡の周邊に六個の小圓鏡を連ねたものであつたと思はれる。八咫鏡を之に類する形狀なりとする說は語義上肯定し得られぬが(三一一二四頁)、若し瑞寶章の模型となつた鏡が實在したとすれば、ココノコの鏡と稱へられたであらう。

谷那鐵山に言及したのは、七枝刀の原料が此鑛山から出たからでもあらうが、文面は未來の約束である。鐵の產地は後漢書及魏志の東夷傳によれば、三韓中辰韓に限られたやうであるが、百濟に於ても此地に鐵山を發見して製鐵工業を開始したのであらう。其所在については表現法がやゝ曖昧で分り兼ねるが、臣國以西

有水は百濟の疆域を西流する河があるといふ意と解すべきで、谷那鐵山は其上流七日行程以上の遠地に位するといふのである。案ずるに百濟國内を西流する大河は漢江及錦江で、其水源は一ヶ所ではないが、忠淸北道の報恩郡俗離山から流出する水は三派に分れ、東流するものは洛東江となり、南流は錦江の川上で、北支は達川と稱し、漢江の一支流であるのみならず、此郡内の熊峴及東衣峴は水鐵の産地として知られて居たのであるから(東輿)、谷那山もまた右の俗離山のことではあるまいか。谷と俗とは類字であり、――百濟の欲乃郡を新羅朝に谷城郡と改めた例もある(第七三頁)――此場合リ(ラ行)は音便によりナ行に發音せられるのである。鐵製品に關しては應神紀には尙次の如き記事がある。

十四年春二月、百濟王貢二縫衣工女一、曰二眞毛津一、是今來目衣縫之始祖也

縫衣工女を獻じたのは勿論被服の製式を傳へる爲であつたと思はれるが、同時に裁刀縫針等の鐵製器具をも將來したものと想像することは不當ではあるまい。眞

毛津は工女兄媛弟媛（第九四頁）等の例によればマケツ媛とあるべきで、若し然りとすればツは連繋助語と見るを可とし、名號の主體はマケであらねばならぬが、百濟語（又は地名）と見えて、其語義（所在）が判明せぬ。來日の衣縫等は必しも此女性の血肉の子孫といふのではなく、其教を受けて世襲職業としたものであるかも知れぬ。

次年の紀には馬匹貢獻のことが見える。卽ち

十五年秋八月壬戌朔丁卯、百濟王遣二阿直岐一貢二良馬二匹一、卽養二於輕坂上廐一、因以二阿直岐一令二掌飼一、故號二其養レ馬之處一、曰二廐坂一也、阿直岐亦能讀二經典一、卽太子菟道稚郞子師レ焉、於レ是天皇問二阿直岐一曰、如（モシ）勝レ汝博士亦有耶、對曰、有二王仁者一是秀也、時遣三上毛野君祖荒田別、巫別於二百濟一、仍徵二王仁一也、其阿直岐者阿直岐史之始祖也

阿直岐は記の阿知吉師と同人なること勿論で、同書には之に對して和邇吉師といふ人名をも擧げて居るから、キシ(吉師)を榮稱と見なしたもの丶やうであるが、其は上記の如く新羅の官階名で、百濟に於て之を用ひた形跡はなく、北史には官有二十六品一として次の如く序次して居る。

一品　佐平五人　　二品　達率三十人(隨書大率)
三品　恩率　　四品　德率
五品　杆率　　六品　奈率
七品　將德　　八品　施德
九品　固德　　十品　季德
十一品　對德　　十二品　文德
十三品　武德　　十四品　佐軍
十五品　振武　　十六品　剋虞

されば兩人が若し吉師といふ稱號を用ひたとすれば、邦人が附與したもので、我國に於ては夙く新羅に倣うて、外交事務に從事する官人をキシ(吉士、吉師)と稱へ、其族人のカバネにも轉用したのである(第五卷二三五頁)。阿知吉師の子孫は阿直史と稱したとあり〔記〕、姓氏錄には安勅の二字をあてた例があるから、アチキと稱へたことは疑なく、直はチともチキとも發音する字なるが故に、紀は吏に岐の字を添へたので、いづれにしてもキは子の意の敬稱で、名號の主體はアチであつたとすべきである。

良馬二匹(記によれば牝牡各一疋)を貢したとあるのは、後世の見地からいへばさのみ高價な進上物ではないやうであるが、當時に在つては重大な意味があつたものとせねばならぬ。造船術が尙進步せず、搭載量の多大なる船舶を作り得なかつた時代に於て、馬匹を載せて遠航することは決して容易ではなかつた筈で、縱ひ品種は劣等であるにしても、我國にも此騎輓獸が存したとすれば、遙々輸送す

るよりも寧ろ改良法を傳授することを便としたと思はれるから、我國には之を產しなかつたものとすべきであらう。魏志倭人傳にも其地無二牛馬虎豹羊鵲一とあるのである。其が韓地の原產であつたか、或は支那から輸入せられたものか判明せぬが、百濟には特に良種を產したと見えて、毗有王の本紀にも新羅に良馬二頭を贈與したとあるのである。貢進を受けた我國に於ても特に珍重すべきものとして輕坂(皇居所在地附近)に廐を設け、押送使阿直岐をして飼育を掌らしめた。然るに欽明天皇の御代には、百濟に良馬七十匹を賜はつたとあるから〔紀〕、急速に蕃息したものと思はれる。

以上の品物よりも遙に重大なる文化的價値を有したのは漢字の輸入である。文字の存在は其以前から知られて居たかもしれぬが、百濟に於てすら記錄は近く肖古(近肖古)王の代に始まつたと傳へられて居るのであるから(第一五頁)、我朝に

於て其以前から漢語漢字を實用に供したとは考へられぬ。或は此當時韓地との外交には漢語漢文を用ひたと解するものもあるかも知れぬが、——上記高麗上表を例として——我國人は尙未だ之を能くしなかつたのみならず、支那史書に徵するも、韓半島諸國の外交文書として記錄せられて居るのは、百濟王餘慶(蓋鹵王)が北魏の顯祖に上つたものを初見とするから(西曆四七二年)、韓人も亦夙に之に習熟して居たとすることは出來ぬ。其やうなむつかしい言語を用ひずとも、我々の祖先と韓人との意志疏通は容易であつた。古韓語と國語とは大體に於て同一系統に屬したが、辰韓には秦の亡民の言語が交り(後漢書)(魏志)、百濟及高麗は濊貊及扶餘語の影響をうけ、國語には多くの高天系語彙を加へたので、各自別個の發達を遂げ、全然別語と見られるやうになつたけれども、此當時に於ては尙極めて近似したものであつたと想像せられる。加之我九州の倭人と韓半島在住の同族人とが同一語を用ひたことは疑なく、其が古韓語から出たものと思はれることは第二卷

（二六六頁）に述べた通りで、ヤマト民族との間にも意志を通ずることが可能であつたのであるから、之を介し、若くは介することなくとも、或程度までは韓人と通話することを得た筈である。さればこそ此時代にはヲサ（譯語）といふ官名又は稱號は存せず、雄略朝に至り始めて百濟所獻の才伎中に譯語卯安那といふ名が見えるが〔紀〕、此は其姓名の明示するが如く、支那系の人で、南宋と交通する爲の譯官であつたのである。

馬匹押送使阿直岐が能く經典を讀み、稚郎子皇子の師となつたとあるのは記に見えぬ傳で、少くとも經典云々には疑がある。彼が此旅中に閲讀又は講學する目的を以て經典を携へたとは考へられぬことで、圖書を將來したものは記の所說の如く和邇吉師とすべきである。阿直岐も亦若干の漢字漢語を知つて居たので、稚郎子に教へまゐらす間に、聰明なる皇子は之に興味をもたれ、更に良師を求めんことを御父天皇に請願せられたといふのであらう。博士一人を召す爲に荒田別及

巫別の兩武將(第五八頁)を差遣せられたとあるのも過重のやうであるから、巡撫の爲に派出せられた此貴族をして命を傳へしめられたものと解すべきである。次年の紀には王仁の來朝を次の如く敍して居る。

十六年春二月王仁來之、則太子菟道稚郞子師レ之、習ニ諸典籍於王仁一、莫レ不ニ通達一、故所謂王仁者、是書首等之始祖也

皇子が王仁について諸典籍を習はれたとあるから、多くの圖書を將來したことは勿論で、記にあげた論語及千字文は其代表的のものであつたのであらう。千字文に關し宣長は梁の李暹の編した集註千字文の序を引いて、此書は晉の武帝の時大夫鍾繇の上つたもので、易代の後、晉の書庫から發見したが、雨にぬれて其次第を損して居たから、宋の文帝が王羲之に命じて韻を續がしめたけれども成らず、梁の武帝の時周興嗣が勅を奉じて完成したものなるが故に、應神朝に渡來したことはあり得ぬと論斷した(記傳)。さりながら武帝の世より東晉滅亡まで百五十年

の間、書庫に祕藏して複本の作製を許さなかつた筈はないから、騰寫に騰寫を重ねて百濟に傳來したことは有り得べきであるが、其を應神天皇の十六年のことゝし、直支（腆支）王卽位の年に當るとした紀の年次は疑とすべきで、天皇の晩年、百濟に在つては近仇首（貴須）王乃至阿莘（阿花）王時代であつたと思はれる。稚郎子が學習せられたことは無論事實であらうが、此皇子のみに止まらず、有爲の靑年貴族が業を受けたことは必定で、我國に於ける漢學の興隆は此時から始まつたものとすべきである。

上記の眞毛津の如き技術者の渡來も亦、我國の物質文明に大影響を及ぼしたことは言ふまでもない。紀には新羅から船匠を貢進したことを官船枯野と結び附けて說いて居るが、此船の話は後記の如く記には次朝の事とせられ（第二七五頁）、本來別個の傳說のやうであるから、左に紀の文中から本章に關係のある部分のみを

抄出する。

三十一年秋八月……於レ是得ニ五百籠鹽一、則施之、周賜ニ諸國一、因令レ造レ船、是以諸國一時貢ニ上五百船一、悉集ニ於武庫水門一、當ニ是時一新羅調使共宿ニ武庫一、爰於ニ新羅停（ヤドリ）一忽失レ火、卽引之及ニ于聚船一、而多船見レ焚、由レ是責ニ新羅人一、新羅王聞之讋然大驚、乃貢ニ能匠者一、是猪名部等之始祖也

船舶が武庫水門(今の兵庫)に集合したといふのも、其地に新羅停――舊訓ヤドリとあるから、亭に通じ、旅館の謂であらう――が存したとあるのも合點の行かぬことで、帝都の要津は此當時に於ても墨江又は難波であつた筈である。或は此話は猪名部等の間に傳はり、其占住地に近い地點に起つた事實として、武庫河口を武庫水門と稱へて之に擬したのかも知れぬ。猪名(爲奈)縣は今の攝津國河邊豐島二郡に跨る武庫川流域の總稱で、萬葉集にはヰナ野、ヰナ川、ヰナ山等の名が見え、和名抄にも河邊郡爲奈郷をあげて居る。此地名を負うた爲奈部は木工として

知られて居るが、必しも新羅から貢進したものばかりではない(五—二二六頁)。

右の外紀には使人召致に關し、次の如き記事を掲げて居る。

三十七年春二月戊午朔、遣ニ阿知使主、都加使主於レ呉、令レ求ニ縫工女一、爰阿知使主等、渡ニ高麗國一欲レ達ニ于呉一、則至ニ高麗一、更不レ知ニ道路一、乞ニ知レ道者於高麗一、高麗王乃副ニ久禮波、久禮志二人一、爲ニ導者一、由レ是得レ通レ呉、呉王於レ是與ニ工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女一

四十一年春二月……是月阿知使主等、自レ呉至ニ筑紫一、時胸形大神乞ニ工女等一、故以ニ兄媛一奉ニ於胸形大神一、是則今在ニ筑紫國一御使君之祖也、既而率ニ其三婦女一以至ニ津國一及ニ于武庫一、而天皇崩之不レ及、即獻ニ于大鷦鷯尊一、是女人等之後、今呉衣縫、蚊屋衣縫是也

此傳説は自體にも聊か矛盾があるのみならず、雄略紀に極めて類似した記事があるので、世人を惑はせた。左に參照のため之を掲げる。

十二年夏四月丙子朔己卯、身狹村主青與二檜隈民使博德一出使二于吳一

十四年春正月丙寅朔戊寅、身狹村主青等、共二吳國使一將二吳所レ獻手末才伎漢織吳織及衣縫兄媛弟媛等一、泊二於住吉津一、是月爲二吳客道一、通二磯齒津路一、名二吳坂一、三月命二臣連一迎二吳使一、即安二置吳人於檜隈野一、因名二吳原一、以二衣縫兄媛一奉二大三輪神一、以二弟媛一爲二漢衣縫部一也、漢織吳織衣縫、是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫之先也

兩傳說を比較すると、左記の點に於ては全く一致して居る。

（一）吳國から貢上したといふこと

（二）工女を兄媛、弟媛、吳織及穴織と稱すること——穴織は雄略紀に漢織とあるを可とするが、アヤとアナとは近似音であるから、轉訛と見るべきである。

（三）兄媛を神に獻じたといふこと

（四）其後裔中に蚊屋（漢）衣縫といふものがあること——古漢語に於ては一種のカ（kh）行はア行にもカ行にも發音せられたものゝやうであるから、カヤとア

ヤとは通音とすべきである。

宣長は此相似の故を以て、應神紀の記事は百濟から吳服西素を貢つたこと(記)と雄略朝の事實とを混同した誤傳であると說いたが(記傳三十三)、其はこゝの吳國をも支那の南朝の謂なりとする誤斷に基くもので(第二九頁)、假に靑、博德の使した地が江南で、南宋の聘使が之に伴はれて來朝した事實があつたとしても、之を吳と記したのは我記錄の誤謬とすべく、名號の詮議の嚴重な支那朝廷が他の國號を僭稱した筈はない。宋書によれば倭國王讚(仁德天皇にあたる)以來屢ゝ上表して安東大將軍に除せられたとあるのに、國史が之を默殺したのは、冊封を恥辱とした爲ばかりではなく、其は韓地駐在官吏等が賄遺を貪り、擅に臣と稱して彼國と交通したことをいひ、朝廷では全然知しめさなかつたのかも知れぬ。靑及博德は特に天皇の愛寵を得たとあるから(紀)、海外交通の利を進言し、實情調査の爲に簡派せられたことはあり得るが、朝貢が目的であつたかは疑問とすべきで、宋書

に揭げた順帝昇明二年（四七八年）の倭國王上表は之に當るけれども、朝廷の公文書ではなく、青等が作爲したのではあるまいか。宋朝では之を信じて冊封の爲に使臣を派出し、朝廷に於ても之に對し相當の待遇を與へられたのであらう。但し聘物として工女數人を贈進したとあるのは聊か奇異であるから、若し此等の婦女が同時に來朝したとすれば此序を以て百濟から求めたものとも解せられるが、或は呉使と同行したとあるので、之を應神朝の工女召致と混同した誤傳であつたかも知れぬ。

クレを三國の呉卽ち支那南朝の謂と誤解した結果、呉織漢織と區別した理由の釋明に苦んだ宣長は、次の如き强辯を弄して居る（記傳三十三）。

さて又書紀に呉織漢織とて、此を二人にせられたるも誤なり。實は一人にて漢織と云ッも卽チ呉織のことなり。其故はまづ漢と呉とに分て云ときは、漢とは彼ノ三國の時魏の有てりし地を云ヒ、呉とは江南の地を云り。然れども皇國

などにて呉をも合せて一ッに漢と云ること多し。書紀に呉ノ國ノ人の後(スヱ)をも漢ノ某と云ヒ、姓氏錄ノ諸蕃にも漢の内に呉をばこめたり。されば呉織を或は漢織とも云しを、二ッと心得て別に擧られたるなり。かの雄略ノ卷に、以二弟媛一爲二漢ノ衣縫部一とあるにても心得べし。弟媛は呉より來つるを漢ノと云り。かゝれば是レも此ノ記に漢織と云は無きぞ正しかりける

此は雄略紀の呉織漢織は同一人を二樣によび別けたものであるといふのであるが、應神紀に兄媛弟媛呉織穴織四婦女とし、兄媛以外を共三婦女と明記してあることに觸れなかつたのは、餘りに得手勝手である。宣長をして言はしむれば共も應神紀の誤謬であるといふかも知れぬが、其にしても漢織を態々穴織と書きかへる必要はなかつた筈である。抑も漢をアヤと訓むのは、韓音한の轉訛で、辰(シン)をシラ(新羅)といふが如く、ハン(アン)はアラとなり、加羅(カラ)を伽耶(カヤ)とも稱へるやうに、再轉してアヤといひ、ラ行、ナ行相通なるを以てアナ(穴)と轉じ、或はkh音

を復活してカヤ(蚊屋)とも稱へたのである。されば呉卽ち帶方遺民から求めようとしたのは漢式縫衣工女であつたのであるが、之に副へて呉織穴織卽ち句驪式織女及漢式織女をも贈られたといふのが應神紀の所說で、雄略紀に於ては漢呉兩織女並に衣縫工女兩名を得たといふのである。

阿知使主父子は次章に說くやうに應神朝の歸化漢人であるから、此使命には最も適任であつたのであるが、其本鄕帶方の舊地は、旣に高麗に倂呑せられ、其名稱は平州に殘つて居たが(晉書地理志)、韓地に殘存した自治集團の所在を詳にしなかつたので、高麗に赴いて案內者を乞ひ、國王から副へられた久禮波、久禮志(恐らくはクレ出身者であつたのであらう)の鄕導によつて目的地に達することを得たのである。之を水先人を得て高麗から東晉に赴いたものとするのは甚しい曲解で、江南に渡航するに遙々高麗まで北上する理由がなく、――當時高麗の都は鴨綠江北の丸都であつた――文面用語から見ても海路呉に達したものとは考へられ

ぬ。唯三十七年の二月に出發して、四十一年の二月に筑紫に歸着したとあつて、其間に正に四ケ年を費して居るから、遼遠の地に赴いたといふ印象が與へられるのであるが、紀の年月次は決して事實決定の證據となるべきものではなく、兵亂其他の事情によつて已むなく淹留したことも有り得べきである。

兄媛弟媛は固有名詞ではなく、長幼二女といふ程の意で、呉織穴織も亦職名であらねばならぬ。織はハタオリ(機織)の意であるから、約してハトリと稱へ、記には上掲の如くクレハトリに呉服(呉服部の略)の字をあてゝ居るのである。此等の工女が用具をも將來したことは勿論で、機踏を備へた織機は既に其以前から輸入せられて居たやうであるが(第三卷二三八頁以下)、尚普及するに至らなかつたので、更に最新技術を求められたものと思はれる。然るに紀は兄媛弟媛と同じく呉織穴織をも縫工女の名と見なしたやうで、是女人等の後は今の呉衣縫及蚊屋衣縫として居るが、縫工で且織工を兼ねたのか、或は兩衣縫は弟媛一人の末裔であつ

たのを誤り傳へたのであらう。

胸形大神が工女を乞うたので兄媛を奉進したとあるのは、上京の途次其一人を筑紫に留めたことを神秘的に叙したものであらう。其子孫を御使君と稱したとある所を見ると、穿ち過ぎた觀測かも知れぬが、其男系の祖先は阿知使主若くは都加使主で、來朝の旅中懷胎し、大和に連れて上ることが出來なかつたので、神意に藉口して此地に殘したのではないかと思はれる。宗像郡の織幡神社〔式〕の祭神は或は此女性であつたかも知れぬが、――後世武内大臣としたが、理由のないことであるのみならず、社號にも副はぬ嫌がある――其苗裔が衣縫又は服部と名乘らなかつたのは、使主と稱する人の後胤なることが判明して居たからであらう。――使主をオミと訓む理由は次章に述べる。

記には上掲のやうに百濟國から吳服西素といふものを貢つたとあるのみである

が、縱ひ其が正傳であつたとしても、吳から渡來した四工女を之と同一人とすることは出來ず、應神紀の眞毛津も全然別人とせねばならぬ。之と同時に來朝した とある韓鍛卓素（カラノカヌチ）は、紀には之を漏して居るが、實在人であつたと想定せられる。

右の外古事記には釀酒工人の渡來と、之に附帶した逸事とを擧げて居る。卽ち酒を釀（カ）むことを知れる人、名は仁番（ニホ）、亦の名須須許理等參渡り來たりき。故この須須許理大御酒を釀みて獻りき。是に天皇この獻りし大御酒に宇羅宜（ウラギ）ましして御歌曰

すゞこりが　かみし御酒に　われ醉ひにけり　ことなぐし　ゑぐしに　われ醉ひにけり

如此（カク）之歌はして幸行す時、御杖もち大坂の道中の大石を打たししかば、其石走り避（サカ）りぬ。故諺に堅石（カタシハ）も醉人を避るといふ也

釀酒の術は古來知られて居たのであるが、特に其工人を召致せられたのは、支那

式の進歩した製法を傳へしめんが爲であつたと思はれる。仁番は韓名であるが、須須許理は恐らくは我國に於て與へた名號で、造酒は神聖の職なるが故に、スズ(淸淨)コリ(大人)と稱へたのであらう。姓氏錄酒部公の條下に、仁德朝韓國より兄曾曾保利及弟曾曾保利といふものが渡來し、造酒の才を有したので、酒を造らしめたとあるのは、或は之を訛傳したのであるかも知れぬ。スズコリの釀造した大御酒を聞しめして天皇が宇羅宜ましたとあるウラギはヱラギの轉呼で、こゝでは酩酊の義に用ひてあるが、宇良加志といふ用例もあるから(四—二九六頁)、歡喜の意から轉義したものとせねばならぬ。さればウラグと訓するのは誤りで、四段活用なることと明白である。歌にコトナグシ、ヱグシとあるのも萬事を忘れてヱラグ藥といふことである(歌謠篇參照)。天皇が御機嫌で、杖を以て石を打たれたら、其石が走り避けたとあるのは、堅石避二醉人一といふ諺の所由を說かんが爲に、其意を敷衍したに過ぎぬやうであるが、之を大坂での出來事とした所を見ると、河

内の磐田宮に召して御酒を奉らしめ、其より輕島宮に還幸せられたと傳へられて居たのであらう。

右の外にも多くの學藝技術品物が此時代に輸入せられ、我國の文化に一大進展を促したと想定せられるが、記錄に殘つたのは上掲だけで、いづれも代表的のものとして傳へられたのである。

第三章　歸化諸氏族

貢人と俘囚——秦氏——漢氏——扶餘氏

前章に述べたやうに、百濟其他から貢獻した男女生口が我國に歸化して、子孫を留めたものは少くはなく、紀記にあらはれたものは、前二章に揭げた通りで、重複の嫌はあるが、更に左に列擧する。

來目衣縫。　百濟貢進の縫衣工女眞毛津の後〔紀〕。大和の來目邑に占住したから此名を得たのであらう。

阿直岐史（阿直史）。　百濟使臣阿直岐（阿知吉師）の後〔紀〕〔記〕。フヒト（史）はフミヒト（書人）の謂で、筆札を擔任したが故に此名を負はせたのである。此氏は天武十二年に連姓を賜はり〔紀〕、姓氏錄によれば阿勅連は百濟國魯王之

後也とあるから、同國の王族であつたのであらう。仁明朝に淸根宿禰姓を賜はつた阿直史氏人がある。

書首(文首)。　博士王仁(和邇吉師)の後(紀)(記)。古語拾遺に河内文首としたのは、阿知使主系の倭ノ漢ノ文直と區別せんが爲に後に與へた稱呼で、本初からの名號ではない。此氏も天武十二年に連に昇格し、同十四年更に忌寸姓を給はつた。延曆十年四月文忌寸最弟等の上言によれば、漢高帝之後曰レ鸞、鸞之後王狗轉至二百濟一、久素王時、聖朝遣レ使徵二召文人一、久素王卽以二狗孫王仁一貢焉とあるから(續紀)、——久素王は貴須王卽ち近仇首王にあたる——王は姓で、漢人なるが故に經史に通じて居たのであらう。但漢高帝之後とあるは疑とすべきで、若し然らば劉を名乘らねばならぬ。歸化諸名族の間には後記の如く競うて祖先を王孫に假託したものゝやうであるから、此も其類であつたかも知れぬ。姓氏錄によれば此氏から武生宿禰、櫻野首、栗栖首及古志連が分

岐し、又仁明朝に淨野宿禰姓を賜はつたものもある。

猪名部。　新羅木匠の後〔紀〕。但し獨立した一氏（部）族を形成するに至らなかつたと思はれることは上記の通りである。

御使君。　縫工女兄媛の後とあるが〔紀〕、此氏名は他書には見えぬ。

呉衣縫、蚊屋衣縫。　呉から貢上した縫工女弟媛、呉織、穴織の後とあるが〔紀〕、三女人が二氏の祖となつたといふのも奇怪であるから、上述のやうに弟媛一人の後裔で、兩織女の後は傳はらなかつたのかも知れぬ。雄略紀には弟媛の後を漢衣縫部とし、漢織、呉織兩衣縫は飛鳥衣縫部及伊勢衣縫の祖とある。

古事記にあげた韓鍛卓素と呉服西素との子孫は傳へられて居らぬ。右の外にも新羅、百濟、任那から生口を獻じたことは有り得べきで、應神紀の次の記事は之をいふものゝやうである。

七年秋九月、高麗人、百濟人、任那人、新羅人並來朝、時命二武内宿禰一領二諸韓人

等ᅩ作ᄂ池、因以名ᄂ池號ニ韓人池ᅩ

土工に使役したとある所を見ると、來聘使又は其隨行員ではなかつたとせねばならぬ。高麗人が此中に伍して居ることは、前章に述べたやうに疑があるが、或は百濟の奴客であつた高麗の民を意味したのかも知れぬ。彼等は勿論身分が低く、特別の才能を有しなかつたから、我國に於ても一氏を起すに至らず、他の氏部族に分屬したものと思はれる。記には此天皇の御代に

亦新羅人參渡り來つ。是を以て建内宿禰命引率て役(エダチ)として、池を堤みて百濟池を作りき

とあるが、武内宿禰が董督に任じたといふことが一致するから、或は同一事實を二樣に傳へたのであるかも知れぬ。新羅人を役したといひながら、其池の名を百濟と稱した所を見ても、其役夫の多數を占めた新羅人を代表的に擧げたものと思はれる。百濟池は所在を詳にせぬが、此當時の皇居は倚河内の惠賀に存したやう

であるから、和名抄に錦部郡百濟郷とある地に構築せられたのではあるまいか。今の南河内郡錦郡村附近で、多くの池塘が現存する、韓人池は恐らくは百濟池の一名であらう。

此等の强制移住者の中には勿論俘囚も交雜して居たのであらうが、明に捕虜と記されて居るのは、神功紀五年の條下に見える桑原、佐糜、高宮及忍海四邑の漢人等の始祖で、漢人とはあるが旣述の如く漢はカラ(韓)の假字として用ひられたのである(第四五頁)。姓氏錄にあげた桑原宿禰(左京)は、漢高祖七世の孫萬德使主之後也とあるが、——直(大和)及史(攝津)家も同斷、但し山城の桑原史は狛國人漢胄之後也とせられて居る——孝謙朝大和葛上郡の人桑原史年足等の上奏によれば、其祖先は劉言興といひ、仁德朝高麗から歸化したとあるから(續紀)、此時に桑原に分置せられた俘囚の後ではない。佐糜以下三邑の漢人(カラ)の苗裔についても聞く所のないのは、他の氏(部)族の配下に編入せられたからであらう。

の音譯で、tung（通）の語尾なるg音を響かせる爲にユツキと稱へ、弓月の字を充てたのであらう。

太秦公宿禰の系譜によれば、孝武王の男功滿王は足仲彦（仲哀）天皇八年に來朝したとあるが〔姓〕、此朝には朝鮮西岸との交通は尙未だ開けて居なかつたから、如何なる目的があつたにもせよ、遙々入朝したことが有り得たとは思はれぬ。其外此氏族の傳承には奇怪なるものが多く、秦をハタと稱へる理由についても、古語拾遺は所レ貢絹綿軟ニ於肌膚一故訓ニ秦字一謂ニ之波陀一と注し、姓氏錄（太秦公宿禰の條下）にも之を仁德朝の事として、次の如く叙して居る。

融通王、譽田天皇十四年來朝、率ニ百二十七縣百姓一歸化、獻ニ金銀玉帛等物一、大鷦鷯天皇御世、以ニ百二十七縣秦民一分ニ置諸郡一、卽使ニ養レ蠶織レ絹貢レ之、天皇詔曰、秦王所レ獻絲綿絹帛、朕服用、柔軟溫ニ煖肌膚一、賜ニ姓波多公一

此名號所由說は白石及宣長も非難したやうに理由のないことで、——舊印本には

肌膚賜姓波多の六字を如次登召志としてあるさうであるが、意をなさぬから誤寫とすべきである――山城の秦忌寸の條下には大鷦鷯天皇御世賜レ姓曰二波陀一、今秦字之訓也とあるのみであるから、古い傳とは思はれぬが、歸化の際帛を獻じたといひ、仁德朝に絹を織らしめられたとあるのは注意すべきことで、歸化秦民が精巧なる絹布を製することを知つて居たので、之をハタ(布)の民と呼び、首長を布(ハタ)の公(キミ)と稱したことは極めて有り得べきである。

秦公氏が繁榮するに及び、嫡庶の別を明にする爲に、其宗家は太の字を冠して太秦と號した。之をウヅマサと稱へるのは大(ウ)ツ勝(マサ)の意で、文字とは少しも關係はない。此は雄略朝のことで、紀によれば秦酒公が領二率百八十種勝一奉二獻庸調御調一也、絹縑充二積朝庭一、因賜レ姓曰二禹豆麻佐一とある。原注に一云、禹豆母利麻佐、皆盈積之貌也とあるのは、此書に屢ゝ見える語戲の一種に過ぎず、太秦をウヅモリマサと稱へた例も此條下以外には見えぬ。然るに後人之に捉はれてウヅマサの

意義を誤解し、古語拾遺は宇豆麻佐の下に言ハ隨レ積埋益也と註し、姓氏錄(山城秦忌寸の條下)にも賜レ號曰ニ禹都萬佐一、是盈積有ニ利益一之義として居るが、ウヅム(埋)の語幹はツム(積)で、ウツではなく、有ニ利益一をマサと稱へることも有り得ぬから牽强附會の辯とせねばならぬ。

百二十縣の人夫は姓氏錄の百二十七縣百姓にあたるが、紀によれば弓月君に隨うて來朝したのではなく、新羅に支へられた爲、加羅國に殘し留めたと奏上したので、葛城襲津彥を派遣して之を召喚せしめられたとある。然るに襲津彥が三年に亙り使命を全うし得なかつたのは、新羅に於ても此等の工藝の民の來住を欲して妨害した爲とも了解せられるが、其首長が我國に歸化することを希望して居るのに、之を橫奪せんとするのは不法であるのみならず、襲津彥の如き顯要なる武將が朝命を奉じて引取に來たのを、一概に拒絕したとは考へられぬことであるから、他に事情が存したものとせねばならぬ。第一章(六七頁)に述べたやうに、神

功紀六十二年の條下に分注した百濟記の記事は、本文と契合せぬ點があるから、恐らくは今次の襲津彦の行動に關する一傳說であらう。其によれば次の如く說かれて居る。

百濟記云、壬午年新羅不㆑奉㆓貴國㆒、貴國遣㆓沙至比跪(サチヒク)㆒令㆑討㆑之、新羅人莊㆓餝美女二人㆒迎㆓誘於津㆒沙至比跪受㆓其美女㆒、反伐㆓加羅國㆒、加羅國王己本旱岐及兒百久氐(ヒヤククチ)、阿首至(アシュチ)、國沙利(ヲクサリ)、伊羅麻酒(イラマス)、爾汶至(ニモムチ)等、將㆓其人民㆒來奔㆓百濟㆒、百濟厚遇之、加羅國王妹既殿至、向㆓大倭㆒啓云、天皇遣㆓沙至比跪㆒以討㆓新羅㆒、而納㆓新羅美女㆒捨而不㆑討、反滅㆓我國㆒、兄弟人民皆爲流沈、不㆑任㆓憂思㆒故以來啓、天皇大怒、卽遣㆓木羅斤資㆒領㆓兵衆㆒來㆓集加羅㆒復㆓其社稷㆒、一云、沙至比跪知㆓天皇怒㆒不㆓敢公還㆒乃自竄伏、其妹有㆘幸㆓於皇宮㆒者㆖、比跪密遣㆓使人㆒問㆓天皇怒解不㆒、妹乃託㆑夢言、今夜夢見㆓沙至比跪㆒、天皇大怒云、比跪何敢來、以㆓皇言㆒報之、比跪知㆑不㆑免、入㆓石穴㆒而死也

壬午とある干支が正しいものとすれば、西暦三八二年卽ち新羅昔氏儒禮尼師今の二年にあたり、記の崩年干支注文から推算すると、應神天皇の治世第八十年で、——紀の編年に從へば同天皇の十一年となり、十四年の出來事とあると三ヶ年相違するが、此位の誤差は免かれぬことである——加羅に於ては麻品王の治世であつたと思はれるから、年代は當を得て居るやうである。沙至比跪が襲津彥の訛なることは言ふまでもなく、多少の誤傳は存するやうであるが、大體に於て事實傳說とせねばならぬ。素朴なる襲津彥が新羅の甘言に誑されて、秦民抑留の罪は却つて加羅に在りとし、之に强壓を加へたことは有り得べく、居本王とあるのは恐らくは麻本王のことで、先王を居登といひ、次代を居叱彌と稱したから、麻を已と誤つたのであらう。其妹及五子中の三人の名號に添附せられた至又は氏は敬稱であるから(第四〇頁)、他の二子の名鬮沙利及伊羅麻酒にも敬語が含まれて居るものと想像せられる。

既殿至の愁訴により加羅王家を復活せしめられたとあるのは然るべきことであるが、之が爲に派遣せられた將軍の名を木羅斤資としたのは疑問で、此人は新羅駐在官として滯留したものゝやうであるから(第七四頁)、此は或は後記の平群木菟宿禰及的戸田宿禰等を誤り傳へたのかも知れぬ。又一云として揭げた沙至比跪の窮死も其まゝ受入れることは困難であるが、其妹が宮中に奉仕したとあるのは事實で(第四章參照)、襲津彥が勅勘を蒙つたことはいふまでもない。さりながら美女を納れて滯留したのは當時に於て有り勝のことで、加羅を壓迫した事實があつたとしても、其は正邪を判斷する明がなかつたといふに過ぎず、自滅に値するほどの罪ではないから、磐之媛皇后の御父として安らかに餘生を送つた筈で、仁德紀にも其名が見えるのである。紀には之を次の如く叙して居る。

十六年……八月遣₂平群木菟宿禰、的戸田宿禰於加羅₁、仍授₂精兵₁詔之曰、襲津彥久之不ㇾ還、必由₂新羅人拒₁而滯之、汝等急往之擊₂新羅₁披₂其道路₁、於ㇾ是

木菟宿禰等、進二精兵一莅二于新羅之境一、新羅王愕之服二其罪一、乃率二弓月之人夫一、與二襲津彥一共來焉

右は上揭百濟記の所傳とは甚しく相違するが、葛城氏に於て其祖先の失敗を取繕うたことも有り得べきで、其一族なる平群木菟宿禰等(第六章參照)を增派せられたとある所を見ても、朝廷に於ては襲津彥を嚴罰する意嚮はなかつたものとすべきである。新羅本紀儒禮王四年の條下に見える次の記事も此征戰をいふものであらねばならぬ。

夏四月倭人襲二一禮部一、縱レ火燒レ之、虜二人一千一而去

此の如く神功應神朝の新羅に對する用兵は、序說に論證したやうに編年を訂正するに於ては、悉く彼國の史書に反應を發見するのであるから、私の考定は誤まつて居らぬと信ずる。

來朝した秦氏は姓氏錄によれば大和の朝津間(第三卷五一頁)及腋上(第一卷二七七

頁以下)に地を賜うて收容せられたが(山城秦忌寸)、久しからずして分散し、雄略朝の頃には臣連等が欲する儘に駈使し(紀)、殆ど十の一を存するのみであつた。然るに此御代に寵臣秦造酒君の請願により、九十二部一萬八千六百七十人を捜括鳩集して同人に賜つたとあり(姓)、欽明朝大藏椽に任じた秦大津父は秦人戶數七千五十三戶の伴造となり(紀)、姓氏錄に擧げられたものだけでも二十四氏を算し、一大部族として產業經濟方面に大勢力を占めたのである。

秦氏に次いで歸化したのは漢氏で、紀には左の如く記述せられて居る。

二十年秋九月、倭漢直祖阿知使主、其子都加使主並率己之黨類十七縣而來歸焉

阿知父子の出系及歸化事情については、桓武朝坂上大忌寸苅田麻呂等の上表中に次のやうに述べて居る(續紀三十八)。

臣等本是後漢靈帝之曾孫阿智王之後也、漢祚遷レ魏、阿智王因二神牛敎一出行二帶方一、忽得二寶帶瑞一、其像似二宮城一、爰建二國邑一育二其人庶一、後召二父兄一告曰、吾聞東國有二聖主一、何不二歸從一乎、若久居二此處一、恐取二覆滅一、卽携二女弟迂興德及七姓氏一、歸化來朝、是則譽田天皇、治二天下一之御世也、於レ是阿智王奏請曰、臣舊居在二於帶方一、人民男女皆有二才藝一、近者寓二於百濟高麗之間一心懷二猶豫一未レ知二去就一、伏願天恩遣レ使追召レ之、乃勅遣二臣八腹氏一、分レ頭發遣、其人民男女擧落隨レ使盡來、永爲二公民一、積レ年累レ代、以至二于今一、今在二諸國一漢人、亦是其後也云々

後漢の靈帝の後で、帶方に移住したといふのは事實であらうが、王號を以て呼稱したとあるは、上記秦氏の場合と同じく此氏族限りのことで、公に認められて居たのではあるまい。其世代も亦疑問とすべきで、靈帝は書紀の編年に從へば成務天皇と同時代の人であるから、應神朝末までに三代を經過したとしたのであらうが、其實は崇神朝に相當するが故に、五世乃至六世の孫であらねばならぬ。應神

朝の末年は東晉孝武帝の世にあたるから、漢祚覆滅(西暦二二〇年)の際帶方に移住した阿智王が尙生存したとすれば、齡二百歲に近かつた筈で、其上更に履中朝まで奉仕したとあるのは〔記〕〔拾〕、殆ど有り得べからざることである。恐らくは詳傳を逸した爲に、坂上氏に於て適宜補修したので、姓氏錄以下の書に靈帝の曾孫又は三世乃至四世の孫とあるのは、坂上系譜を根據としたものゝやうであるから證とするに足らぬ。唯姓氏錄坂上大宿禰の條下に、後漢靈帝男延王之後也とあるのは注意すべきで、支那史書には見えぬが、此名の帝子又は帝胤が帶方に移住したことは絕無とはいへず、終生王號を名乘つたことも有り得べきである。但し代を重ぬるに從ひ衰微したことは勿論で、魏が帶方郡治を放棄するに及び、其一族並に部衆は高麗百濟の間に分散し、宗家を繼いだ阿知も亦、一小土豪として僅に存立し得たに過ぎず、彼等から言へば門地の低い新興國王等の壓迫に堪へかねて、我國に歸化する決意をしたのであらう。國史に使主といふ敬稱を添へたのは、來

朝後に與へられた職名ではなく、高句驪の官等十階中の第八階なる使者〔後漢書〕〔魏志〕といふ稱號を有したからで、之をオミと訓むのは韓語敬稱イム(임)の轉訛ではあるまいか。

紀には阿知使主が其子都加と共に十七縣の黨類を率ゐて來朝したとあるが、苅田麻呂の上表によれば本初女弟迁興徳及七姓氏を携へて歸化し、其上奏によつて朝廷から臣八腹氏(武内宿禰の一族)を遣はされて百濟高麗に流寓する舊部民を召致せしめられたとあり、其方が事實に近いやうに思はれる。迁興徳については他に所見がないが、七姓は坂上系圖所引の姓氏錄(絶本)によれば段姓一曰員姓(高向史、高向村主、高向調使、評首、民使主首)、李姓(刑部史)、皂郭(サウ)姓(坂合部首、佐太首)、朱姓(小市佐奈宜)、多姓(檜前調使)、皂姓(大和宇太郡佐波多村主、長幡部)、高姓(檜前村主)とある〔氏族志〕。現存姓氏錄と照合するに、本姓又はカバネを異にするものもあり、或は全然見えぬものもあるが、高向村主、郡首、民使首は魏の

文帝之後、刑部造は呉國人李牟意彌之後とあつて上記と一致し、七姓が必しも後漢の遺民のみでないといふことを表明して居る。

都加使主は姓氏錄に大和蕃別檜原宿禰以下九氏の祖とある都賀直にあたり、其三世の孫兎子直及大人直(四世の孫宇志直ともある)、四世の孫東人直及都黄直、五世の孫色夫直等の名が見えるから、實在人たることは疑なく、上記の如く父阿知使主と共に呉に遣はされたとも傳へられて居るのである(第九四頁)。雄略天皇の遺詔を承けた東漢直掬〔紀〕が之と同人とすれば、八朝に奉仕したことになるが、其實は五世代で、應神朝の末年弱冠を以て歸化し、清寧天皇の初年まで生存したとしても、——紀の編年は此期間に於て八十餘年延伸せられて居る——年齡百十歳を過ぎぬから、有り得ぬことではない。坂上系譜によれば都賀直には三人の子があり、山木、志努、爾波伎と稱したといふことである〔氏族志〕。

此一團の歸化人の居住地については寶龜三年坂上苅田麻呂の上言に次の如く供

述せられて居る（續紀卅二）。

先祖阿智使主、輕島豐明宮馭宇天皇御世率二十七縣人夫一歸化、詔賜二高市郡檜前村一而居焉、凡高市郡內者、檜前忌寸及十七縣人夫滿レ地而居、他姓者十而一二焉

多少誇張もあらうが、大和の高市郡に於て大に蕃息したことは事實で、漢人(アヤヒト)と呼ばれ、阿智の子孫は其宗家なるが故に漢直と稱したのであるが、後日河內國に別系の漢人が來住するに及び、之と區別する爲にヤマトのアヤといひ、東漢とも書くやうになつた。上揭の如く七姓十七縣の歸化人は必しも漢の遺民のみではないから、漢直以外の氏姓を得たものもあつたのであるが、阿智の後裔と稱するものだけでも、姓氏錄には坂上大宿禰を始め、檜原、內藏、山口、平田、佐太、谷、畝火、櫻井、路（以上宿禰）、文、木津、石占、檜前(ヒノクマ)（以上忌寸）、谷、火撫二氏、池邊、栗栖（以上直）、丹波史、葦屋漢人及藏人の二十二氏をあげ、外に坂上氏と同時に宿禰に昇格

した一族中に大藏、文、調及民の四氏があり（續紀三十八）、上掲苅田麻呂の上奏中には民、藏垣、蚊屋の三忌寸姓が見え（同卅二）、坂上系譜によれば其外に國覔、小谷、長尾、高田、夏身、田部、井上、呉原、石村、林、忍坂、酒人氏等（忌寸姓）も亦此系統に屬し（氏族志）、普く諸國に分布した。

百濟貴須王の孫辰孫も亦應神朝に歸化したといふ傳承が、其苗裔の間に存し、延暦九年の紀に次の如く叙述せられて居る（抄錄）。

秋七月辛巳、左中辨正五位上兼木工頭百濟ノ王仁貞、治部少輔從五位下百濟ノ王元信、中衞少將從五位下百濟ノ王忠信、圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衞佐伊豫守津連眞道等、上レ表言、眞道等本系出レ自ニ百濟國貴須王一、……輕島豐明朝御宇應神天皇命ニ上毛野氏遠祖荒田別一、使ニ於百濟一、搜ニ聘有識者一、國主貴須王、恭奉ニ使旨一、擇ニ採宗族一、遣ニ其孫辰孫王一一名智宗王隨レ使入朝、天皇嘉焉、特加ニ寵

命ニ、以爲ニ皇太子之師一矣、於レ是始傳ニ書籍ニ、大闡ニ儒風ニ、文敎之興誠在ニ於此ニ、難波高津朝御宇仁德天皇、以ニ辰孫王長子太阿郎王一爲ニ近侍ニ、太阿郎王子亥陽君、亥陽君子午定君生ニ三男ニ、長子味沙、仲子辰爾、季子麻呂、從レ此而別始爲ニ三姓ニ、各因レ所レ職以命レ氏焉、葛井、船、津連等卽是也、逮ニ于他田朝御宇敏達天皇御世ニ、高麗國遣レ使、上ニ烏羽之表ニ、群臣諸司莫ニ之能讀ニ、而辰爾進取ニ其表一能讀巧寫、詳奏ニ表文ニ、天皇嘉ニ其篤學ニ、深加ニ賞歎一……眞道等先祖委ニ質聖朝ニ、年代深遠、家傳ニ文雅之業ニ、族掌ニ西庠之職ニ、眞道等、生逢ニ昌運一預レ沐ニ天恩ニ、伏望改ニ換連姓ニ蒙ニ賜朝臣ニ、於レ是勅因レ居賜ニ姓菅野朝臣一。

王辰爾が烏羽の表を飯氣に蒸し、帛に印して之を讀み取つたといふことは敏達紀にも載錄せられて居るが、辰孫が稚郎子皇子の師となつたといふ說は、紀記を始め姓氏錄にも見えず、古來太子の師は書首の祖王仁と傳へられて居る。勿論王仁の外にも侍講を置かれたことは有り得べきであるが、當時の百濟國が才伎として

王孫を貢したとは思はれぬから、或は貴須王時代に質子として來朝したのではあるまいか。眞道は此事實を知つて上奏文中にも委質聖朝といふ辭句を用ひたのであるが、尚遠祖の屈辱を諱んで取つくらひ、學者の家柄なるを以て、文教輸入者と說いたのであらう。

午定君の三子中、辰爾は欽明朝に船賦校錄に任じたるにより、船史の姓を賜はり、同じ御代に其甥卽ち味沙（味散）の子膽津は、白猪田部の丁を籍した功によつて白猪史姓を得、辰爾の弟牛（上記麻呂にあたる）は敏達朝津史を授けられて其職に任じた〔紀〕〔姓〕。三氏共に後日連に昇格したが、白猪氏は葛井宿禰と改稱し、船連から宮原宿禰及菅野朝臣が分れ、津連は宿禰に進み、更に中科宿禰氏を分派した〔續紀〕〔姓〕。外に仁明朝に葛井宿禰から改姓した蕃良朝臣がある〔續後紀〕。其他同じく貴須王の後と稱する昆解氏があり〔續紀〕、雁高、廣野兩宿禰が之から出たけれども、辰孫の後裔であるか否かは判明せぬ。

上記の外姓氏錄によれば調連等も亦此朝の歸化として、次の如く記載せられて居る。

水海連同祖、百濟國努理使主之後也、譽田天皇御世歸化、孫阿久太ノ男彌和、次賀夜、次麻利彌和、憶計天皇御世、蠶織獻ニ絁絹之樣一、仍賜ニ調首姓一

記の仁德天皇の卷にも筒木韓人奴理能美が三色に變ずる奇蟲(蠶)を養うて皇后に供覽したとあるから、同人が應神朝に渡來したとあるのは事實で、此技術を傳へる爲に召致せられたのであらう。姓氏錄によれば右京及山城の民首並に河内の水アマ海連及調曰佐も亦同人の後とあり、相當に有力であつたことは使主といふ稱號を有することによつても明白であるが、何氏の出か判明せぬ。或は海人系なるが故に其子孫が水海連と呼ばれたのではあるまいか。

上記の外此朝に歸化したものは少くはなかつたと思はれるが、之を物色する手

がかりがない。

第四章　宮廷事項

即位――皇居及陵墓――品陀眞若王の三女――妃嬪――皇胤――若沼毛二俣王の裔――髮長媛

應神天皇は前卷(第一〇九頁)に述べたやうに、胎中に於て旣に天津日嗣をつがれたのであるから、後日更めて即位せられた筈はないのであるが、――踐祚大嘗祭のやうな儀式は、此當時には尙未だ存在しなかつた――紀は神功皇后を御歷代中に列する爲に、攝政といひ、皇太后といふ尊號を用ひて居るにも拘はらず、其御世の終まで天皇を皇太子と稱し、母后崩御の後始めて踐祚せられたものとして、次の如く叙述して居る。

譽田天皇、足仲彥天皇第四子也、母曰二氣長足姫尊一、天皇以下皇后討二新羅一之年、

歳次二庚辰一冬十二月、生二於筑紫之蚊田一、幼而聰達、玄監深遠、動容進止聖表有レ異焉、皇太后攝政之三年、立爲二皇太子一、時年三　初天皇在レ孕而天神地祇授二三韓一、既産之、宍生二腕上一、其形如レ鞆、是肖下皇太后爲二雄裝一之負上レ鞆、故稱二其名一謂二譽田天皇一、上古時俗號レ鞆謂二褒武多一焉………　攝政六十九年夏四月皇太后崩時年百歳

元年春正月丁亥朔、皇太子卽レ位、是年也、大歳庚寅

降誕の地點及時機については、既に前卷第五章に於て論じ、鞆に似た宍が生ひて居たといふのも、大トモ和氣命といふ御名號の所由說明に過ぎざることは、同卷(一〇九頁)に說いた通りである。然るに紀の所傳は此名を逸脫し、鞆の古名ホムタなるが故に、胎斑の奇瑞によつて譽田天皇と呼びまゐらせたといふのであるが、ホムタといふ語を名號に用ひたのは此天皇に限らず、穴門直にもホムタチといふものがあり(第五卷一五〇頁)、後記の如く天皇の外舅をも品陀眞若王と稱するので

あるが、此人々も同一特兆を有したと推定することは困難であるのみならず、トモをホムタと稱へた例も他には見えぬから、傳承中に生じた訛誤か、若くは紀の編者の誤解であらう。——分注に一云として筥飯大神との名易のことに言及して居るが、其については既に前卷(第二七一頁)に論じた——殊に攝政の三年まで皇太子にすらも立たれなかつたかのやうに記述して居るのは妄誕で、忍熊王の歿後、他に皇位僣稱者もないのに、天津日嗣を定めずに放置せられたとすれば、簒位の野心があるかのやうに、近親の皇族及重臣から猜疑せられる虞がないとも言へず、一旦安定した天下が再び紛亂に陷る危險があつた筈である。

母后崩御の翌年高御座に卽かせられたとしたのは、前卷序說に述べたやうに、年代を延長する一手段であつたと思はれるが、其結果記事に矛盾抵觸を來した。例へば百濟腆支(直支)王は仁德天皇の二十五年に薨去したのであるのに、——紀の編年を本據として百濟本紀と對照すると允恭天皇の八年となる——之を此朝の

の二十五年に繰り上げ、しかも三十九年の條下には

春二月百濟直支王、遣二其妹新齊都媛一以令レ仕、爰新齊都媛、率二七婦女一而來歸焉

とあるが如きは其で、直支王の遺命が此年になつて遂行せられたのであらうと辯解するものもあるかも知れぬが、餘りに緩怠であるのみならず、紀の所說の如く直支王が應神天皇の二十五年に歿して居たものとすれば、當時は既に其孫の毗有王の時代であつたとせねばならぬ。支那南朝の正朔を奉じた百濟の年紀は、近肖古王の晩年以降にあつては、ほゞ正實のものと思はれるから、上記のやうな矛盾抵觸は、應神仁德兩天皇の在位を引伸ばした結果とせざるを得ぬ。從つて以下の記事に於ても紀の編年に準據することは、却つて誤謬の因となるのである。

記には酒樂之歌（前卷第二七四頁）までを前朝の記事中に收め、此天皇の段には冒

頭に、品陀和氣命、坐二輕嶋之明宮一、治二天下一也とある。輕は懿德、孝元二代の皇居の地で(第二卷五五、六四頁)、輕池を以て聞こえ(第三卷二五五頁)、之に島といふ語をそへたのは、スマ(栖區)卽ち聚落を意味するのである。明宮は攝津風土記(殘篇)に豐阿岐羅宮と假字書してあるから、アキラのミヤと訓み、讚美的宮號なることは勿論で、應神紀にも天皇崩二于明宮一とあるのであるが、遷都の記事を缺いて居る。紀國の小竹宮から大和に移しまゐらせることは、當時の事情が之を許さなかつた筈であるから(前卷第二四八頁)、皇居を輕に造營せられたのは後日の事であらねばならず、母后の許に成人せられたとすれば、磐余宮が當初の皇居であつた筈で、いづれにしても遷都の事實が存したものとせねばならぬ。紀が之を默殺したのは確實なる資料を得なかつたからで、古事記の所說に從はなかつたのは寧ろ至當の態度といはねばならぬ。前朝についても記は坐二穴門之豐浦宮及筑紫訶志比宮一治二天下一也と述べて居るが、――紀にも卽位時の朝廷の所在を明示してない

——其等の宮殿は寧ろ行在所で、永久遷都の目的を以て穴門又は筑紫に動坐せられたのではないから、宮城は畿内に儼存し、凱旋の曉には直に其處に入御あらせられる豫定であつたと拜察せられる（前卷第一〇二頁）。其と同樣に明宮も亦後日の皇居で、最初は他に宮殿を有せられたものとせざるを得ぬ。

此皇居の地が河內の譽田と推定せられることは前卷に論じた通りで、之が旁證は既に前々章（第一〇四頁）にも見え、後記（第一七八、一九三頁）に於ても求め得られるのである。母后も亦本初は同一宮殿に住はれたのであらうが、上代の社會制度に在つては、成人の子は母家に同居することを許されなかつたので、天皇又は母后のいづれかゞ別宮に移られる必要を生じた。神功皇后が大和の磐余に宮殿を造營せられたのは、恐らくは此時代であつたのであらう。さりながら尙弱年であらせられたので、垂簾の政は繼續し、百寮は皇太后に供奉して大和に移り、譽田宮は天皇の御所に充てられたものと思はれる。母后は磐余に定住せられたので、其陵

墓も狭城の盾列に設けられたのである。

輕島に遷都せられた時機は判明せぬが、後記の歌詠によれば、大鷦鷯皇子御成人のころまでは、譽田に宮居せられたもの丶やうであるから、比較的晩年のことであつたと推察せられる。思ふに母后は老來政務に懶くなられ、天皇も亦壯時のやうに活動せられなくなつたので、便宜上磐余を距ること遠からぬ地に遷都せられたのであらうが、譽田の宮殿は依然として御安息所として存置せられたのみならず、難波の大隅島にも離宮を設けられたもの丶やうである。此島は安閑紀にも見えるが、河口の冲積により夙に消滅し、今は其痕跡をも留めて居らぬ。但し二十二年の紀に大津から發航する吉備の兄媛の船を此宮の高臺から展望せられたとあるから(第二〇一頁)、津頭に近い一砂堆をいひ、離宮が存したが故に大隹と稱したものと思はれる。

難波は帝都の要津として百船が出入し、ことに當時は韓地との重大交渉が多

く、出征凱旋の軍隊の來往が頻繁であつたので、此地に親臨して政を聽かれることを必要としたのであらう。仁德天皇が高津に遷都あらせられたのも、同じ理由に基くものと拜察せられる。紀にあげた一說によれば應神天皇は大隅宮に於て崩御あらせられたとあり、假令それが誤傳であるとしても、屢〻行幸があつたが故に、此やうな口碑が生まれたのであらう。譽田宮から大隅島までは直徑約四里、輕島とは道程五里に過ぎぬ近距離にあるのである。

紀本文には四十一年春二月甲午朔戊申天皇崩二于明宮一とあるのみで、陵墓をあげて居らぬが、記によれば御陵在二川內惠賀之裳伏岡一也とあり、諸陵式にも惠我藻伏山岡陵と記載し、現に古市町大字譽田(コンダ)に遺跡を存するから、たとひ明宮又は大隅宮で崩御せられたことが事實であつたとしても、此地に歸葬せられたものとせねばならぬ。紀に之を默殺したのは必しも誤脫ではなく、仁德天皇卽位前菟道稚郎子によつて造營せられて居たからで、恆例(第一卷一〇頁)によつて記述せんと

すれば、若干此皇子の登極について言及せねばならなくなり、忌諱に觸れる虞があつたからではあるまいか。之については第七章に於て再び關說する。

應神天皇の后妃及皇胤は二年の紀に列擧せられて居るが、同書の編年によれば當時御齡すでに七十有一であらせられた筈であるから、媵娶及皇子女降誕は殆ど全部その以前のことゝせねばならぬ。記の所傳との間には若干の相違があるから、以下兩書を對照しつゝ先づ后妃から記述する。

后妃中最も門地の高いのは五百城入彥皇子の孫女三柱で、天皇の再從妹に當るのみならず、御祖父は繼位候補者として皇族籍に留められたとあり(第四卷三六、三九頁)、景行天皇の御子八十柱中、特別の地位に置かれた皇子である。記には三王女の兩親について次の如く記述して居る。

此女王等之父品陀眞若王者、五百木之入日子命娶尾張連之祖建伊那陀宿禰之

女志理都紀斗賣㆒生子者也

建伊那陀宿禰は第四巻(一七二頁以下)に掲げた建稻種公のことで、舊事紀の尾張氏系譜には建稻種命とあり、乎止與命の子とせられて居る。種は借字で、タ(田)ネ(敬稱)二語より成り、稻田といふ地(所在不明)を領したが故に、稻田宿禰とも稻田禰公(命)とも呼ばれたものと思はれる。系譜〔舊五〕によれば、其配は邇波縣君の祖大荒田の女で、玉姫と呼ばれ、二男四女を生んだ。長男尻綱根は尾治連の姓を賜はり、――他の男子については記注がないが、尾張國造を繼承したのであらう(第五巻七八頁)――一女尾綱眞若刀婢は、五百城入彥命に嫁して品陀眞若王を生み、他の女子金田屋野姫は甥にあたる眞若王の妃となつて、高城入姫命以下三柱の王女を設けたとある。尻綱又は尾綱はシリツ(後津)之にあてた假字で、後津は丹波縣に近い木曾川の河津の名であつたと思はれる。さればこそ其地にある居城をシリツキ(後津城)と呼び、其から志理都紀斗賣といふ名が出たのである。

此女性を母とし、五百城入彦皇子を父とする王子が品陀眞若王と呼ばれ、其妃は金田屋野を以て名とし、――河内國金田郷、即ち今の南河内郡金岡村大字金田は其名殘らしく、ヤヌは谷野の意と思はれる――王女の一柱を高城入姫と稱する等、大和及河内の地名に縁故が多いのは注意を要することで、偶然の結果として閑却することは出來ぬ。しかのみならず尾張から右の三王女を召上げられた形跡もなく、應神天皇が同國に淹留せられたとも考へられぬから、次の如く釋明せざるを得ぬ。

(一) 尻綱根命は尾張國造の職を兄弟に讓り、眷族を率ゐて河内國に移住した。其は恐らくは仲哀天皇の即位當時のことで、御父日本武尊に奉仕した建稻種公の功勞により召出されたのであらう。姓氏錄河內神別に小豐命の後として尾張連をあげ、舊事紀系譜に尾綱根命五世の孫枚夫(ヒラブ)の後を紀伊尾治連としてあるのも之が旁證である。

（二）當時尚弱年であつた眞若王は外伯父と行動を共にし、——眞若といふ名號が之を證するやうに、此王子は五百城入彦命の長男ではなかつたやうである——河內國譽田に來住したので、品陀眞若王と呼ばれ、皇室からも相當の優待をうけたものと思はれる。

（三）金田屋野姫も亦兄に伴はれて河內に來り、譽田と墨江との中間に位する金田に占住し、甥にあたる品陀眞若王と結婚した。其年齡には大差がなかつたものとすべきであるが、若し稻種公が日本武尊よりも先に不慮の死を遂げたといふ熱田大神緣起の說が事實とすれば、或は其實子ではなく、尻綱根命の異父妹であつたかも知れぬ。

眞若王の三女の名は左記の通りで、母に從うて金田に居住したので、其處より程遠からぬ惠賀の譽田(古市)に宮居せられた應神天皇によつて次々に娶されたのであらう。

高城入姫（高木之入日賣命）。　皇女に準じて大和國忍海の高城（第四卷四四頁）の入姫とせられたので、其社會位置が優越であつたことの證とするに足る。

仲姫（中日賣命）。　應神紀によれば、治世第二年に皇后に册立せられたとあるが、御姉を超えて正后の位に据ゑられたとは考へられぬことであるから、仁德天皇の御生母なるが故に、紀の編者が追尊したのであらう。此天皇は御父在世中に立太子せられたのではないから、母妃が特別の待遇をうけられた理由がない。

弟姫（弟日賣命）

左記の諸妃も亦名門の出ではあるが、上掲三王女と同等視せられたのではなかつたと思はれる。

宮主宅媛（宮主矢河枝比賣）。　和珥臣祖日觸使主之女〔紀〕又は丸邇之比布禮能

意富美之女（記）とある。天足彥國押人（天押帶日子）命の裔なる和珥（丸邇）臣又は丸部臣の外に、ワニの大忌（オホミ）といふ一氏が存したことは、既に第二卷（一五三、一五四頁）に述べた通りで、春日氏から出たから春日のワニの大忌とも稱し、其大神の祭主を世襲とした。其故に同氏人の名には神事に關係のあるものが多く、日觸（比布禮）の如きも、ヒ（靈能）とフリ（降下）との二語より成立し、神通力のある巫覡を意味するのである。オホミ（大忌）は約してオミとも言ひ得るが故に、臣又は使主ともかくことがあるが（三—一九四頁）、其は全然借字である。其女が宮主と稱したのも神宮に奉仕する齋女なるが故であらねばならぬ。應神朝のころには此氏族は既に大和の和爾を離れて、——其地には天足系の和珥氏が占據した——山城の宇治方面に居住したもの丶やうで、天皇が矢河枝比賣に逢はれた地點も木幡村と傳へられて居る（記）。宅媛のヤカはヤカハ（矢河）といふに同じく、宇治川のエカハ（支流）を意味し、其名は

殘つて居らぬが、恐らくは現在の橫川であらう。其會流點附近の瀦水は卽ちヤカハ江(矢河枝)である。此貴女の娉娶については、記は近江行幸を結びつけ、且一篇の長歌をそへて極めて面白く說いて居るが、便宜上次章に於て釋述する。舊事本紀に此女性を物部多遲麻大連の女香室媛――同書天孫本紀には山無媛連公――としたのは、物部氏傳によるものであらうが、明に訛誤である。

小甂媛(袁那辨郞女)。 右の宅媛(矢河枝比賣)の弟とある。紀に小甂此云烏儺謎。と訓註した所を見ると、記の袁那辨も亦ヲナメの音便で、小之女(ヲナメ)卽ち女弟を意味するものであらう。

河泒仲彥女弟姫(紀)――咋俣長日子王之女息長眞若中比賣(記)。 所生皇子を同うする所を見ると、同一人が二樣に言ひ傳へられたものとすべきで、記によれば倭建命の御子の一人息長田別王の孫にあたり、其妹に弟比賣と稱する

女性がある(第四卷二三六頁)。咋俣は上文に杙俣とあるが、咋、杙いづれも借字で、樹水即ち溪水を意味し(一一一五頁)、其落合をクヒマタと稱へたもののやうであるから、河派というても大差はない。恐らくは息長川の上流に此名の地點が存したのであらう。若し然りとすれば近江行幸中に娶されたものとすべきで、其が中比賣であつたといふ說と、弟姬なりとする傳とが存し、記は前說に從ひ、弟日賣眞若比賣命は甥若野毛二俣王に嫁したと述べたのである(後記參照)。――釋紀に引いた上宮記といふ古書は之と反對に、天皇に娶されたのを弟比賣麻和加としたのは紀の傳と一致するが、甥若野毛二俣王の妃は息長麻和加中比賣とあるのは疑問で、伯母との通婚は希有な例であるから、記の所說を可とすべきである。

櫻井田部連男鉏之妹糸媛(紀)――櫻井田部連之祖嶋垂根之女糸井比賣(記)。櫻井田部及島垂根の出系は既に前卷(第九九頁)に述べた通りで、男鉏は島垂根

の本名であらう。ヲは美稱、サヒは刺刀の義で、上代の人名に用ひられた例が少くはない（第五卷九〇頁）。糸媛と糸井比賣とは類名であるから、或は妹とし、或は女としたと同樣に、傳誦中に生じた異同と見るべきで、イトはイツ（齋）の轉呼と思はれる（第二卷七九頁）。

日向泉長姫（日向之泉長比賣）。　日向の泉は地名で、恐らくは諸縣の泉をいふのであらう（第四卷九六頁）。景行紀に見えた泉媛は土酋であるが、其地は豐國別皇子の所領となつたのであるから（第四卷二七六頁）、此女姓は其孫若くは曾孫女とずべきで、長比賣は長女に對する敬稱である。——類聚國史以下に姫。を媛と改記したのは早計で、此章下の書例によれば王孫女は皆姫。とあるのである——此貴女は殊更に日向から召上げられたのではなく、朝廷に出仕した尊屬に從うて入京中寵幸を得たものとすべきで、其は後記の髮長媛の例によつても明である（第一七四頁以下）。

迦具漏比賣〔記〕。　紀には此妃の名が見えぬが、其所生として五柱の皇子女を擧げた所を見ると、――其中には重出又は疑問とすべきものもあることは後記の通りである――全然架空の人物とも思はれぬから、或は倭建命の曾孫女なる訶具漏比賣（第四卷三二、二三二頁）のことであるかも知れぬ。

葛城之野伊呂賣〔記〕。　此妃も亦紀には載錄せられて居らぬが、建内宿禰の女怒能伊呂比賣（第二卷一七七頁）をいふものゝやうで、神功紀六十二年の分注にも沙至比跪（襲津彥）の妹が天皇に幸せられたとあるから（第一一五頁）、諸妃中に列したのは事實であらう。葛城に野といふ地名のあることを聞かぬが、襲津彥を葛城長江曾都毘古とも稱する所を見ると〔記〕、野は借字で沼を意味し、葛城川の瀦水を渟とも長江とも稱へたのかも知れぬ。イロメのイロは貴族に對して用ひる冠稱なるが故に（四―二六頁）、イロヒメともイロメとも稱したのであらう。但し其所生を伊奢能麻和迦王としたのは後記の如く明に

重出で、此妃には皇子女がなかつたのではあるまいか。無産の妃妾の名は傳へられぬのが例であるが、此は重臣建內宿禰の女なるが故に口碑に殘つたので、イザのマワカ王の生母なりとする說さへ生まれたものと思はれる。

右の外に仁德天皇に賜はつた日向髮長媛も、本初天皇御自身が娶される思召であつたかのやうに傳へられ、紀によれば吉備の兄媛も亦寵幸を得たとあるが、事實とは思はれぬから、本章末及次章に於て別に記述する。

上揭諸后妃の所生として紀は男女幷二十王を揭げ、記には此天皇之御子等幷廿六王 男王十一、女王十五 とある。左に母妃別に之を列擧する。

(イ)高城入姬(高木之入日賣命)の所生

額田大中彥皇子(額田大中日子命)。 額田といふ地に封ぜられたが故に、此名を負はせたのであらうが、長子を中彥といふのは合點の行かぬことであるか

ら(大は美稱)、恐らくは傳誦中に序次を誤つたので、其實は大山守皇子と去來(イザ)眞稚皇子との中間の御子であらう。額田は和名抄によれば平群郡の郷名で(今の生駒郡平端村の大字)、山邊郡に接して居るので、仁賢紀には山邊郡額田邑とも記されて居る。

大山守皇子(命)。　次章に記述するやうに、此御代に山守部を定め、此皇子をして統轄せしめられたから、之を稱號としたので、額田大中彦皇子の次に序してあるが、御兄と認むべきことは上記の通りである。紀によれば此皇子は土形君榛原君凡二族之始祖也とあり、記には後段に土形君、幣岐君、榛原君等之祖と分注し、姓氏錄にも日置朝臣(右京)、榛原公(攝津)、蓁原(河內)氏は大山守王(命)之後とせられて居る。いづれも地名から出た苗字で、宣長が和名抄の遠江國城飼郡土形(今の小笠郡土方村)及同國蓁原(波伊波良)郡蓁原郷を以て之に擬し、幣岐も亦比木の形に於て城東郡(小笠郡)に殘つて居ると考證

したのは〔記傳〕當を得て居るやうであるが、此地方との緣故を詳にせぬ。

去來眞稚皇子（伊奢之眞若命）。　三柱中の最幼(マワカ)で、大和のイザといふ地（第三卷三五頁）に居住せられたから、此名を負はれたのであらうが、崇神天皇にも同名の皇子がある。其は世代を隔てゝ居るから妨はないけれども、記に野伊呂賣の所生として伊奢能麻和迦王をあげたのは、上記の如く重出であらねばならぬ。マワカの如き普通名詞は生母を異にする限り、兄弟（姉妹）共有の場合もあり得るが、殊更に同一地名を冠稱とする筈がない。紀には此皇子は深河別之始祖也とあり、他に見えぬ氏名であるが、御兄が山邊郡額田邑を名に負はれた所を見ると、恐らくは同郡深川村（現今針ケ別所村の大字）附近を所領とせられたのであらう。

大原皇女（郎女）。　居住地又は湯沐邑名を負はれたものと思はれる。大和國高市郡藤原をも大原と稱したことは萬葉集の歌及左註によつても明であるが、

其地とは緣故がないやうで、有りふれた地名であるから、其所在を物色することは困難である。——舊事本紀には大原皇子とある。

澇田皇女(高目郎女)。　高目はコムクの假字で、感玖(仁德紀)、咸古(神名帳)ともかき、和名抄に石川郡紺口鄕とある地である。紀に澇田とせられて居る所を見ると、コムクは澇處の謂とすべきで、澇は潦に通じ、字書に積水也とあるから汎濫の意と了解せられ、之をコミと稱へたのは、コエ、コシ(越)の語幹コと、ミ(水)との結合語であるからであらう。其故に仁德朝に大溝を設けて疏水せられたので、乃引二石河水一として灌漑用であるかのやうに敍したのは筆者の誤解に基くものとせねばならぬ。其地の田は水浸となることが多いので澇田と稱へ、同じ意味を以て其場所を澇處と稱したことは少しも奇とするに足らぬ。然るに私記以來古事記に準じて澇の字の下に「來」を加へ、コミキタ(新版國史大系所載甲本)又は古牟久太(同丙本)と訓して居るが、若し此やう

な稱呼が用ひられたとすれば、其本義が忘却せられ、コミキ又はコムクが固有名詞と見られるやうになつた後のことゝせねばならぬ。――舊事本紀には此皇女の名を缺いて居る。

（ロ）仲姫（中日賣命）の所生

荒田皇女（木之荒田郎女）。　神名帳に紀伊國那賀郡荒田神社とある地で、社は今も根來村大字森に存する。――舊事本紀に荒田皇子とあるは訛傳とせねばならぬ。

大鷦鷯天皇（大雀命）。　御同腹に根鳥といふ名の皇子があり、異腹に隼總別及雌鳥といふ皇子女もあるので、從來鳥名を負はれたものとして怪しまれず、武內宿禰の子木菟宿禰の瑞祥と取易へて命名せられたといふ古傳說すらあるのであるが〔仁德紀〕、此話には大なる疑問があり（第二二二頁）、根鳥以下の名號も後記の如く他の意義とも了解せられるから、鷦鷯（雀）も亦借字で、ササ

（神聖）キ（子）を意味する尊稱であつたかも知れぬ。さればこそ吉野の國樔等の歌にも敬稱を省いて「譽田の日の御子大サザキ大サザキ」と用ひて居るのである（第一九二頁）。

根鳥皇子（命）。　ネトリはナトリ（食用禽）の轉呼とも、音鳥即ち鳴禽の義とも解せられるが、其意を以て命名せられたかは疑問とすべきで、他に所見はないけれども地名から出たのかも知れぬ。前卷（第一七八頁）に述べたやうに、ナトリ（名取）、ヌタリ（渟足）、ノトリ（荷持）の如き類名も少くはないのである。甲斐國笛吹川の一名をネトリ（音取）川といふのも、笛吹の緣語として後人が戯に與へたのではなく、恐らくはネトリといふ名によつて笛吹と負はせたのであらう。紀には此皇子を大田君之始祖也とし、記には後段に於て次の如く記述して居る。

又根鳥王娶二庶妹三腹郎女一生子、中日子王、次伊和島王二柱

三腹郎女については次に述べるが、伊和島王は大神宮例文に、齋宮の一柱としてあげた伊和志眞王のことで、同書には仲哀皇女とあるが、此傳を正しとすべく(記傳三十四)、イワシマは地名(恐らくは伊勢)で、播磨の伊和里(第二卷二一四頁)と同一義から出たのであらう。されば大田君氏を起したものは中日子王であらねばならぬが、大田といふ地は到る所にあるから、此名稱だけで所在を物色することは困難である。或は御母の所領淡路の三原の一地ではあるまいか。

(ハ)弟姫(弟日賣命)の所生

阿倍皇女(郎女)。　攝津國東生郡阿倍野に所緣があつたのであらう。

淡路御原皇女(阿具知能三腹郎女)。　舊事本紀には淡路三原皇女とあり、同國三原郡中に湯沐邑を有せられたものと思はれる。記に阿具知とあるのも從來アハチの謂と了解せられて居るが、具をハにあたる文字の誤寫と見ることは

困難で、又アハチをアグチと訛る由もないから、別に意義が存したのかも知れぬ。出雲國の阿具社（風）は神名帳には阿吾神社とあるから、アグは阿子（アゴ）の謂で、之にチ（主）をそへて敬稱として用ひたことも有り得べきである。異母兄根鳥皇子の妃となられたことは上記の通りである。

紀（木）之菟野皇女（郎女）。　紀伊國伊都郡に宇野といふ地が現存するといふことであるが（記傳）、果して其地名を負うたのか、或は他の同名の地から出たのか判明せぬ。

三野郎女（記）。　ミヌも亦到所にある地名であるから、其所在を確説し得ぬ。或は御姉皇女と同じく攝津國を本貫とし、和名抄に西成郡三野とある地（五一六一頁）に居住せられたのであるかも知れぬ。紀には此皇女の名が見えぬが、二十王とある數からいふも之を逸脱したのであらう。

舊事紀尾張氏系譜には弟姫の所生を五柱とし、右の三野郎女の代りに大原皇女

（既出）と滋原皇女とを加へて居る外に、皇子女保育に關し次の如く說いて居る。

勅ニ尻綱連一曰、汝自レ腹所レ産十三皇子等、汝率養、且是奉耶、時連爲ニ大歡喜一之、己子稚彥連外、妹毛良姬之兒二人ヲ定ニ壬生部一、此二人名請連、談連 于レ今奉ニ人三口一以字ニ辰、枝、中一、今案、此民部三孫、今在ニ伊與國一云々

刊本は極めて誤字錯亂が多く、延佳以下も讀破し得なかつたものゝやうであるから、私案を以て魯魚の衍を正し、句讀訓點を施し易解ならしめた。此文によれば皇子女の外祖であり且外伯父である尻綱（又は尾綱根）連は、勅命に驚喜して自分の兒と妹の子二人を——原文には此連名請連名談二人とあるが、上の連と二人とは位置顚倒で、下の名は衍とし、此二人ノ名ハ請ノ連、談ノ連と讀むべきである。但し此一句は細注であらう——壬生部の長と定めたといふのである。ミフべはミタべ（御田部）と同じく御生卽ち皇族の囿圃の耕作に從事する民部を謂ひ、之に壬生の字を充てるのは任生の省扁で、音便によつてニフべとも稱へ、乳部又は入部

とも書くことがある。次の民部も字の通り解しても意は通ずるが、ミフベの音便ミムベにあてた假字と見るを可とする。

「于今」以下は後人の追記で、此三壬生部からは後世まで各一名の壯丁を貢進することを例とし、其に辰、枝、中といふ名をつけたとあるのであるが、辰は恐らくは弟の誤寫で、枝は兄に通じ、同族三氏の丁を謂ひ、高城入姫（兄姫）、仲姫、弟姫に奉仕した壬生部の代表者なるが故に、兄、中、弟を冠稱としたことを意味するものと思はれる。此三氏の裔が伊與國に居るといふのは絶無のことではないかも知れぬが、移住の理由が示されて居らぬ所を見ると、與は誤記で、恐らくは近畿の伊勢國に定住したのであらう。いづれにしても尻綱根一族が此任に選ばれたといふのは、當時磐田宮に近く占住して居たことの一證である。

（ニ）宅媛（矢河枝比賣）の所生

菟道稚郎子皇子（宇遲能和紀郎子）。　御母の本貫木幡に近い宇治郷（今の宇治

郡宇治村大字莵道)に宮居せられたが故に此地名を冠し、最幼皇子であるから稚(ワキ)郎子と稱へられたのである。此皇子については尚第七章に詳記する。

矢田皇女(八田若郎女)。　矢田(八田)は大和國添下郡の鄕名で(和)、今も其名を存する。理由は判明せぬが此皇女は此處に居住せられたものと思はれる。異母兄仁德天皇に娶されたことは、後章及次篇第一卷に記述する通りである。

雌鳥皇女(女鳥王)。　メトリの語義は字の通りか又は群鳥(メトリ)の意であらうが、此名を負はれた所由を詳にせぬ。他の皇子女の例に徵するも、幼名を擧げたものとも思はれぬから、若し此稱號を用ひられたことが事實とすれば、メトリも亦地名とせずばなるまい。伊豫國宇摩郡にも妻鳥(メンドリ)と稱する地があるから、——恐らくは鳥群來集の故を以て名を負はせたのであらう——絕無のことではないが、次篇第一卷に論ずるやうに、此皇女の事跡については頗る疑があるから、或は隼總別を鳥名を負うたものと誤解し、此皇子の配又は情人であ

つたので、牝鳥（メトリ）の意を以て後人が與へた呼稱であるかも知れぬ。

(ホ)小甂媛(袁那辨郎女)の所生

菟道稚郎姫皇女(宇遲之若郎女)。　此皇女も亦母氏の緣によつて菟道に居住せられたのであらう。記によれば仁德天皇に娶されたとある。

(ヘ)弟姫(息長眞若中比賣)の所生

稚野毛二派皇子(若沼毛二俣王)、　ワカヌケは冠稱で(第五卷二六頁)、二派(二俣)は外祖父が名に負うた河俣又は咋(杙)俣と同地で、母氏の所領を相續したが故に、此名號を得られたのであらう。此皇子は繼體天皇の玄祖に當り、多くの後胤を近江及越前地方に殘されたのであるが、こゝに倂記することは煩はしいから、項を更めて說述する。

(ト)糸媛(糸井比賣)の所生

隼總別皇子(速總別命)。　和名抄に鵤ハ八夜布佐、隼訓同上とあり、仁德天皇の

紀にも「ハヤブサは天にのぼり……サヽキ取らさね」とあるので、從來大雀命と同樣に鳥名を負うたものと了解せられて居たが、上記の如く鷦鷯(雀)を借字とすれば、此ハヤブサも他の意味を以て命名せられたとせねばならず、歌は(記にも同一趣向のものがある)偶ゝ兩稱號が鳥名に通ずるので、譬喩的に用ひたものとも釋明し得られるのである。案ずるにハヤブサはハヤムサの音便で、ハヤは捷健の意の美稱、ムサは垂仁紀に身狹とあり(第三卷二七六頁)、高市郡の舊地名であるから(今の白橿村大字見瀨)、其地の勇敢なる領主といふ意を以てハヤブサ別と稱へたのであらう。母氏の占住地島庄(第五卷九九頁)に近いことも其一證である。御兄仁徳天皇に忌まれて非業の最後を遂げられたとあるのも(第二七〇頁以下)由のあることである。

(チ)泉長姬の所生

大葉枝皇子(大羽江王)、小葉枝皇子(小羽江王)。　日向國の貴女の出なるが故

に、ハエ(南)を以て稱號としたので、御兄弟二柱を區別するために大小を冠したのであらう。後胤をあげて居らぬ所を見ると、母族に就かれたものと思はれる。

幡日之若郎女(記)。　紀には此皇女の名は見えぬが、履中天皇の后妃中に幡梭皇女をあげ、中磯(ナカシ)皇女の母として居る。同天皇の異母妹にも髮長媛を母とする幡梭皇女(波多毘能若郎女)があるが、其は雄略天皇に娉せられたとあるから、別人とせねばならぬ。後者は一名を橘姫ともいひ、草香幡梭姫皇女とも記されて居るから(雄略紀)、ハタヒは名號の主體ではなく、或意味の美稱として用ひられたので、オトヒ姫子(第四卷一七八頁)の類ではあるまいか。日向出身の貴女の所生のみに用ひられて居るのは注意すべきことである。

(リ)迦具漏比賣の所生。――上述の如く紀には此妃をあげて居らぬから、從つて其所生の名も見えぬ。

川原田郎女〔記〕。　川原田は地名と思はれるが、其所在を詳にせぬ。

玉郎女〔記〕。　タマは字の義の美稱か、或は地名でもあり得る。

忍坂大中比賣〔記〕。　後記若沼毛二俣王の女なる忍坂之大中津比賣命と類名なるが故に、宣長は生母迦具漏比賣を二俣王の妃弟日賣眞若比賣命と同人なりと臆斷し、此五柱も亦重出若くは誤傳なりと推定して居るが〔記傳〕、二俣王の女なる忍坂之大中津比賣命は允恭天皇の正后で、尚未だ母家に居られたころ通りがゝりの鬪鷄國造の爲に輕蔑せられた〔紀〕と傳へられて居る所を見ると、母氏は大和の都介（第二卷一四三頁）から程遠からぬ地域に居住せられたものとせねばならず、近江の咋俣の出來事とは考へられぬ。從つて其御母も大和の忍坂に家居せられた筈で、姉妹中の順位が仲子であつたとすれば、忍坂中比賣と稱したことも有り得る（大は美稱）。されば此王女（允恭后）の生母を弟日賣眞若比賣命とした〔記〕ことだけが誤傳で、其實は二俣王が滯京中に結

婚せられた此皇女、卽ち異母妹にあたる忍坂大中比賣であらねばならず、後記の如く百師木伊呂辨とも呼ばれたのであらう。若し然りとすれば決して重複ではなく、偶〻母子稱呼を同うしただけで、世代が相違するから、時人に取つては別に紛らはしくなかつたものと思はれる。

登富志郎女〔記〕。　トホシは遠磯の意から出た地名であらうが、所在を詳にせぬ。宣長は右の忍坂大中比賣から類推して、二俣王の女なる藤原之琴節郞女と同人なりとしたが、其は論議の出發點に於て誤があるのであるから問題にならぬ。

迦多遲王〔記〕。　後段に又堅石王之子者、久奴王也とあるから、カタシとも發音せられたものとすべきであるが、――チ（ヂ）とシとが相通する例は極めて多く、殊に主の意のチは屢〻シと稱へられる――名號の所由を明にし得ぬ。

御同腹中に河原田、遠磯（登富志）の如く水に因む名を負うた皇女のある所を

見ると、此も潟主を意味し、カタは或地點の略稱であるかも知れぬ。久奴王のクヌも亦地名であらうが、其所在は不明である。

右の外記には葛城之野伊呂賣の所生として、伊奢能麻和迦王をあげて居るが、上記の如く明に重複で、同書に幷廿六王男王十一、女王十五とある數の中にも加はつて居らぬのである。

以上十一柱の皇子中、大鷦鷯尊が大統を繼承せられたのであるが、後章に論述するやうに、皇子間の暗闘が劇烈であつた結果、三柱は非業の最後を遂げ、天壽を全うせられた他の七柱中にも、子孫の繁榮したのは若野毛二俣王のみである。記によれば此皇子は其母弟百師木伊呂辨亦名弟日賣眞若比賣命を娶つて七柱の王子女を設けられたとあるが、此妃の名號について異說のあることは上記の通りで(第一四六頁)、伯母と通婚せられたといふ上宮記の所說が誤であるとしても、百師

木伊呂辨を弟日賣眞若比賣の一名と見ることは困難である。イロベはイロ女（メ）に通じ、女性に對する敬稱で（第一四八頁）、モモシキは後世専ら「大宮」の枕詞として用ひたけれども、本來大和の地名シキ（磯城）に美稱化せられたモモ（百）を冠したのであるから、磯城在住の貴女の稱呼であらねばならず、息長に占居する皇別の名號には不適當である。加之同腹の王女が三柱まで中（津）比賣と稱へられたとあるのも異例であるから、恐らくは百師木伊呂辨と弟日賣眞若比賣とは全く別人で、前者は上掲の忍坂大中比賣の一名であらう。其外にも妃妾の名の逸脱したものもあるやうであるが、之を班別することは困難であるから、以下王子女毎に考察を加へることにする。

大郎子亦名意富富杼王。オホ（大）は美稱、ホト（ホト）は秀處の意を以て（第一卷二三七頁）邸宅の所在地をいひ、其郎君なるが故に大郎子とも大秀處の御子とも稱へたのであらう。息長の咋俣の王女を母とし、其所領を繼承せられたので、

其地方に多くの後裔を留めた。

忍坂之大中津比賣命。　上記の如く允恭天皇の正后であるが、御母は應神天皇の皇女で、忍坂大中比賣と呼ばれ、百師木伊呂辨とも稱したものゝやうである。大中津比賣とある所を見ると、御姉があつたのであらうが其名は傳はらなかつた。

田井之中比賣。　田井は隨所にある地名であるが、若し大和國の山邊郡二階堂村、若くは高市郡越智岡村の大字田井庄であるとすれば、右の忍坂之大中津比賣の同母妹と見るを至當とし、仲姫二人のうち御姉を大中津比賣、御妹を單に中比賣と稱へたものと了解せられる。

田宮之中比賣。　田宮も亦地名で、或は東南院文書に越前國坂井郡田宮庄とある地〔莊園目錄〕かも知れぬ。其は繼體天皇の御母振媛（意富富杼王の女）の出身地で、此皇別氏族の勢力範圍に屬したものゝやうであるから、二俣王の女子

の一柱が占住せられたことも有り得べきである。若し然りとすれば其生母は息長の王女ではなく、此地方の豪族の出であつたとすべきであらう。

藤原之琴節郎女。　上宮記には布遲波良己等布斯郎女とある。允恭天皇の寵幸を得て高市郡藤原に置かれたとある弟姫即ち衣通郎姫〔紀〕に相當するものゝやうで、十一年の紀に皇后の母弟とあるに從へば、忍坂之大中津比賣と同腹とせねばならぬが、隨レ母以、在二於近江坂田一とあるから、母弟は誤記で、或は異母妹であつたかも知れぬ。コトフシの語義は不明であるが、恐らくは坂田郡の一地點名であらう。

取賣王。　トリメはタリメ(足女)の轉呼で、タラシヒメといふとほゞ同義である。恐らくは意富富杼王と同腹であらう。

沙禰王。　名の義不明。宣長の想像のやうに禰が彌の誤寫であるとすれば、サミのミコと訓み、坂田郡醒ヶ井の舊名であるかも知れぬ。男女性も判明せぬ

が、前者と同腹の女王であつたかも知れぬ。

右の如く考察すると、此七柱は少くとも三腹に分れ、王男子は大郎子卽ち意富富杼王一柱であつたとせねばならぬ。此王は記によれば次の諸氏の祖先とある。

三國君。　繼體紀に三國坂中井とある地で（第五卷四七頁）、上記の如く二俣皇子以來由緣があつたやうであるから、意富富杼王の子又は孫が此處に一家を創設したことは有り得べきである。繼體天皇の御子椀子（マリ）皇子も三國公（眞人）の祖とあるが〔紀〕〔姓〕、共は此家系を繼承せられたのであらう。

波多君。　ハタは到所にある地名なるが故に、何處とも定めかねるが、右の三國に近い地方に之を物色すれば、越中國礪波郡に八田鄕がある〔和〕。此氏は天武朝に眞人と改姓し、姓氏錄にも稚野毛二俣王の後とせられて居る。

息長君。　後日の息長眞人で、此皇別群の宗家である。姓氏錄にあげた息長丹生眞人、息長竹原公、息長連は之から分岐したのであらう。

坂田君。　本には坂君とあるが、他に所見がないから、坂の下の田の字を脱したものと思はれる。坂田君（眞人）は繼體天皇の御子中皇子の後とあるが〔紀〕〔姓〕、天皇の妃廣媛の父も坂田大跨王と稱へられた所を見ると〔紀〕、此氏名は以前から存したものとすべきで、上記三國君と同じく繼體皇子によつて繼承せられたのであらう。――宣長は坂君を坂田の誤記とし、次の酒人君に結びつけて坂田酒人君一氏と説いて居る。

酒人君。　紀によれば繼體天皇の御子菟皇子の後で、天武朝に眞人の姓を賜はつたとある。姓氏錄にも之を擧げて居るが、其外に息長眞人と同祖の坂田酒人眞人といふ皇別がある所を見ると、右の坂田君と同じく繼體朝以前から存立し、近江國坂田郡を本貫としたものと思はれる。酒人はサカヒト（掌酒）の意か（第三卷一六〇頁）、或は借字と見てサカトと訓み、坂處の意を以て地名に用ひたのかも知れぬ。姓氏錄右京未定雜姓中には兎王の後と稱する酒人小川

眞人もあるのである。

山道君。　天武紀に眞人姓を賜はつたとあり、姓氏錄にも稚渟毛二俣王の後として之をあげて居るが、氏の創始者及本貫を詳にせぬ。

筑紫之米多君。　前卷(第五四及七一頁)に揭げた米多國造氏をいふものゝやうであるが、何れの時代に如何なる緣故によつて分岐したか不明である。

布勢君。　和名抄に越中國射水郡布西鄕とある地(今の布勢村)の君長の謂なることは疑なく、三國君、波多君と同系と思はれる。姓氏錄には仲哀天皇皇子忍稚命の後と稱する布勢公(山城)をあげて居るが、同天皇には右の如き皇子はないから誤傳とせざるを得ぬ。或は忍稚命は意富富杼王の子孫であつたかも知れぬ。

上揭の后妃の外に、日向の髮長媛をも娶される思召であつたのを、大鷦鷯尊の

懇望により、割愛せられたといふ傳說がある。髮長媛は大草香皇子等の生母で、實在人たることは疑がないから、其やうな事實もあり得たと思はれるが、さしたる重大事件でもないのに、特に收錄せられたのは、之に關聯する四種の古歌が人口に膾炙して居た爲と思はれる。されば其經緯についても紀記の所傳が必しも一致せず、異說區々であつたやうである。記は之を次の如く敍して居る。

天皇、日向國諸縣君の女、名は髮長比賣、其(シ)が顏容麗美(カホコシ)と聞し看し、將使(メサム)として喚上(コビア)げたまふ時、その太子大雀命、その孃子難波津に泊てたりしを見て、其姿容(カタチ)の端正(キラキラ)しきを感でゝ、卽ち建內宿禰大臣に誂告(アトラ)へたまひけらく、是の日向より喚上げたまひし髮長比賣者(ナバ)、天皇の大御所(ミモト)に請ひ白して、吾に賜はせと告りたまひき。爾に建內宿禰大臣、大命を請ひしかば、天皇卽ち髮長比賣を其御子に賜ひき

大雀命を太子としたのは、後にも例があるけれども畢竟文飾に過ぎず、此皇子は

其御名が示すやうに、特に神聖なる御子として、繼位候補者に擬せられたことはあり得るが、皇太子と定められた事實はないやうであるから、強ひて太子の字を存するとせば、オホミコと訓むべきであらう。此文によれば髮長比賣は後宮に納れる爲に、——使の字は記傳にツカフと訓してあるが、メスと訓む方がよいやうである（六―一二〇頁）——日向國から遙々召喚せられたといふので、紀の本文にも同様に說かれて居る。卽ち

十一年……是歲有レ人奏之曰、日向國有二孃子一、名髮長媛、卽諸縣君牛諸井之女也、是國色之秀者、天皇悅之、心裏欲レ覓

十三年春三月、天皇遣二專使一以徵二髮長媛一、秋九月中、髮長媛至レ自二日向一、便安二置於桑津邑一、爰皇子大鷦鷯尊、及レ見二髮長媛一、感二其形之美麗一、常有二戀情一、於レ是天皇知三大鷦鷯尊感二髮長媛一而欲レ配

諸縣君は豐國別皇子の後裔で（第四卷二七六頁）、牛諸井は諸井卽ち諸人の汲む井泉

のウシ(大人)を意味し、――敬稱を接頭する例は、彦八綱田(第三卷一一二頁)等のづらしくはない　――記の仁德天皇の章下に諸縣君牛諸とあるのは誤脫で、後記の異傳には單に牛ともあるから、君長の稱號として用ひたのであらう。髮長も借字で景行天皇の妃髮長大田根と同じく(第四卷八四頁)、首長之子(カミナカ)の謂ではあるまいか。若し然りとすれば親等の近い皇別で、天皇の再從妹か、若くは再從兄弟の子に當るのであるが、如何に門地が秀で、美貌の聞えが高くとも、當時交通不便の世に妃妾の一員を加へる爲に、南國の果から徵發せられたとは考へられぬことであり、其ほど御執心の女性を要望にまかせて大鷦鷯尊に與へられたといふのも矛盾であるから、上揭泉長媛の條下に述べたやうに、牛諸井が思召により宮廷に出仕することになり、妻子眷族を伴うて京畿に滯在したので、其女が皇子妃に選定せられる機會に逢着したものと解すべきであらう。此は決して私一個の空想ではなく、十三年の紀の異傳にも其事情が次の如く具述せられて居るのである。

一曰、日向諸縣君牛、仕二于朝庭一、年既老耈之、不レ能レ仕、仍致仕退二於本土一、則貢二上己女髮長媛一、始至二播磨一時、天皇幸二淡路島一而遊獵之、於レ是天皇西望之、數十麋鹿浮レ海來之、便入二于播磨國鹿子水門一、天皇謂二左右一曰、其何麋鹿也、泛二巨海一多來、爰左右共視而奇、則遣レ使令レ察、使者至見皆人也、唯以二著レ角鹿皮一爲二衣服一耳、問曰誰人也、對曰諸縣君牛、是年耈之雖二致仕一、不レ得レ忘レ朝、故以二己女髮長媛一而貢上矣、天皇悅之、即喚令レ從二御船一、是以時人號二其著レ岸之處一、曰二鹿子水門一也、凡水手曰二鹿子一、蓋始起二于是時一也

此文によれば、天皇は遊獵の爲に淡路に行幸(御渡航)中、水を渡つて播磨の鹿子水門についた麋鹿の一群が御目に留まり、人を派して檢視せしめられた所が、其は鹿の皮を著た人間で、其首長諸縣君牛が己の女を貢りたいと申出たから、御船に喚し入れられたといふのである。後半は鹿子水門(加古川口)の名號所由說明であるが、淡路島に行幸せられる天皇が、西方五里餘の對岸にある加古川口まで辻

航せられたかのやうに叙したのは理に合はぬことで、水手をカコといふのも此珍事件によると說いたのは蛇足である。要するに麋鹿渡海は鹿子といふ語から思ひついた戯說で、其實は諸縣君牛が歸國の途次、淡路に御遊獵中と聞いて、最後の御暇乞のため播磨から參候し、都に殘し留めた女子の上について更に御庇護を願ひ出たといふのが原說であつたのであらう。されば髮長媛は父とは同行せず、寓所に滯在したので、其は紀の本文に桑津邑とある地と想定せられる。和名抄によれば豐島郡にも桑津鄉といふ地があるが、此は攝津志の說の如く住吉郡の桑津村で、今の大阪市住吉區北百濟の大字である。記に皇子が難波津で見染められたかのやうに叙述してあるのは、日向國から喚上げたといふ誤傳に基く脚色で、建內宿禰を介して御父天皇に要請せられたとあるのも、當時の通婚習俗にそぐはぬやうである。女性の品格を尊重した上代に於て、血緣の近い皇別の貴女を、當人の意志を無視して品物同物に取引したとは信ぜられぬから、後代思想を以て文飾し

たものとせざるを得ぬ。其は歌意によつても推測せられることで、記には次の如く說かれて居る。——終の二首は後掲紀の所傳もほゞ同一であるから、煩を省き且對比に便ならしめんが爲に、相違の部分のみを括弧內に細字を以て記注する。

賜はしし狀は、天皇豐明(トヨノアカリ)聞しめす日、髮長比賣に大御酒の柏(カシハ)を握(ト)らしめて、其太子に賜ひき。爾ち御歌曰

いざ子ども　野びる摘みに　蒜つみに　わが行く道の　かぐはし　花たちばなは　上枝(ホツエ)は　鳥居枯らし　下枝(シヅエ)は　人とり枯らし　みつぐりの　中つ枝の　ほつもり　赤ら少女を　誘ささば　よらしな

又御歌曰

水たまる　依網の池の　堰杙(キクヒ)うちが　さしける知らに　蓴(ヌナハ)くり　延へけく知らに　わが心しぞ　いやをこにして　今ぞ悔しき

如此歌はして賜ひき。故その孃子を賜はりて後に太子歌曰

道のしり　木幡をとめを　神のごと　聞えしかども(かど)　相まくらまく

又歌曰

みちの後　こはた少女は(少女)　あらそはず　寢しくをしぞも(しぞ)　うるはしみおもふ(もふ)

豐明のトヨは美稱、アカリ(明は借字)は飮食を意味する古言のやうで(古語大辭典)、宮中の饗宴をいひ、キノカシハ(酒柏)は酒杯の意である(第四卷二四六頁)。此トヨノアカリの行はれた場所は輕島の明宮ではなく、譽田の皇居であつたから、其地に近い依網池が第二の歌の序に用ひられたので、――紀によれば後揭の如く河俣江も引合に出されて居る――河内から言へば山城の宇治は近江國に通ずる道(ミチ)の後(シリ)にあたるから、第三第四の歌の道の後(シリ)木幡少女は矢河枝比賣(宅媛)又は其女弟袁那辨郎女(小甂媛)をさすものとせねばならぬ。從來之を等閑視し、髮長媛のこと〻豫斷して、道後は日向國をいひ、コハダも此女性の鄕貫の地名であらねば

ならぬとするのが通說であるが、日向國をミチノシリと稱へた例は他に見えず、コハダといふ地名も同國には聞えぬから、萬一髮長媛を謂ふとすれば諸縣少女(ムラガタヲトメ)またはは髮長少女とするか、若くは現居住地によつて桑津少女とでもいはねば時人に通じなかつた筈である。之に反して矢河枝比賣は天皇の御製にも「木幡の道に逢はしし少女」とあるのであるから(第一九九頁)、若し道の後(シリ)といふ一句がなかつたとすれば、誰でも直に山城の木幡の佳人と了解したであらう。或はコハダをコバ(來者)とタ(貴)(アタ)との二語より成るものとし(釋紀)、或は細肌(コハダ)の義かと推測したのは(記傳)、之を日向の地名とすることに不安を感じたからであらうが、尙地理的考察を怠つた憾がある。

木幡少女を比布禮能意富美(日觸使主)の女の謂とすれば、右の兩首の歌には次の如き意味が含まれて居るやうである(歌謠篇參照)。

(一) 兩首中前者は四句と五句との間に「給はつた少女を」といふ一句を加へて解

すべきで、木幡少女を神のやうに渇仰したけれども、今は此髮長媛と相枕くらむことよといふので、合衾前の御歌とすべく、

（二）後者は率寢た少女を嬉はしく思ふから、木幡少女は爭はぬといふので、成婚後の御作であらう。

されば傳説には殘つて居らぬが、此皇子はかねて矢河枝比賣または袁那辨郎女を懸想して居られたのに、御父天皇が娶されたので、失戀の憾を抱かれて居たといふ事實が存したものとすべきである。此時代の世態から想像すれば有り得ぬことではなく、開化天皇のやうに先帝の妃の一人を娶された例もあるのであるから、心中の御惱を露骨に發表せられたとしても少しも怪しむに足らぬ。恐らくは御父天皇も不便と思し召されたから、諸縣君から託せられた美女を媒せられたので、御製二篇にはよく其御氣もちが現はれて居る。鳥居からし、人とり枯らした婦人をいつまでも慕はずに、蕾の花の少女を誘うたら宜からうといふのが第一首の大

意で、次の御製は輕いユーモアを含み、といふまでもなく若いもの同志には以心傳心も存したらうものを、氣づかずに居て殘念であるといふ意味を、程近い依網の池の堰杙と蓴（ヌナハ）とに託しておもしろく吟詠せられたのであらう。弱年の皇子と世なれぬ佳人とが顏を赤めた光景が目に見えるやうである。

　樂曲にあらざる歌詠は口誦によつて傳へられたのであるから、原歌と一音一言の相違もないと保證する事は出來ず、後人が史實を詠じた敍事詩又は想像を逞うした僞作もないとは言へぬが、右の四首及後掲の數篇の如きは其內容からいうても、歌詞形態から見ても卽興の作であらねばならぬから、縱ひ若干の誤傳があつたとしても、當時の吟詠が傳誦せられたものとすべきで、前後の記事は寧ろ歌意を敷衍して後日追加せられたのかも知れぬ。されば右の一段に於ても、建內宿禰の取なしによつて勅許を得たと說かれて居るにも拘はらず、少しも皇子の謝意はあらはれて居らぬのであるが、紀の傳は左記の如く第二首を大鷦鷯皇子の御歌と

して居るので、大に趣を異にするものがある。

是以天皇宴ニ于後宮一之日、始喚ニ髮長媛一、因以上ヨ坐於宴席一時、撝ニ大鷦鷯尊一以指ニ髮長媛一乃歌之曰

いざあぎ　野に蒜つみに　ひる摘みに　わが行く道に　かぐはし　花たちばな　下枝らは　人みな取り　上枝は　鳥ゐ枯らし　みつ栗の　中つ枝の　ふほごもり　あかれる少女　いざ榮映（サカハエ）な

於レ是大鷦鷯尊、蒙ニ御歌一、便知レ得レ賜ニ髮長媛一而大悅之、報歌曰

水たまる　依網の池に　蓴くり　延へけく不知（シラニ）　堰杙つく　河俣江の　菱がらの　刺しけく知らに　あが心し　いやうこにして

大鷦鷯尊與ニ髮長媛一既得レ交殷勤、獨對ニ髮長媛一歌之曰……又歌之曰……（歌は上揭の通り）

右によれば終の二首は明に髮長媛に對する感想とあり、御製一首は語句及其排列

には多少の相違があつても、意に於ては記の所傳と異る所はないが、第二の歌は皇子の奉酬とせられて居るのである、其故に趣向は類似し、語句にも共通のものがあるけれども、歌意は全く異り、御父天皇に深慮があつたとは知らず、聊か御怨み申上げたのは愚であつたといふ意味が歌はれて居るのである。依網池に對して河俣江を配し、四句二聯を對立せしめ、延へけく（延へけむことを）、刺しけく（刺しけむことを）の兩句を以て、天皇の深慮を表示したのは優れた技巧と稱すべきで、記の歌を改作したものとは思はれぬから、此やうな傳誦も存したものとせねばならぬ。宣長は記の所傳を不備とし、紀によつて改修を施したが、既に詠者を異にする以上、歌詞に相違のあるのは當然のことで、「菱殼の」といふ追補の一句の如きは蛇足であるのみならず、上句との續合も穩當でない。

之を要するに髮長媛下賜の一條は史實から出たとしても、尙一種の詩（歌）話と認むべきで、紀記にあらはれた一字一句に拘泥することを要せぬ。記の矢河枝比

貢娉娶傳說も亦之に類するが、便宜上次章に於て說述する。

第五章　統治巡幸

民族融合——吉野の國樔——近江行幸——內海巡航——造池造船

此大御代には前卷以降述べ去り述べ來たやうに、大事件が續發したけれども、其すらも詳說を缺いて居るほどであるから、一般政務に關する傳承が乏しかつたのは少しも怪しむに足らぬ。成務朝以降緒についた地方制度の統制は益〻完備に近づき、此朝に於て定賜せられたと傳へられ、或は推定せられる國造が、比較的多數を占めて居ることは、前卷第二章に擧示した通りで、中央集權の實は大に擧り、政治組織は面目を改めたと想像せられるが、異俗を同化し、民族的統一を見るまでには尙多くの星霜を要した。先住民の大部分を占めたヒナ(夷)族は荒服狀態に於て隨所に群棲し、ことに東北地方の蝦夷は强制によるにあらざれば化に向

ふことがなかつた。新に征伏せられた九州の倭人中には、ヤマト朝廷の治下に服することを屑とせぬものが多かつたやうで、女王卑彌呼の世にさしも稠密であつた人口も激減したのであるが（第二卷二六三頁以下）、第二の故郷たる韓地に歸還することも不可能であつたので、海に泛んで南方に遁竄した。皇室發祥の地なる薩隅の民が、後世に至るまで異俗視せられたのは、此等の亡命者が多數に侵入したからで、種子、屋久以南、奄美、沖繩、先島群島は彼等によつて新に植民せられたものゝやうである。此地方は大自然の恩惠に浴することが少く、年々颶風の襲來をうけ、稼穡に不利であるので、此海面を經由して北上したと思はれるワダツミ乃至高天族も、久しく足を駐めることがなかつたのであるが、肥筑の沃野を追はれた倭人等は、之をすら忍ばねばならなかつた。彼等は其當時所有した比較的高級な文化を齎らし、言語、信仰、習俗を移したのであるが、諸般の事情は其發展を許さず、內地及支那との交通が開けるまで漸次退化したのであつた。其は沖繩固有

の語法及祭祀習俗中に我上代と類似するものが少くないことによつても立證せられるのである。

此等の異族に關しては紀に次の如き記事があるのみである。

三年冬十月辛未朔癸酉、東蝦夷悉朝貢、卽役二蝦夷一而作二廐坂道一、十一月處處海人訕哤之不レ從レ命、則遣二阿曇連祖大濱宿禰一、平二其訕哤一、因爲二海人之宰一、故俗人諺曰二佐麼阿摩一者、其是緣也

こゝに東蝦夷とあるのは、どの範圍の住民を指したのか判明せぬが、前卷第一章第二章の國境及國造配置によつて明なるが如く、石城から伊具に至るまでの夷地は、此朝に開拓せられたものゝやうであるから、其地方から生口を獻じたことを誇張して、悉朝貢と敍述したのではあるまいか。廐坂は百濟から貢上した馬匹を飼養する廐を建てた地であるから(第八八頁)、若し之が爲に道路を構築したのであつたとすれば、晩年のことであらねばならぬが、後日の地名を遡つて川ひたこ

とも有り得る。いづれにしても朝貢者に土木工事を強制するが如きは、仁政とはいへぬから、韓人池の構築に驅使せられた諸韓人（第一〇七頁）と同じく、生口として國造から貢上せられたものとすべきである。

之に反し處處海人訕哤は各地在住の此種族の態度が不穩であつたことを意味するのであるが、諸方聯絡をとつて一齊に蜂起したのではあるまい。其故に阿曇連祖大濱宿禰を派出して個々に鎭撫せしめられたので、此連家は三綿津見神の裔と稱し（二一―一七〇頁）、アマ族の名門であるから、其說諭に服するものが多かつたのであらう。ハマはアマ（海人）に通じ、氏族の嫡流であつたから大アマ（ハマ）のスクネ（直系）と名乘り、以前から朝廷に奉仕したのであるが、今次の勳功により海人の宰（ミコトモチ）即ち統率者に任ぜられたといふのである。地方行政長官以外に一機關を設けられたのは、此種族の特別位置を公認せられたものとすべきで、異俗同化政策と背馳する嫌がないでもないが、馴致融合の一階梯として之を必要としたので

あらう。訕哤は此云ニ佐麼賣玖ーとある訓註に從へば、サワメクといふに同じく（バとワとは通音）、未だ大にサワグに至らぬが其兆候のあらはれたことをいひ、語幹サワにメクといふ活用接尾語を連ねて之を表示したのである。此事件を以て佐麼阿摩といふ諺の所由としたのは例の附會で、若しサバアマといふ熟語が存したとすれば、其は騷がしい海人といふ意に外ならず、海上に作業するもの丶例として大聲に罵りさわぐから此名を負はせたので、出雲傳説に「釣する海人が口多」とあり（五―一三五頁）、長忌寸意吉麿の歌に「大宮の内まで聞ゆ網引すと網子とゝのふる海人の呼聲」とある（萬三）と趣を同うする。

右の兩異族を統轄する爲に、此御代に海部、山部、山守部及伊勢部を定められた（記）。紀は之を五年の事とし、秋八月庚寅朔壬寅令ニ諸國ー定ニ海人及山守部ーと記述して居るが、山守部は四十年の紀によつても明なるが如く（第二四三頁）、山川林野の管掌に任ずる民部で、海人（部）と對立すべきものではないから、山部の誤記

であらう。海上を家とする海人族を糾合してアマ部とよび、山地に居住するヒナ(夷)族等を以て編制した民部をヤマ部と稱したのは至當であり、彼等は從來檢校に漏れた不羈の民で(第三卷二五〇頁參照)、統治上の障害であつたから、新に民部に編制して教化に就かしめられたものと思はれる。處々の海人の訕哤したのも、或は之に對する不平が一原因であつたかも知れぬ。

伊勢部は借字で、イソ(磯)部といふに同じく、山守部が山林の看守に充てられたと同樣に、此民部も亦磯卽ち海濱、就中漁場の管理に任じたのであらう。兩民部が主として山部及海部の民から編制せられたことは想像に餘りがあるが、少くとも規律に服する望のあるものが選拔せられたのは勿論で、山地を離れて里近く住まひ、漂浪をやめて沿海の地に土着した馴化者が大部分を占めたのであらう。此は同化政策遂行の第一步で、久しからずして海部と伊勢部、山部と山守部との區別は不必要となり、山官卽ち山守部の部長に任ぜられた來目部小楯は、山部連

の姓を賜はつたとあり〔顯宗紀〕、磯部（伊勢部）の名は諸國の鄉邑に殘つて居るが、其民部は夙く姿を沒したのである。紀が山部を山守部と誤り、伊勢部を省いたのも編纂當時すでに四民部の差別が不明になつて居たからで、後の註釋者が之を解き得なかつたのは無理もないが、部名と族名とを混同して海部はアマの假字で、アマベに非ずとし、山部と山守部とを倂擧したのを古事記の誤なりとするが如きは〔記傳〕、後人を惑はすこと甚しきもので、伊勢部を地名から出た稱呼とするのは考の足らざるものと言はねばならぬ。

吉野の國主の吟詠として記に揭げた次の歌も亦、此御代に於て同地に占據して居た異俗を民戶に編入せられたことを暗示するものである。

又吉野の國主等（エシヌクズドモ）、大雀命の佩かせる御刀を瞻て歌曰

譽田の　日の御子　大さざぎ　大さざぎ　佩かせる大刀　本つるぎ　末ふ

ゆ　ふゆ木のす　から檻たきの　さやさや

歌詞の説明は歌謠篇にゆづるが、其大意は大雀命の佩劍が下半は劍狀で、上半は震へて曲線を呈し、よく枯らした檻の木造りの鞘にをさめてあるといふので（四―三八頁參照）、目撃のまゝを謠うて驚歎を表示したのである。此歌が吾人に與へる印象によれば、其は宮廷に召し出されて御物を拜見した時の感想ではなく、皇子の御前に出た原始人の卽興と思はれるから、皇子が御父天皇に供奉し、若くは勅命を奉じて此地を巡察せられた事實が存したものとせねばならぬ。神武天皇の御通過以來既に十四世代を經て居るが、此山地の住民はクニス又はクズと呼ばれて（第一卷一二八頁）、依然として化外に置かれて居たから、山部、海部と同樣に新に編戶する必要があつたのであらう。

日之御子大雀とつゞけたのは、大雀の（日の）御子といふに同じく、敬稱を倒置した例は前章にも見え（第一七四頁）、敢て奇とするに足らぬが、初句のホムタを從

來の釋註の如く譽田天皇の謂としては、甚不當な省語になる。地名を以て人物を呼稱した例は兄シキ、弟シキ、兄クマ、弟クマ等少くはないけれども、其は屢々述べたやうに貶意を以て殊更に「彥」其他の敬語を省いたので(第四卷九八頁)、其にしても尚「兄(エ)」「弟(オト)」といふやうな人格表示語を必要とし、單にシキ又はクマといふては人名と了解することが出來ぬ。假に此場合に限り、ホムタとのみいうて譽田別又は譽田尊と合點せられたとしても、一切の尊稱を省くといふが如きは大無禮であり、其やうな例も絕無である。されば此は河內の譽田なる大雀の御子といふ意とすべきで、應神天皇の皇居が此時まで尙其地に存したことの有力なる一證である。

爾來此地方の首長等が季節を定めて參廷し、大御贄を貢つたことは第一卷(一二九頁)に引用した姓氏錄所載吉野國樔の系譜にも明記せられて居る。其場合の作法と謠とはこの時の先例に從ふものとして、記には次の如く說かれて居る。

又吉野の白檮上に、横臼を作りて、其横臼に大御酒を醸み、其大御酒を獻る時、口鼓をうち、伎をなして歌曰

白檮の生に　よくすを作り　横臼に　かみし大御酒　うまらに　聞しもちをせ　まろが主

此歌は國主等、大贄を獻る時時、恆に今に至るまで詠ふ歌者也

歌によれば白檮上はカシノフと訓まねばならぬが、此フは生產地の意で、上と譯すことは出來ぬから、或はカシノヘと訓すべき字を音便によつて借りて用ひたのか、若くは上は生の誤記であらう。ヨクスは勿論ヨコウス(横臼)の約縮であるが、ヨクスを作りヨクスにと重ねて用ひたのは、ヨクスがヨキス(良栖)と通ずるからであらねばならぬ。横臼は竪臼即ち搗臼に對する名稱で、大圓材を竪割にして内部を刳りぬいた槽(四―二八頁)のことである。マロガチのマロは鍛人天津麻羅のマラと同じく(三―一〇七頁)、稀人即ち貴人をいひ、更に之にチ(主)を加へて至

貴を表示したものと解すべきで、舊說の如く第一人稱とするのは後代的說明である。後日に至るまで大贄を貢る時々に、口鼓を擊ち身ぶりに合はせて此歌をうたうたとある所を見ると、或機會の卽興が典例となつたのは事實であらうが、――若し然りとすれば第四句は紀に伽綿蘆(カメル)とある方がよい(歌謠篇參照)――必しも應神朝の古事と斷定することは出來ぬ。紀には之を次の如く敍述して居る。

十九年冬十月戊戌朔、幸二吉野宮一時、國樔人來朝之、因以二醴酒(コサケ)一獻二于天皇一而歌之曰……、(歌略)……歌之既訖則打レ口以仰咲、今國樔獻二土毛一之日、歌訖卽擊レ口仰咲者、蓋上古之遺則也」夫國樔者、其爲レ人甚淳朴也、每取二山菓一食、亦煮二蝦蟆一爲二上味一、名曰二毛瀰一、其土自レ京東南之、隔レ山而居二于吉野河上一、峯嶮谷深、道路狹巘、故雖レ不レ遠二於京一、本希朝來、然自レ此之後、屢參赴以獻二土毛一、其土毛者、栗菌及年魚之類焉

大雀命の佩劍を詠じた歌が收錄せられて居らぬのは、必しも其傳を非としたので

はなく、史實としての價値が少いと見られた爲かも知れぬ。天皇が親幸あらせられたといふのは有り得べきことであるが、國樔人が吉野宮に來朝したとあるのは疑とすべきで、當時吉野河畔に離宮が存したとは考へられず、態々宮殿を新造して行在せられるほど、政治上重要な地域でもないから、極めて短い御旅行で、頓(カリ)宮(ミヤ)に雨露を凌がれたものと拜察せられる。國樔の歌が其當時詠出せられたものとすれば、白檮(カシ)の生(フ)の良栖(ヨクス)は、天皇を坐せ奉る爲に彼等が全力を竭して急造した頓宮の謂であつたかも知れぬ。擊口仰咲は記の擊口鼓爲伎にあたるが、「夫國樔者」以下は後人が追加したもので、天惠に衣食する自然兒なることを說明し、入朝の希であつた理由を山間僻陬の地勢によるものとしたのである。蝦蟆をモミと稱したとあるのは、異族語と片づけてしまへば其までであるが、ヤマト人に通ずる歌をさへ詠出した國樔等は、吾人の祖先とほゞ同一の言語を使用したものとせねばならぬから、モミは或はマミの訛で、眞肉(マミ)又は味肉(ウマミ)を意味し、肉(ミ)類中の上味とし

たが故に此名を與へたのかも知れぬ。

國様懷柔に先ち、近江國に行幸があつたことが紀記兩書に傳へられ、紀によれば淡路、小豆嶋、吉備國をも巡狩せられたとある。さりながら共眞目的は明示せられず、近江行幸には矢河枝比賣娉娶の歌話が附帶し(記)、西巡の動機は吉備の兄媛といふ宮嬪の歸國にあつたかのやうに說かれて居り(紀)、殊に仁德天皇の黑日賣訪問(次篇第一卷參照)と頗る趣を同うするので、政務とは沒交涉の行樂であつたと了解するものがあるかも知れぬが、上代の旅行は決して安易暢適ではなく、玉身の萬全を期する爲には相當の鹵簿を要した筈であるから、娛樂の爲のみに遠遊せられたとは考へられぬ。其故に表面の口實は何であつたにしても、統治上の必要が之を促したものとせねばならず、其地方住民に與へた深い印象が施政上に直接間接の影響を及ぼしたことは必然であるから、一面政治的觀察を必要とする。

否、此等の行幸も亦、前卷末章に述べたやうに、地方巡撫と見ねばならぬと信ずるが故に、本章に於て說述せんとするのである。六年の紀には次の記事がある。

春二月天皇幸二近江國一、至二菟道野上一而歌之曰

ちばの　かづ野を見れば　百千足　やにはも見ゆ　國の秀もみゆ

此は山城の宇治に於ける御製で(歌謠篇參照)、此歌のみが傳誦に殘り、事蹟は夙く忘れられたのである。稚野毛二派皇子の生母を娶されたのも此機會であらうと推測せられることの外には、之に關聯のある記事も見えぬ。然るに記には上述の如く、此行幸の途次に於て矢河枝比賣が御目に留まつたとして、右の御製の外に左記一節及長歌一篇を附記して居る。卽ち

一時(アルトキ)天皇、近淡海國に越え幸(イデマ)す時、宇遲野の上に立たして、葛野を望(ミサ)けて歌曰……故木幡村に到りましし時、その道衢(チマタ)に麗美(カホヨキ)孃子(ヲトメ)遇ひき。爾に天皇その孃子に、汝は誰が子ぞと問ひたまへば、丸邇之比布禮能意富美之女、名は

宮主矢河枝比賣と答へ白しき。天皇卽ち其孃子に、吾明日還り幸さむ時、汝が家に入りまさむと詔り給ひしかば、矢河枝比賣委曲に其父に語りき。是に父答曰く、是は天皇に坐すなり、恐之我子仕へ奉れと云ひて、其家を嚴飾りて候ひ待てば、明日入り坐しぬ。故大御饗獻る時、その女矢河枝比賣に大御酒盞を取らせて獻りき。是に天皇その大御酒盞を取らせながら、御歌曰

此蟹や　いづくの蟹　百つたふ　角鹿のかに　横さらふ　いづくに至る
いちぢ島　み島に着き　みほ鳥の　潛きいきづき　しなだ結ふ　さざなみ
道を　すくすくと　我がいませばや　木幡のみちに　逢はしし少女　うし
ろでは　をだてろかも　花實好し　ひひしなす　櫟井の　和爾さの土を
はつ土は　肌あからけみ　終土は　に黑きゆゑ　三栗の　その中つ土を
かぶつく　ま火にはあてず　眉がき　濃にかきたれ　逢はししをみな　か
もがと　我が見し兒ら　かくもがと　吾が見し子に　うたたけだに　向ひ

居るかも　い添ひ居るかも

かくて御合まして生みまし御子は宇遲能和紀郎子也

宇治野の御製以下は全然紀に見えぬ傳で、前文は歌意を敷衍して傳誦者が補うたものらしく、明日といふ語が二ヶ所に用ひてあるのも、飛鳥又は奈良の都から大津までが一日路とせられて居たからであらうが、其日がへりの行幸とも思はれず、目的地も不明であるのに、近淡海とあるからというて、翌日還幸と斷定したのは穩當ではない。紀が之を採らなかつた理由も此にあるのかも知れぬが、歌そのものは歌謠篇に於て詳說するやうに、極めて古雅な卽興詩で、後人が傳說若くは想像に基いて作り上げたものとは思はれぬから、多少の修飾が加はつたとしても、原歌は正に御製であつたとせねばならず、從つて天皇が近江行幸の歸途、比布禮の大忌の邸に臨幸して、矢河枝比賣を娶されたといふことは儼然たる史實とせねばならぬ。

吉備巡航は記には叙説せられて居らぬから、新資料によつたものとせねばならぬが、同じく目的が判然とせぬことを遺憾とする。是に先ちて吉備兄媛の歸國事情が次の如く說かれて居る。

二十二年春三月甲申朔戊子、天皇幸二難波一、居二於大隅宮一、丁酉登二高臺一而遠望、時妃兄媛侍之、望レ西以大歎（兄媛者吉備臣祖御友別之妹也）於レ是天皇問二兄媛一曰、何爾歎之甚也、對曰、近日妾有下戀二父母一之情上、便因二西望一而自歎矣、冀暫還之得レ省レ親歟、爰天皇愛三兄媛篤二溫凊之情一則謂之曰、爾不レ視二二親一既經二多年一、還欲二定省一、於レ理灼然、則聽之、仍喚二淡路御原之海人八十人一、爲二水手一、送二于吉備一、夏四月兄媛自二大津一發レ船而往之、天皇居二高臺一望二兄媛之船一以歌曰

あはぢ島　いや二並び　小豆島（アヅキシマ）　いやふた並び　よろしき島々　たかたされ　あら主（チ）し　吉備なる妹を　あひ見つるもの

この歌の大意は折角逢見た吉備の佳人は還つて行く、よろしき島々は皆二並びて、孤峯（カタシ）はないものをといふのであるから（歌謡篇參照）、寵妃との別離を惜しまれたものとせねばならず、前文にも妃とあるけれども、吉備兄媛が御友別の妹であるとすれば年齢があはぬ。御友別は吉備武彦の子と傳へられて居るから（第二卷一六六頁）、仲哀天皇と同世代の人で、其弟鴨別が神功皇后の命を奉じて熊襲鎮定に從事したとある所を見ても（第五卷一七六頁）、天皇よりも遙に年長であつたとせねばならず、其兄御友別の妹で兄媛と稱する女性が鴨別等よりも數旬年の年少とは考へられぬことで、父武彦の壽齢から推しても、應神天皇の妃たるに適する年輩ではなかつた筈である。紀の編年によれば當時天皇は九十有三歳の高齢であつたとせねばならぬが、縱ひ之を誤謬とし、尚御壯年で、多少年上の妃を娶されたものとしても、兩親を歸省したとあるのは無稽の說で、萬一吉備武彦が健在であつたとすれば、武內宿禰の先輩として、九州及韓地征討の際に大に活動した筈で、

傳說にも多少殘つて居べきである。

右の如く考察すると、吉備兄媛は歌にあらはれて居る「吉備なる妹」とは全然別人とすべきで、或は天皇の御幼時保育に任じた宮嬪であつたが、年老いたので致仕歸國したのであるかも知れぬ。後記のやうに天皇の吉備行幸も、此老貴女の請願に因るものと思はれるから、架空の人物と見ることは出來ぬが、寵幸を得たと信ずべき理由はなく、上掲の后妃中にも列して居らぬのである。然らば附說せられた歌は何を意味するかといふに、恐らくは記の仁德天皇の卷に掲げた吉備の黑日賣に關する歌話の一異傳であつたのを（次篇第一卷參照）、傳誦者が誤つて應神天皇の事蹟に結びつけたものと了解すべきである。

行幸に關する紀の所傳は左記の通りである。

秋九月辛巳朔丙戌、天皇狩㆓于淡路嶋㆒、是嶋者、横㆑海在㆓難波之西㆒、峯巖紛錯、陵谷相續、芳草薈蔚、長瀾潺湲、亦麋鹿鳧鴈多在㆓其嶋㆒、故乘輿屢遊之、天皇便自㆓

淡路一、轉以幸二吉備一、遊二于小豆嶋一、庚寅亦移居二於葉田葦守宮一、時御友別參赴之、則以二其兄弟子孫一爲二膳夫一而奉饗焉、天皇於レ是看二御友別謹惶侍奉之狀一而有二悅情一、因以割二吉備國一封二其子等一也、則分二川嶋縣一、封二長子稻速別一、是下道臣之始祖也、次以二上道縣一封二中子仲彥一、是上道臣、香屋臣之始祖也、次以二三野縣一封二弟彥一、是三野臣之始祖也、復以二波區藝縣一封二御友別弟鴨別一、是笠臣之始祖也、卽以二苑縣一封二兄浦凝別一、是苑臣之始祖也、卽以二織部縣一賜二兄媛一、是以其子孫於レ今在二于吉備國一、是其緣也

難波の津から大船に乘つて吉備に赴くには、淡路及小豆島を經由するのが捷路であるから、兩島に寄泊せられたので、必しも之を巡視する必要があつたのではあるまい。然るに特に淡路の山水を叙したのは、狩獵の好適地で、屢〻行幸があつたことを言はんが爲で、十三年の紀の分注にも此島に遊獵あらせられたとあるのである。葉田は和名抄に備前國上道郡幡多郷とある地で、今も岡山市の東方の一

村に此名を存し、高屋といふ大字もあるが、葦守宮の遺跡は判明せぬ。御友別一族を分封せられたことは國造本紀の所說とも一致するから(第二卷一六五頁以下)(第五卷六二頁以下)事實傳說であらうが、此時まで領主がなかつたといふのではなく、吉備家は遠祖大吉備津日子及若建吉備津日子以來この地方に占住し、歷朝大なる武勳を建てたのであるから、其勢力强盛で遙に他氏族を壓倒し、殊更に國造等の稱號を賜はらずとも、自ら地方君主の實力を備へて居たのである。其にも拘はらず此朝に分封を斷行する必要があつたとすれば、別に理由が存したものとせねばならぬ。案ずるに一族の繁榮に伴ひ、宗支の爭を生じたのみならず、三備及美作に跨る此大地域を一集團として存置することは、朝廷に取つても陰然たる脅威であるので、御友別兄弟の爭議を好機として之を分割せられたのではあるまいか。

織部縣(ハトリ)——和名抄に備前國邑久郡服部鄉とある地で、今も同郡行幸村の大字に殘つて居る——を兄媛に賜はつたとある所を見ると、久しく宮中に奉仕した此貴女

に養老の地を給することが動機となつたか、若くは同人の奏請によつて天皇親臨の上紛爭を決裁せられたのかも知れぬ。若し然りとすれば此行幸は政治上重大なる意義を有したものとせねばなるまい。姓氏錄にあげた笠朝臣の家傳に、天皇が吉備國加佐米山に登臨せられたとあるのも(第二卷一六八頁)、此時のことをいふのであらうが、眞僞は不明である。

上記の外直接統治に關係のある記事は見えぬが、崇神朝以來の農業振興政策を踏襲して、池塘增築水田開發に力を用ひられたものゝやうで(第三卷二五二頁以下參照)、傳承に殘つたのは京畿所在の數池に過ぎぬが、諸國の墾田も亦之に準じて大に進捗したものと推察せられる。記に擧げたのは劒池と百濟池とのみで、後者は韓人池ともいひ、第三章(一〇八頁)に述べたやうに歸化韓人を役して造らしめたとあり、劒池は紀によれば輕池、鹿垣池、廐坂池と共に十一年冬十月に築造せら

れたとある。左に其所在について一言する。

劒池。　孝元天皇の御陵の地(高市郡白橿村大字石川)で、池沼は以前から存したのを、此御代に至り坡堤を築いたものと思はれることは、旣に第二卷(六五頁)に述べた通りである。

輕池。　崇神朝の苅坂池に相當する(第三卷二五五頁)。

鹿垣池。　鹿の字カと旁訓してあるから、カカキと稱へたのであらうが、其名が傳はらぬので、所在を物色する手がゝりがない。

厩坂池。　第二章に掲げた厩坂(第八五頁)附近に築造せられたのであらう。

紀には又此御代に巨船を建造し、新造船術をも採用せられたことが記述せられて居るが、枯野傳說と關聯して居るから、便宜上第八章に於て說くことにする。

第六章　武内宿禰

兩內宿禰の確執——盟神探湯——子女——後裔諸氏

仲哀天皇の崩御以來、國家の興廢を双肩に擔うて立つたものは、前朝の重臣武內宿禰であつた。此貴人の出身については既に第四卷(一〇、二九九頁)に記述し、前卷及本卷にも屢〻闡說したから、此御代に於ける地位勢力等は特に釋明を加へずとも自ら明であるが、數多き皇族皇別中に一頭地を拔き、子孫數代に亙り、權門として繁榮した所以を考究することは、政治史上極めて重要であると信ずるにより、特に一章を設けて說述せんとするのである。

此宿禰を成務天皇と同年の生誕とする紀の所傳に誤なしとすれば、縱ひ記紀に同天皇の寶壽を九十五乃至百八とあるのを過大なりとしても(第五卷一七頁)、仲哀

天皇崩御當時には、少くとも齡七十を超えて居た筈で、三朝歷仕の經驗を有し、先帝からも尊屬として會釋を賜はつて居た筈であるから、重大時局に當面し、文武百寮の上に立つて輔弼の責に任じたのは當然のことで、其膽略識見も群を拔いて居たやうであるが、廷臣中には同人の勢力增大を喜ばぬものもあつたに相違はなく、殊に同じく內宿禰即ち氏（ウチ）の嫡統と稱した一人の兄弟が之を不快としたことはあり得べきである。されば國內安定後に於て政權獨占を許されなかつたことは勿論で、危地に瀕したことすらあつたのである。應神紀には之を次の如く敍して居る。

九年夏四月、遣ニ武內宿禰於筑紫一、以監ニ察百姓一、時武內宿禰弟、甘美內宿禰、欲レ廢レ兄、卽讒ニ言于天皇一、武內宿禰常有下望ニ天下一之情上、今聞、在ニ筑紫一而密謀之曰、獨裂ニ筑紫一、招ニ三韓一令レ朝ニ於己一、遂將レ有ニ天下一、於レ是天皇則遣レ使、以令レ殺ニ武內宿禰一、時武內宿禰歎之曰、吾無ニ貳心一、以レ忠事レ君、今何禍矣、無レ罪而死

耶、於レ是有二壹伎直眞根子者一、其爲レ人、能似二武內宿禰之形一、獨惜二武內宿禰無レ罪而空死一、便語二武內宿禰一曰、今大臣以レ忠事レ君、旣無二黑心一、天下共知、願密避之、參ヨ赴于朝一、親辨二無罪一、而後死不レ晚也、且時人每云、僕形似二大臣一、故今我代二大臣一而死之、以明二大臣之丹心一、則伏レ劒自死焉、時武內宿禰獨大悲之、竊避二筑紫一、浮レ海以從二南海一廻之、泊二於紀水門一、僅得レ逮レ朝、乃辨二無罪一、天皇則推ヨ問武內宿禰與二甘美內宿禰一、於レ是二人、各堅執而爭之、是非難レ決、天皇勅之、令下請二神祇一探湯上、是以武內宿禰與二甘美內宿禰一、共出二于磯城川濱一、爲二探湯一、武內宿禰勝之、便執二横刀一、以毆ヨ仆甘美內宿禰一、遂欲レ殺矣、天皇勅之令レ釋、仍賜二紀伊直等之祖一也

記には之を漏して居るが、兩宿禰については堺原宮(孝元天皇)の條下に次のやうな記事を揭げて居る。

比古布都押之信命、尾張連等が祖意富那毘が妹、葛城の高千那毘賣を娶して

生みし子、味師內宿禰此は山代の内臣の祖也、又木國造の祖宇豆比古が妹、山下影日賣を娶して生みし子、建內宿禰

比古布都押之信は開化天皇の異母弟であり、且崇神天皇の異父兄であるから(第二卷九四頁)、建內宿禰を其子とするのは、餘りに世代が懸絶して居る。されば紀及姓氏錄に孫とあるのが當を得て居るやうであり(第四卷一二頁)、長幼の序次も亦一致せぬが、兩宿禰が生母を異にしたことは事實と思はれる。確執の因も亦此に存するもの丶やうであるから、先づ母氏について考察を試みることにする。

武內宿禰の母は第四卷序說に述べたやうに、紀には紀直の遠祖菟道彥之女影媛。とあるが、いづれにしても紀伊國在住の木(紀)氏の出なることは疑なく、葛城之高千那毘賣については紀には所見がないけれども、舊事本紀尾張氏系譜に葛木高名姬とあるのが之に相當することは、第二卷(九〇、九一頁)に詳論した通りである。

此女性は母系承統制度なる葛木氏族の嫡流であつたから、其腹から出たウマシ內

宿禰は當然族長權を繼承すべきで、其父が何人であつても差支はないのである。父としたか、或は其兄弟の一人の胤と思はれるが、之を確める手懸りがない――比古布都押之信の子でないとすれば、武內宿禰と同じく屋主忍男武雄心命を

されば葛木のウチ（氏）の宿禰と稱したので、武內宿禰も亦母系によつて木（紀）氏を相續し、同じくウチの宿禰卽ち氏長と名乘つた。同世代に同一稱號を用ひるものがあつては甚紛らはしいから、武勇の聞えの高い方にタケ（武）を冠し、一方にはウマシ（佳美）といふ美稱を與へたのである。

カツラキ氏も亦キ氏と同族であるが（第二卷八九頁）、大和の要地を占め、世襲足媛の如き國母を出したから、其勢力は隆盛で、當時既に衰微に瀕したシキ（磯城）氏に代つてキ族中の牛耳を執つて居たものゝやうである。然るに紀伊の一土豪に過ぎざる紀直家の女人が皇族を夫に迎へて設けた子が、朝廷に重用せられ、國難時に際して大功を建てた爲、勢力日に隆盛なるを見て、晏如たることを得なかつ

たのは人情の自然で、こゝに兩宿禰間の暗鬪を萠したのである。されば上掲の紀の所傳は兄弟の不和といふよりは、寧ろ兩氏族間の勢力爭と見ねばならぬ。

武内宿禰が讒言を蒙つたのは、紀には應神天皇の九年のことゝあるが、假に之を崩御前三十二年の謂とし、天皇の寶壽を九十二歳として推算しても、當時此宿禰は百三十以上の老齡で、筑紫出張の如き勞務を課せられたとは考へられず、此翁が特に矍鑠壯者を凌いだことはあり得るが、其兄弟なる甘美内宿禰も同樣であつたと認定すべき理由はないから、攝政期初年のことゝせねばならぬ。其頃には韓地の形勢は尙樂觀を許さず、筑紫方面の物情も亦警戒を要するものがあつたから、重臣を派遣して監察せしめられたので、其留守中に叛迹があるといふ中傷が行はれたのは有りさうなことである。さりながら右の如き嫌疑がかゝる程なら、相當の用意があるものと見なされた筈で、一介の使者を派して手輕に處分し得ら

れるものではなく、片言の陳辯をも敢てせずして死に就かうわけもないから、都から軍兵を差向けたか、若くは部下の將に旨を含めて强力執行を命ぜられたのであらう。此宿禰の權力隆盛を嫉む廷臣等が、扞擠を敢てせぬまでも、辯護の勞を取らなかつたことは怪しむに足らぬ。

武内宿禰に代つて死についた眞根子は容貌が酷似して居たから眞似子と呼ばれたので、壹伎直とはあるが、イは接頭語であるから、紀直といふに同じく、恐らくは母方の血緣であつたが故に相貌も類似し、筑紫にも隨行したのであらう。贋首を使うて危難を脫した內宿禰が紀水門に歸着したとあるのは、紀伊國を本貫としたからで、旅先とは異り、自族に歸投した曉には、朝廷と雖、罪狀の判明せぬ此重臣を處分することは容易でなかつたので、彼は堂々として無罪を抗辯し、證據の提示を求めたのである。甘美內宿禰一味も之に對して論爭したであらうが、當人が歸來したといふ事が既に大なる異圖のない證明であるから、結局は水かけ

論に了り、朝廷に於ても之が裁斷に苦しんで、神判を仰ぐの外なしとせられたのであらう。

探湯は神判の一様式で、ユカキ（湯攪）と稱し（第三卷一四八頁）、允恭紀（記）によれば、玖訶瓮（クカヘ）を据ゑて熱湯を沸かし、神裁を受けんとするものは木綿手繦（ユフタスキ）を取かけ、淨裝して釜に赴き、手を以て湯をかきまわしたので、正實のものには害はないけれども、不正不實者は身を傷ふと信ぜられたのである。之をクガタチ（斷罪）といひ、盟神探湯とも書くが、クガはケガ（罪穢）に通じ、タチは裁斷の意であるから、必しも探湯には限らず、紀の分注にも或埿納レ釜煮沸、攘レ手探ニ湯埿一、或燒ニ斧火色一置ニ于掌一とあり、北史倭國傳には、次の如く誇張して傳へられて居るのである。

毎レ訊ニ冤獄一、不ニ承引一者、以レ木壓レ膝、或張ニ強弓一以レ弦鋸ニ其項一、或置ニ小石於沸湯中一、令ニ所レ競者探一レ之云、理曲者卽手爛、或置ニ蛇瓮中一、令レ取レ之云、曲者卽

螫レ手

是は斷罪と拷問とを混同したもので、明に訛傳であるが、繼體朝の任那駐在官なる毛野臣が誓湯を置くことを樂み、實者不レ爛、虚者必爛と稱し、多くの人を熱湯に投じて爛死せしめたといふ紀の所說が事實とすれば、神判の濫用である。熱湯に觸るれば皮膚の組織を破壞するのは當然のことであるから、縱ひ自己の無罪を確信して居ても、其やうな無謀な裁斷を受けることの危險は、經驗が之を敎へた筈である。若し上代人が甘んじて此神判方式に服したとすれば、自ら疚ましい事のない限り、絕對に無害であることを知つて居たからで、恐らくは湯、泥、石等は本來火傷を起さぬ程度に熱せられたに過ぎず、神罰を蒙るといふ恐怖心が犯人をして酷熱を感ぜしめ、或は之に觸れることを憚つて自白せしめたのであらう。從つて其儀式も極めて神嚴なるを要し、允恭朝にも禍津日神を祀つた丘の岬で執行せられたとあるから、こゝの磯城川濱は神地であつたと思はれるが、或は大三輪

神社の下を流れる初瀨川の河原のことかも知れぬ。此神はキ族の祖神中最も有力な一柱であつたから、其族人なる紀氏と葛木氏との爭の裁斷を之に仰いだのであらう。

クガタチに敗れた葛木のウチ宿禰は、將に殺されようとしたが、勅命によつて助けられ、紀伊直等之祖に賜はつたとある。其は木(紀)氏を以て宗家とし、葛木氏は之に隷屬すべしといふ判決が下されたといふことで、其子孫は山代內臣として綴喜郡有智郷〔和〕に殘つたけれども(第二卷一七八頁)、葛木の所領は武內宿禰の手に歸したのである。さればこそ其子女に葛城長江曾都毘古及葛城野伊呂賣といふ名も見えるので(第一四八頁)、一擧にして勢威を加へたことはいふまでもない。長命の人であるから、子女の數も多かつたのであらうが、名の現はれて居るのは左に列擧する九名である。但し生母の名が一も傳へられて居らぬので、各占住地

との關係を明にすることが出來ず、記にあげた順位も果して長幼の序によるものか判然せぬ。

波多八代宿禰。　波多は和名抄に見える高市郡の鄕名で、神名帳に掲げた波多神社は同郡高市村大字冬野に現存し、附近に畑といふ大字もあるから、此地域一帶の呼稱であつたのであらう。ヤシロは右の波多神社をいひ、地點名にも轉用せられたものと思はれる。此宿禰は應神朝他の兄弟三人（角宿禰、石川宿禰、木菟宿禰）と共に韓地に出征したとあり、其女黑媛は履中天皇に娶された。

許勢小柄宿禰。　許勢も亦高市郡巨勢鄕〔和〕の謂で、神名帳所載の許世都比古命神社は同郡坂合村大字越にあり、巨勢山坐石椋孫（イハクラヒコ）神社は白橿村大字鳥屋に存するから、上古此界隈をコセと總稱したのであらう。小柄は貞觀三年巨勢朝臣河守の上奏によれば、武內宿禰の五男で、巨勢男韓宿禰とあるから〔三實

五」、ヲカラと呼ばれたことは疑なく、地名と思はれるけれども所在を詳にせぬ。

蘇賀石河宿禰。　蘇賀（素賀、曾我、宗我）は大和の舊地で、現在は眞菅村の大字に名殘を留めて居るのみであるが、神武朝には大伴連の遠祖道臣命を以て國造と定められ、宅地を築坂に賜はつたとあるから（第一卷二六五頁）、今の白橿村をも含む廣い地域の稱呼で、石川は此宿禰の邸宅のあつた地點名と思はれる。――今も白橿村の大字として殘つて居る――元慶元年石川朝臣木村の上言に、「武内宿禰男宗我石川、生ニ於河内國石川別業一、故以ニ石川一爲レ名、賜ニ宗我大家一爲レ居、因賜ニ姓宗我宿禰一」とあるによつて〔三實卅二〕、從來河内國石川郡〔和〕を名に負うたものとして怪しまなかつたが、其が此氏の家傳に基くものであるとしても頗る疑があり、宣長も指摘したやうに、此兄弟等が用ひたスクネは氏のカバネではなく、個人の敬稱であるから、宗我宿禰の姓を賜は

つたことは有り得ず、蘇我氏が後日河內の石川錦織方面に私領を有したことは事實であるが、武內宿禰が別業を營んだ形跡はない。假に譽田宮に出仕する爲に其地方に假寓中、或婦人を娶つて此子を生ませたのであるとしても、石河宿禰は幼名(乃至實名)ではなく、稱號であるから、常住又は永住せざる地方の名を負はせることは無意味で、此時代には未だ其やうな例はない。案ずるに此宿禰は大伴氏の女を母として蘇我に生れたので、成人後母氏の私領を繼承し、石河村に居住したが故に石河宿禰と呼ばれたのであらう。應神朝韓地に出征し、其子滿智宿禰が履中朝の執政であつたといふことの外聞えぬが、韓子及高麗を經て稻目宿禰に至りて大に榮進し、馬子、蝦夷、入鹿の三代相つゞいて朝政を擅にした(次篇參照)。

平群都久宿禰。　平群は思邦歌にも見え(第四卷八七、二二五頁)、大和の舊地の名で、和名抄には平群郡をあげ、今も生駒郡の一村名として存する。ツクは紀

に木菟とかき、其名の所由として次の如き傳說をあげて居る（仁德紀）。

初天皇生日、木菟入二于產殿一、明旦譽田天皇喚二大臣武內宿禰一語之曰、是何瑞也、大臣對言、吉祥也、復當二昨日臣妻產時一、鷦鷯入二于產屋一、是亦異焉、爰天皇曰、今朕之子與二大臣之子一、同日共產、兼有レ瑞、是天之表焉、以爲取二其鳥名一、各相易名レ子、爲二後葉之契一也、則取二鷦鷯名一以名二太子一曰二大鷦鷯皇子一、取二木菟名一號二大臣之子一曰二木菟宿禰一、是平群臣之始祖也

假に武內宿禰が產穢を憚らず、召の儘に參殿したことが有り得たとしても、仁德天皇降誕當時は少くとも齡百十を超えて居た筈で、子を設けるには餘りに高年であり、上記の巨勢朝臣河守の上奏に第三男とあるのは或は誤傳であらうが、少くとも若子宿禰は其よりも後に生まれたとせねばならぬから、事實とは考へられぬ。案ずるに此は大サザギといふ御名の所由を說明せんがためめの戲說で、其が鳥名から出たものでないとすれば（第一五三頁）、ツクも亦八

代、小柄、石河、角、長江と同じく居住地名で、平群の中に存したのであらう。語義は判明せぬが、三河國北設樂郡にも上津具、下津具と稱する村名がある。此宿禰は履中朝まで生存し、其子眞鳥に至り罪を得て滅された（武烈紀）。

木角宿禰。　此人の子孫に都奴臣と稱するものもあるから、ツヌが地名なることは疑なく、恐らくは父武内宿禰の本領を相續して木臣と稱したのが、後日周防國の都怒をも兼領したので、此名を以て呼ばれるやうになつたのであらう。此宿禰は應神仁德朝屢〻韓地に出征し（紀）、其子男鳥足尼は仁德朝に都怒國造を定賜せられたとある（第五卷六七頁）。

久米能摩伊刀比賣。　大和の來目邑に居住したが故に久米と冠稱せられたのであらうが、事蹟は傳へられて居らぬ。女性にして特に系譜中に列擧せられたのは、后妃か然らずば有力なる巫女に限るものゝやうであるから、此もイト（齋）媛といふ名が自證するやうに女祝であつたのであらう。

怒能伊呂比賣。　應神天皇の妃葛城の野伊呂賣と同人と思はれることは上記の通りである(第一四八頁)。

葛城長江曾都毘古。　長江は上記の如く葛城の一地點名で、ソツヒコは百濟記に沙至比跪とも書かれて居るから、サツ弓、サツ矢等のサツ又はサチの音便で(六一一五四頁)、サツ男の意の敬稱であらう。甘美內宿禰歿落後、其所領を繼承したので、兄弟中最も富裕であり、且當人も其名の示す如く勇敢であつたから、屢〻韓地に派遣せられた。但し朝譴を蒙つて終を全うしなかつたといふ百濟記の所說は深く信ずるに足らず、仁德天皇四十一年の紀にも其名が見える。又續後紀第十二卷朝野宿禰昇姓の條下に、武內宿禰第六男葛木襲津彥とあるのも疑とすべきで、其子的戶田宿禰が應神天皇の十六年に平群木菟宿禰と共に韓地に出征したとある所を見ても、武內宿禰の諸子中順位が上であつたとせねばならぬ。女子磐之媛は仁德天皇の正后として履中天皇以下四

皇子を生み、男的戸田（盾人）宿禰は後記の如く强弓を以て聞え、葦田宿禰は履中皇后の父とある〔紀〕〔記〕。――此に關しては次篇第一卷に論ずるやうに聊か疑がある――いづれにしても外戚として宮中に大勢力を有したことは勿論であるが、嫡孫（雄略紀七年の分注及公卿補任には子とある）玉田宿禰は曠職の故を以て誅せられ、其子圓大臣に至り眉輪王を庇護した爲に滅された。若子宿禰。末子なるが故に此名を以て呼ばれたのであらう。其子孫が越前地方に占住したことは、前卷（第六七頁）に言及した通りであるが、如何なる緣故によるものか判明せぬ。

上揭七男子の後裔は更に多くの氏門に分れた。左に古事記にあらはれたものを主として之を列擧する。――其大部分は天武朝に朝臣の姓を賜はつた。

（イ）八代宿禰の裔

波多臣。　上記波多郷の所領を相續したもので、此支流の宗家である。

林臣。　和名抄に河內國志紀郡拜志とある地（今南河內郡道明寺村大字林）を本貫としたのであらう。桓武朝にも志紀郡人林臣海主及野守といふ名が見えるのである〔續紀〕。ハヤシの原義は映爲で、神の杜をいふのであるから、ヤシロとも無關係ではない。

波美臣。　神名帳に近江國伊香郡波彌神社とある地（所在不明）に古住したが故に此名を負うたのではあるまいか。同郡與志漏神社（高時村大字古橋に現存）も或はヤシロの訛で、此氏族の祖先なる八代宿禰を祭つたのかも知れぬ。

星川臣姓。　氏錄によれば大和皇別で、敏達朝武內宿禰の後裔が居住地によつて此姓を賜はつたとあり、和名抄の山邊郡星川郷をいふものと思はれる。其名は殘つて居らぬが、今の布目川は或は布自（ホシ）川を書き誤つてヌノメと訓讀したのではあるまいか。

淡海臣。　近江毛野臣〔繼體紀〕、近江臣滿〔崇峻紀〕、近江脚身臣飯蓋〔推古紀〕といふものがあり、後者が波多臣廣庭と稱するものと共に新羅に出征したとある所を見ると、波多氏の同族たることは疑はないが、餘り大きい氏名であるから、アフミは或は國名を負うたのではなく、此名の一鄉が存したのかも知れぬ。毛野の所在は判明せぬが、脚身はアシと訓せられて居るから、今の近江國栗太郡常磐村大字芦浦を往昔アシミ（葦海）、又は略してアシとも稱へたのではあるまいか。此氏は早く衰滅したと見えて、天武朝の賜姓中にも其名が見えぬ。

長谷部之君。　ハツセベは大泊瀨幼武（雄略）天皇又は小泊瀨稚鷦鷯（武烈）天皇の御名に因んで設置せられた民部か、若くは雄略朝の長谷部舍人〔記〕の略稱で、之が部長を長谷部君と稱したことは有り得るが、何人が初任であつたか判明せぬ。

右の外姓氏錄には同祖として道守朝臣及山口朝臣をあげ、三代實錄〔九〕によれば岡屋公の祖先も八太屋代宿禰とある。

（ロ）小柄宿禰の裔

許勢臣。　此一支の宗家である。天平勝寶三年雀部朝臣眞人の上言に、男柄宿禰之男有二三人一、星川建日子者雀部朝臣等祖也、伊刀宿禰者、輕部朝臣等祖也、乎利宿禰者巨勢朝臣等祖也とあるから、末子が父の名跡を相續したものと思はれる。乎利も亦地點名であらうが、其名は消失した。

雀部臣。　神八井耳系の雀部臣氏を繼承したものゝやうである（第一卷一四二頁）。姓氏錄には此氏名の由來として

巨勢朝臣同祖、建内宿禰之後也、星河建彦宿禰、謚應神御世、代二於皇太子大鷦鷯尊一繫二木綿襷一掌二監御膳一、因賜レ名曰二大雀臣一

とあるが、此時代には尚未だ賜姓といふことはなく、皇子の代理をしたゞけ

で同一稱號を授けられたとも考へられぬことで有るのみならず、大雀と雀部とを同一視することは出來ぬ。若し右の如き家傳が存したとすれば、陵部といふことを諱んで附會したのであらう。

輕部臣。　允恭朝輕太子の御名代として定められた輕部の部長をいふのであるが、高市郡白橿村大字大輕附近を本貫としたことは勿論である。

上記の外、天智紀には征新羅將軍巨勢神前臣譯語といふ名が見え、姓氏錄は巨勢楲田（斐太）朝臣といふ氏をも擧げて居る。

（八）石河宿禰の裔

蘇我臣。　既記の如く此一支の嫡流で、數世に亙り大に繁榮したが、蝦夷入鹿父子服誅後、族人は此氏名を用ひることを憚り、多くは石川と稱した。此一門については尙次篇第四卷に於て說述する。

川邊臣。　和名抄に十市郡川邊（加八乃倍）とある地名を負うたのであらうが、

何れの時代に分岐したか判明せぬ。

田中臣。　姓氏錄によれば武內宿禰五世の孫稻目宿禰の後とある。田中は石川に隣する村落で、今も白橿村の大字として殘つて居る。

高向臣。　高向は河內國錦部郡の地名で、現に南河內郡長野村の大字として存する。此地に一家を創設して高向臣と名乘つたのは、姓氏錄によれば武內宿禰六世の孫猪子臣とある。恐らくは馬子の弟であらう。

小治田臣。　同じく稻目の後とある（姓）。小治田のヲは美稱で、墾田（ハリタ）の謂であるが、之は推古朝の皇居であつた小墾田のことであらう。

櫻井臣。　櫻井は高市郡飛鳥村大字豐浦の舊地名であるから、居住地に因んで此稱號を用ひたものと思はれる。恐らくは櫻井田部連（第五卷九九頁）の私領を繼承したのであらう。

岸田臣。　姓氏錄によれば、武內宿禰五世孫、稻目宿禰之後也、男小祚臣、孫耳高、

家居二岸田村一因負二岸田臣號一とある。此地は今山邊郡朝和村の大字である。

右の外姓氏錄には、稻目の後として久米朝臣及箭口朝臣、並に宗我馬背宿禰の後として御炊朝臣をあげ、國造本紀には三國及伊彌頭國造をも宗我同祖として揭げて居る(第五卷六七頁)。

(ニ)都久宿禰の裔

平群臣。　此支流の宗家である。

佐和良臣。　平群氏の人で河內國讃良(佐良々)郡に轉住したもの丶後であらう。此地(今北河內郡に屬す)の原名はサラであつたらしいが、疊頭してササラとも、疊尾してサララ(更荒)とも稱へ、或は頭音を伸してサーラとも發音せられたのを、佐和良の三字を以て表示したので、光仁紀には佐波良臣とあり(續紀)、姓氏錄には早良(サワラ)とも書いて居る。

馬御樴連。　これは勿論借字で、ウマ(佳美)ミ(御)クヒ(樹水)を意味し、ミゾ

クヒ(湟咋)と同じく(第一卷二三九頁)、溪流の名から出た地點稱呼と思はれるが、其所在を詳にせぬ。此地名は他に見えず、氏人も現はれて居らぬので、同じく木兎宿禰の後として姓氏錄にあげられた馬工連と同氏とするものもあるが、工にミクヒの訓はなく、臣家が連と轉稱することも有り得ぬから、馬の字が共通であるといふだけで、全然別系とせねばならぬ。

其他姓氏錄には右京の都保朝臣をも同祖とし、河內の額田首は早良臣より出で、母氏の姓を冒したものとせられて居る。

(ホ)角宿禰の裔

木(紀)臣。　武內宿禰が相續した紀氏の族長權を繼承したから、此氏名を用ひるやうになつたが、紀は大族であるので、其外にも別系の首長があつて紀國造、紀直等と稱し、皇別はオミ(臣)といふカバネを用ひて之を區別した。

――姓氏錄にあげた紀辛梶臣(和泉)は其一族であるが、河內の紀祝及紀部は

角(都野)宿禰の後とあるけれども、其は紀といふ名號によつて假託したものと思はれる――葛城、蘇我兩系の勢力失墜後に於ても、此氏門のみは朝廷に重きをなし、子孫蕃衍して幾多の苗字に分れた。

都奴臣。　上記の都怒國造の祖男島(一本には田島とある)の後で、小鹿火宿禰といふもの、雄略朝に宗家の當主紀小弓宿禰に從うて渡韓したが、小弓歿後其子大磐宿禰の專横を憤つて麾下を離れ、角國に留まつて角臣と稱したのである〔紀〕。

坂本臣。　木臣の族人(恐らくは角宿禰の孫)で、和泉の日根に居住した根使主といふものが、雄略朝に罪を犯して其子小根使主と共に服誅したので、後裔が紀臣と名乘ることを憚り、坂本臣と改稱した〔紀〕。坂本は和名抄に和泉郡坂本郷とある地(今の郷莊村大字阪本)で、姓氏錄によれば此臣家は角宿禰男白城宿禰三世の孫建日臣の後とある。建日は恐らくは右の小根使主の子であ

らう。

上掲の外姓氏錄には大家臣、掃守田首、丈部首、曰佐(無姓)をも角宿禰の子として居る。

(へ)曾都毘古の後裔。——其嫡統は上記の如く葛城を氏名としたのであるが、圓(ツブラ)大臣の代に滅亡したので、記にも其以外の諸氏のみを擧げて居る。

玉手臣。　玉手は孝安天皇の御陵の地で(第二卷六〇頁)、今も南葛城郡掖上村の大字に其名を留めて居る。圓大臣の父玉田宿禰も或は此地に居住し、タマテの宿禰と呼ばれたのを、タマタと訛つたのではあるまいか。若し然りとすれば其子の一人が玉手臣と名乘つたのであらう。

的(イクハ)臣。　應神仁德二朝に歷仕した戸田(砥田)宿禰といふものがあり(世代からいへば曾都毘古の子であらねばならぬ)、豪勇の故を以て盾人宿禰とも稱へられ、高麗から獻上した鐵盾を射通したので、的戸田宿禰といふ名を賜はり

（仁德紀）、子孫的臣と稱した。トダは葛城の一地名と思はれるが所在を詳にせぬ。——吐田（ハンダ）郷村大字多田は現今オイタと稱へられて居るやうであるが、音訓併用とすればタダとよみ得べく、曾都毘古の居住した長江（名柄）の隣地であるから、本初はトダと稱したのかも知れぬ。

生江臣。　國造本紀に穗國造は生江臣祖葛城襲津彦命四世の孫菟上足尼定賜とあるから、生江も亦其地方の一地名かも知れぬが所在を詳にせぬ。除目大成鈔に一條天皇の御代、參河權大目生江宿禰兼平といふ名が見え（氏族誌）、其他越前國足羽及今立郡にも此姓を名乘つた人があるが（續紀）（三實）、仕官の人の任地轉住は例の多いことであるから、本貫地物色の手がかりにはならぬ。

姓氏錄には石川朝臣同祖として左京に掲げて居る。

阿藝那臣。　姓氏錄にも阿支奈臣（攝津）及阿祇奈君（大和）は玉手朝臣と同祖とあるが、アキナといふ名號の所由については說明がない。地名としては東歌に

も「足がりのアキナの山」があるが、餘り縁が遠いから全然別の意味を以て命名せられたのであらう。案ずるにアキナはアキ(阿子)に敬稱ナ(禰の轉呼)をそへたもので、郎君を意味し、若子宿禰と同じく或人を假に呼稱したのが、其子孫の氏名に轉用せられたのではあるまいか。氏族志の考證によればカバネのない氏人の除目には阿祇奈君と書き上げることを例としたとあるが、其理由も上記によつて釋明し得られるやうである。

其他姓氏錄には襲津彥の後として布師臣、布忍(布師)首、布敷首、鹽屋連、小家連、與等連をあげ、上記朝野宿禰(第二二四頁)はもと忍海原連と稱した〔續紀〕。

(ト)若子宿禰の裔。――記に擧げたのは江野財臣一氏で、國造本紀に江沼國造とあり、姓氏錄に江沼臣としたのが之に當るやうである。欽明紀にも江渟臣裙代といふ名が見え、財の字を挿記した例がないので、宣長は財を間の誤寫としてエヌマと訓んだが〔記傳〕、或は財はタカラに充てた假字で、和名抄に江沼郡竹原(多加

波良）とある地をいふのではあるまいか。若し然りとせば本初の居住地によつてエヌのタカラの臣と稱へたので、波多八代、蘇賀石河等と同例である。

以上列擧したのは武内宿禰の後と稱するものだけで、姓氏錄によれば外に田口朝臣及池後臣といふものがあり、彥太忍信命の後と稱する出庭臣も亦同族と思はれる。味師內宿禰の後裔は上記の山代內臣の外には山公と稱する一氏があるのみである。

第七章　諸皇子の暗鬪

皇太子――倭屯田――大山守皇子――互讓――稚郎子の薨去――爾餘の皇子

應神天皇の皇子十一柱中八柱は前々章に述べたやうに、其々一家を創立せられたか、若くは母氏に就かれたものゝやうであるが、第三卷（第二、三章）に詳論した通り、一旦臣籍に降下せられた皇子の大統繼承は不可とせられたので、景行天皇の先蹤を踏んで、次の三皇子を繼位候補者として、皇室に留保せられた。

大山守皇子。　高城入姫の生みまゐらせた長皇子で、――額田大中彦皇子の御弟とする紀記の所説の誤なることは既述の通りである（第一五〇頁）。恐らくは十一柱中の最年長皇子であつたのであらう。

大鷦鷯皇子。　仲姫所生中の長皇子

菟道稚郎子皇子。　宮主宅媛（矢河枝比賣）の所生で、男皇子中の最年少であつたと思はれる。

さりながら此時代には尙春宮の制はなかつたので、次の天皇はどの皇子と確定して居たのではなく、此三柱の中から選ばれるものと、國民は漠然了解して居たのである。さればこそ後記のやうに宇遲能和紀郎子、所レ知二天津日繼一也と敕定せられたとあるにも拘はらず、記には大雀命をも常に太子と記して居るのである。萬一其が決定的のものであつたとすれば、以下に叙述するやうな事變は起らなかつたであらう。

大山守皇子は御年齡からしても、御母の御身分からいうても儲君たる資格は十分で、大鷦鷯皇子は時の權臣武內宿禰の孫女を妃として居られたので、其一族の有力なる後援があつたのであるが、稚郎子皇子が其班に列したのは、單に天皇の偏愛によるばかりではなく、上代に於ける末子相續の遺習と、此皇子が特に聰明

であらせられた爲とも思はれる。されば天皇も取捨に迷はれたと見えて、斷然たる決定を躊躇せられたもの丶やうで、其が後日鬩牆の因をなしたのである。さりながら叡慮は稚郎子に傾いて居たと傳へられたことは、次の傳說によつても想像せられる。

是に天皇、大山守命と大雀命とに問ひたまはく、汝等は兄子(コノカミ)と弟子(オトコ)と孰れか愛(カナ)しきと問ひたまふ。天皇是く問はしける所以は、宇遲能和紀郎子に天の下治しめ給はむ御心ませばなり。爾大山守命兄子を愛しむと白す。次に大雀命は天皇の問はしたまふ大御情を知りて白さく、兄子は既(ハヤ)く人となれれば、是は悒(ウレヒ)なし。弟子は未だ人とならざれば、是れ愛しと白す。爾に天皇詔りたまはく、佐邪岐阿藝の言ぞ我が思ほせる如しと詔りて、即ち詔り別けたまはくは、大山守命は山海の政を爲させ、大雀命は食國(チスクニ)の政執りもちて白し賜へ、宇遲能和紀郎子は天津日繼を知らせと詔り別けたまふ。故大雀命は天皇(オホキミ)の命に違ひまつ

らざりき

此は後揭の如く紀にも收錄せられて居るから、古傳と思はれるが、其が事實であつたと斷定するには尙聊か躊躇せざるを得ぬ。第一に其樣式が崇神垂仁二朝の儲位決定(第三卷第二章)と頗る趣を同うし、模倣でないとしても類型の作話ではあるまいかと感ぜられる。前二朝と應神天皇の御代とは朝野の事情も大に相違して來たから、若し御在位中に儲君を確定する必要があつたとすれば、重臣に諮問し、廷議にもかけられた筈で、一家の私事のやうに御父子の間の談合だけでは濟まなかつたことは、前卷に詳述した應神天皇の繼位事情によつても想像に難からぬことである。少くとも兩皇子の國務分擔は、此機會に始まつたのではなく、大山守命は其名號の示すが如く、其以前から新設の山守部の統轄者に任ぜられて居たので、——山海とある海。は傳承中に附加せられたものらしく、原說は紀の所傳の如く山川林野を意味したのであらう——大雀命も亦夙に輔弼の職に就かれたことは

難波に宮居せられた事實が之を證する。御名を大サザギと申上げたのも（第一五四頁）、其特殊位置によるものであるかも知れぬ。されば繼位問題が發生したとすれば、稚郎子皇子降誕後なることは勿論、其聰明叡智が世に認められてからのことであらう。紀は之を天皇崩御の前年の話として、次の如く譯述して居る。

四十年春正月辛丑朔戊申、天皇召二大山守命大鷦鷯尊一問之曰、汝等者愛レ子耶、對言、甚愛也、亦問之、長與レ少孰尤焉、大山守命對言、不レ逮二于長子一、於レ是天皇有二不レ悅之色一、時大鷦鷯尊、豫察二天皇之色一以對言、長者多經二寒暑一、既爲二成人一更無レ悒矣、唯少子者未レ知二其成不一、是以少子甚憐之、天皇大悅曰、汝言寔合二朕之心一、是時天皇常有下立二菟道稚郎子一爲二太子一之情上、然欲レ和二二皇子之意一、故發二是問一、是以不レ悅二大山守命之對言一也、甲子立二菟道稚郎子一爲レ嗣、卽日任二大山守命一令レ掌二山川林野一、以二大鷦鷯尊一爲二太子輔一之、令レ知二國事一

少子は愛憐すべきものなるが故に皇位を嗣がしめるといふ論理は、恐らくは此時

代に於ても成立しなかつたと思はれるが、天皇の思召が稚郎子皇子にあつたことは明に朝野に知られて居たものとすべきで、崩後直に此皇子が踐祚せられたのではないかとさへ考へられるのである。

紀記の傳ふる所によれば、大山守命は父天皇の御遺志に悖り、皇位を覬覦したので誅戮せられ、大鷦鷯尊は少しも野心なく稚郎子の推戴をすら拒絶せられたけれども、弟皇子が早世せられたので、已むを得ず位に卽かれたと說かれて居るのであるが、之を肯定する爲には少くとも左記の疑問が釋明せられねばならぬ。

（一）典籍を王仁に習ひ、莫レ不ニ通達一といはれた稚郎子皇子が、支那道德の感化により、先帝の叡慮を無視してまでも、長幼の序を守らうと決心せられたことが有り得たとしても、何故に先づ長皇子大山守命を推さうとはせられなかつたのであらうか。

（二）皇子に其思召がなかつたから、大山守命も兵を起して爭はれたので、縱ひ

受動的であつたにしても、兄皇子を死に致したといふことは、長幼の序を守るといふ道徳と矛盾せぬであらうか。

(三) 大鷦鷯尊に全然繼位の思召がないことが明であつたとすれば、國政の重きに鑑み、民心の動搖を抑へる爲に、一日も早く踐祚せられることが先帝の叡旨にもかなひ、國家を安泰にする所以で、之を知りながら禮讓に日月を過されたといふことは奇矯に過ぎる嫌はあるまいか。

(四) 季皇子の繼位は綏靖天皇以來例が多く、應神天皇も亦さうであつたのであるから、當時の人は敢て異としなかつた筈で、縱ひ稚郎子皇子の道德觀念が之を許さなかつたとしても、其心理を朝野に會得させることが出來たであらうか。

此やうな穿鑿は從來無用の業とせられたもの丶やうであるが、活眼を開いて活書を讀む所以ではあるまい。紀記の編者が此問題に深入することを避けたのは、當

時之を忘れねばならぬ事情が存したからで、强ひて彌縫に努めた爲に、少からぬ破綻を生じた。例へば記には大雀命をば常に太子と稱して居るにも拘はらず、上揭のやうに宇遲能和紀郎子が天津日繼を知らすべき詔を受けたとあり、其によつて儲位が決定したのかと思へば、後段には更に天皇崩之後大雀命者從㆓天皇之命㆒、以㆓天下㆒讓㆓宇遲能和紀郎子㆒と叙し、御父天皇の叡慮を尊重せられたけれども、本來合法正當の相續者であつたかのやうに記述せられて居るのである。かやうな矛盾は畢竟事件の眞想を糊塗せんが爲に生じたもので、原說でないことは明白であるから、吾人は出來るだけ精密に考査せねばならぬ。

父天皇崩後、稚郎子皇子は菟道に、大鷦鷯皇子は難波に居住せられたといふことは隱れもない事實であるが、大山守皇子の占住地は明示せられて居らぬ。さりながら御母が高城入姫と稱へられたのを見ても、菟道宮を河南から攻撃しようと

したとあるによつても、大和を根據としたものと推定せられ、殊に仁德紀前文に掲げた次の一節は、此問題の解釋に少からざる光明を與へるのである。

是時額田大中彥皇子、將レ掌二倭屯田(ミタ)及屯倉(ミヤケ)一而、謂二其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰一曰、是屯田者自レ本山守地、是以今吾將レ治矣、爾(ナレ)之不レ可レ掌、時淤宇宿禰啓二于皇太子一、皇太子謂之曰、汝便啓二大鷦鷯尊一、於レ是淤宇宿禰、啓二大鷦鷯尊一曰、臣所レ任屯田者、大中彥皇子距不レ令レ治、大鷦鷯尊、問二倭直祖麻呂一曰、倭屯田者、元謂二山守地一、是如何、對言、臣之不レ知、唯臣弟吾子籠知也、適是時吾子籠、遣二於韓國一而未レ還、爰大鷦鷯尊、謂二淤宇一曰、爾躬往二於韓國一、以喚二吾子籠一、其兼二日夜一而急往、乃差二淡路之海人八十一爲二水手一、爰淤宇往二于韓國一、卽率二吾子籠一而來之、因問二倭屯田一、對言、傳聞之、於二纏向玉城宮一御宇天皇之世、科二太子大足彥尊一、定二倭屯田一也、是時勅旨、凡倭屯田者、毎御宇帝皇之屯田也、其雖二帝皇之子一、非二御宇一者不レ得レ掌矣、是謂二山守地一非之也、時大鷦鷯尊、遣二吾子籠

於額田大中彥皇子一而令レ知レ狀、大中彥皇子更無二如何一焉、乃知二其惡一而赦之、勿レ罪

文意は說明を要せぬけれども、吾人は此から左記の如き多くの事實を敎へられるのである。

（一）景行朝に定められた倭屯家（第四卷一六頁）及之に附屬する御田は當時旣に倭直（國造）家の管轄を離れ、特選の倉首（又は田部造）が之を主管し、出雲臣氏なる淤宇宿禰（出雲國意宇都の名門）が之に任じて居た。

（二）其區域は本來大倭大神を奉齋した先住民の占據地で（第三卷一〇頁）、神武天皇が占領せられてから、皇室の所有となつたのであるが、其元を質せば山部（山守部）卽ち山住民の支配に屬したのであるから、大山守命が之を自分の管轄權内であると主張せられたことは有り得る。

（三）額田大中彥皇子は右の理由を以て其引渡を淤宇宿禰に交涉した。此皇子が

紀記所傳の如く大山守命の御兄であるとすれば、其やうな要求權があり得ぬから、從來明解が與へられなかつたのであるが、第四章(第一四九頁)に論じたやうに、仲子であつたが故に、兄皇子の命を受け(或は分讓の內諾を得て)其代理として要求したものと了解せられる。さればこそ次の條下にも、大山守皇子が常に父天皇の自分を儲君とせられなかつたことを恨み、而重有二是怨一とあるのである。

(四) 淤宇宿禰は之に關して菟道宮の指令を仰ぎ、其命により大鷦鷯尊に申告した。——之によれば稚郎子皇子は臣民一般から、正當元首と認知せられて居たが、實權は御兄大鷦鷯尊の掌中に存したものとすべきである。

(五) 大鷦鷯皇子は之を重大問題として、倭直家に諮問せられたが、當主麻呂は古事來歷に暗かつたので、傳承者たる弟吾子籠に御下問あつて然るべき旨を啓した。

(六) 吾子籠は當時韓地派遣中であつたが、之が爲に召喚せられ、倭の屯田は垂仁朝以來帝室の世襲財産なる旨を證言した。

(七) 之によつて曲直は判明したが、强ひて大中彥皇子御兄弟の橫領未遂罪を追窮しようとはせられなかつた。――集解本には乃知二其惡一、而赦レ之勿レ罪の上に大鷦鷯尊の四字を補うて居るが、恩宥は朝廷の取計であるから、蛇足とすべきである。

此話は記には見えぬが、其內容を見ても故意に僞作したものとは思はれぬから、恐らくは倭直(國造)家の傳承又は記錄に基いたのであらう。若し然りとすれば比較的信を置くに足るもので、應神天皇崩御後の政情の一面が窺はれるやうな氣がする。即ち稚郎子皇子は遺命により宇治の宮に於て踐祚せられ、大鷦鷯皇子は難波に坐して內外重要政務を擔當せられたが、長皇子大山守命には何等の實權もなく、右の如き事件の發生する每に、常に屈辱を忍ばねばならなかつたので、不平

は益〻蓄積し、遂に爆發を見るやうになつたものと思はれる。

大山守皇子の擧兵に關し、古事記は次の如き興味の多い物語を掲げて居る。

故天皇崩りまして後、大雀命は天皇の命に從ひ、天の下を宇遲の和紀郎子に讓りたまふ。是に大山守命は天皇の命に違ひて、なほ天の下を獲むと欲りして、其弟皇子を殺せむ情あり、竊に兵を設けて攻めむとす。爾に大雀命その兄の兵を備ふることを聞かして、卽ち使者を遣りて宇遲の和紀郎子に告げしめたまひき。故聞き驚かして、兵を河邊に伏せ、亦其山の上に絁垣を張り、帷幕を立て、詐りて舍人を以て王として、露に呉床に坐せて、百官の恭敬ひ往來ふ狀、既く王子の坐所の如して、更に其兄王河を渡らさむ時の爲に、船檝を具へ儲りて、佐那葛の根を舂き、其汁滑を取りて、其船の中の簀椅に塗りて、蹈めば仆るべく設けて、其王子は布の衣褌を服て、既く賤し

き人の形に爲りて、檝を執りて船に立ちませりき。是に其兄王、兵士を隱し伏せ、衣の中に鎧を服て、河邊に到りて船に乘らむとする時、その嚴しく飾れる處を望みて、弟王その吳床に坐すと以爲して、都て檝を執りて船に立たせるを知らずて、即ち其檝を執れる者に問ひていふ。玆山に忿怒れる大猪ありと傳へ聞き、吾その猪を取らむと欲ふ。若し其猪を獲てむやと問へば、其檝を執れるもの不能と答ふ。また何によりてと問へば、時々也往々也、取らむとすれども得ず、是を以て不能と白すなりと答曰き。河中に渡り到る時、其船を傾けしめて、水の中に墮し入れき。爾乃ち浮出で、水の隨に流れ下りき。即ち流歌曰

ちはやぶる　宇治の渡に　竿とりに　はやけむ人し　わがもこに來む

是に河邊に伏し隱れたる兵、彼廂此廂一時共に興りて矢刺して流しき

古事記の立案者は上記の如く大雀命を常に太子と呼び、正當繼位權者であつたか

のやうに取繕はうとして居るので、繼位問題の紛糾を敍するに當つても、此皇子は遺命を重んじ、和紀郎子に天下を讓られたが、大山守命は之に反し野心を抱いたが爲に、悲しむべき事態が發生したと說き起して居るのである。兄王は友誼的訪問を裝うて奇襲を試みんとし、弟皇子は其裏をかいて、歡迎の外に他念がないやうに見せて、之を死地に陷れた顚末が、極めて巧妙な話術を以て說かれて居るのであるが、之を其儘事實と見ることは困難である。絁垣を繞らし帷幕を垂れたとあるのは、兄皇子を誘する爲に、渡頭の丘上に幄舍を設けたことをいふものとも了解せられ、渡川用の舟楫を餝り具へて待たれたとあるのも、さも有るべきことであるが、大山守命が小舍人の一人をも從へずして乘船せられた筈はなく、殊に和紀郎子が身代りを拵へてまでも、舟人に扮して自ら手を下さねばならぬ必要があつたと考へられぬ。舟中の會話と動作とは、大事を目前に控へた大山守皇子としては、餘りに贅辯で且油斷である。楫取が尋常の下人であつたとしても、此

やうな底意のありげな漫談をすれば、必然計畫露顯の端緒となる虞があるのみならず、スハシ(本に箐とあるのは簀の變體又は略字)即ち甲板(第三卷二二一頁)にサナカツラ(五味)の汁が流してあることに氣づかなかつたのも粗忽である。されば紀は此等の潤色分子を省き、次の如く簡單に譯出したので、或は原說に基いたのであるかも知れぬ。

然後大山守皇子、毎恨ニ先帝廢之非一レ立、而重有ニ此怨一則謀之曰、我殺ニ太子一遂登ニ帝位一、爰大鷦鷯尊、預ニ聞其謀一、密告ニ太子一備レ兵令レ守、時太子設レ兵待之、大山守皇子、不レ知ニ其備一レ兵、獨領ニ數百兵士一、夜半發而行之、會明詣ニ菟道一將レ渡河、時太子服ニ布袍一、取ニ檝櫓一、密接ニ度子一、以載ニ大山守皇子一而濟、至ニ于河中一誂ニ度子一蹈レ船而傾、於レ是大山守皇子墮レ河而沒、更浮流之、歌曰

　ちはや人　うぢの渡に　竿とりに　はやけむ人し　我がもこに來む

然テ伏兵多起、不レ得レ著レ岸、遂沈而死焉

此文に於ても依然稚郎子御自身が舟人に伍せられたとして居るが、其は傳誦の古歌を舟上の弟皇子の吟詠と了解した爲で、之を合圖に伏兵が起つて大山守皇子の著陸を妨げたといふのである。然るに釋紀以來之を兄王の作と臆斷して種々の解釋を下して居るのであるが、既に眞淵も論じたやうに、不慮に水中に墜落したものが、助を求める爲にもせよ、負けじ魂の豪語にもせよ、此やうな形式を以て意志表示をしたとは思はれず、假に其必要があつたとしても、一言隻句の方が此場合遙に有効であつたに違ひない。誤解の因は此歌の末句が單純なる未來格であること〻(歌謠篇參照)、次の「然」の字が通例反接に用ひられることにあるやうであるが、歌詞の矛盾は後記の如く說明すれば容易に了解せられ、「然」の字はこ〻ではシカシテの意に用ひられて居るので、他にも例のあることである。偶然にも記の此條下に一衍字のあつたことが更に惑を深くした。其は隨水流下即流歌曰とある下の流の字で、漢文としては勿論不當の用法であるが、訓假字としても意をな

さぬから、上の流の重出攙入と見ねばならぬ。――行書で詠(詠)歌曰とあつたのを、流(流)歌曰と誤寫したのではないかとも考へて見たが、詠歌といふ用例は記には希有であるから、尙衍字とすべきであらう――然るに從來此「流」をナガレッツと訓した爲に、次の歌も大山守皇子の作と見ねばならぬやうになつたのであるが、流レッツ(正しくいへば流レナガラ)は乍流又は流乍と書くべきで、「乍」を省略することは許されぬ。若し「流」が衍字であるとすれば、於是伏隱河邊之兵云云とある次の句との續合から見ても、此文面では必然和紀郎子の御歌とせねばならぬ。

さりながら上述のやうに稚郎子皇子が舟人に扮して現場に居られたといふことが旣に疑問であり、勝さびにもせよ合圖にもせよ、水中に墮ちた兄皇子を見おろして此やうな歌を高唱し、著陸を妨止したといふのは如何にも殘忍で、敎養のある皇子には似合はしからざることであり、次に揭ぐる述懷の御歌の趣旨とも抵觸

するから、私は之を信ずることを欲しない。恐らくは此歌は重大決心を以て進發する際の大山守皇子の作か、若くは其心中を後人が詠出したもので、軍兵を驅り催さずとも、「健兒は宇治渡頭に馳せ參ずるであらう」といふ意であつたのを、其原說を失うて歌のみが傳はり、こゝに附會せられたので、稚郎子の詠とせねばならぬやうになり、更に皇子が舟中に坐して、陸岸の伏兵との間の合圖に吟唱せられたかのやうに說きなされたのであらう。されば之を大山守皇子の作なりとする釋紀以下の說は、答は合うて居ても式が誤まつて居るから、點を與へることが出來ぬのである。

大山守命の最後についても、記には或る地名の所由說明と一篇の古歌とが結びついて居る。卽ち

故訶和羅之前に到りて沈み入りし故、鉤もち其沈みし處を探りしかば、其衣の中なる甲(カワラ)にかゝりて訶和羅と鳴りき。故その地を號けて訶和羅前と謂ふ

也。爾に其骨(カバネ)を掛出(カキイダ)しゝ時、弟王歌曰

ちはや人　うぢの渡に　わたり瀬に　立てるあづさ弓眞弓　い斬らむと心はもへど　い取らむと　心はもへど　もとへは　君を思ひで　末へは妹を思ひで　いらなけく　其(ソコ)におもひで　かなしけく　此に思ひで　い斬らずぞ來る　あづさ弓まゆみ

故その大山守命の骨は那良山に葬しき

カワラといふ地の所由を甲(カワラ)に結びつけた例は崇神紀にも見えるが(第三卷九四頁)、鉤に觸れてカワラと音した故としたのは一層俗說で、信ずることが出來ぬ。紀にも令レ求二其屍一泛二於考羅濟一とあり、所在を詳にせぬが、カハラ(川原)といふ語から出た地名であらう。和紀郎子が其屍を見て吟詠せられたといふ歌(歌謠篇參照)については紀記の所說が一致するから、正傳と見るべきで、其歌意によれば皇子の不法なる敵對行爲を憤りながらも、肉親の誼を思うて刃を下し得なかつたと

あり、御自身舟人に扮して之を水中に陷擠したとする前半の所説と甚しく矛盾する。之から見ても宇治の渡の一節は、「はやけむ人し我もこに來む」といふ歌に關する傳承の不備から牽强せられたもので、若し大山守命が溺死せられたことが事實とすれば、敗戰遁走中に起つた凶變とすべきであらう。君を思ひで、妹を思ひ出とあるキミは、契冲以來御父應神天皇の謂と了解せられ、イモは同腹の大原皇女若くは澇田皇女なりとする說もあるが、用語からいうても適當でないのみならず、——少くとも天皇に對してはオホキミとあるべきである——痛切なる哀傷があらはれぬやうであるから、恐らくはキミは大山守皇子をいひ、イモとあるのは其御子で、和紀郎子の妃となられた女性をさすのであらう。其やうな王女があつたことは傳說には殘つて居らぬが、想像可能のことであり、御兄にして御舅にあたればこそ、叛逆者ではあるが那良山に厚葬せられたものと思はれる。

大山守皇子の覬覦を不可として之を密告せられたといふのであるから、大鷦鷯皇子には、內心はともかくも、異圖はなかつた筈で、天津日嗣は確定したものとせねばならず、紀にも旣而興㆓宮室於菟道㆒而居之とあるのである。――山城風土記によれば宮號を桐原日桁(ヒケタ)宮と稱した――然るに尙互讓に日を送られたかのやうに說かれて居るのは合點の行かぬことであるから、爲にする所のある改修か、然らずば訛傳とすべきで、左に先づ記の所傳について考察を試みる。

是に大雀命と宇遲能和紀郎子と二柱、各〻天の下を讓ります間に、海人大贄を貢りき。爾兄(イロセ)は辭みて弟(イロト)に貢らしめたまひ、弟は辭みて兄に貢らしめたまひて、相讓る間に旣に多くの日を經ぬ。如此(カク)相讓りたまふこと一時二時にあらざりしかば、海人は旣に往還(ユキカヒ)に疲れて泣きき。故諺に海人なれや己がものから音をなくといふ也。然るに宇遲能和氣郎子早く崩りましければ、大雀命天の下知しめしき

此は海人ナレヤ己ガ物カラ泣クといふ古諺の所由をこゝに附會したもので、恐らくは事實傳說ではあるまい。此諺の本旨は、己ガ心カラ悲歎ニ沈ムといふに等しく、はかなき戀に身を燒く情痴を表現したもので、モノカラが藻の殼に通じ、海人の苅るものなるが故に「我がモノカラ泣くといふのは海人のやうである」と巧に言ひ廻した言葉の文である。されば本來は此繼位物語とは何等の關係もなく、雉之頓使(五―六五頁)、反矢可畏(五―七〇頁)等と同じく、こゝに附說したに過ぎぬから、此一節を略し、兩皇子が互讓して居られる間に、和紀郎子が早世せられたので、自然大雀命の御代となつたといふ意とすれば、大雀命を正當繼位者なりとする記の建前からは、合理的な敍述である。然るに紀の編者は右の附會說の興趣を解し得ず、之を事實談として後掲の如く海人の大贄を鮮魚の苞苴といひかへた結果、折角の諺を支離滅裂にしたのは笑止千萬である。

さりながら大雀命を正當儲君とすることは、繼嗣選定傳說の趣旨によるも、前

後の事情から推究しても、到底承認し得られぬことで、大山守皇子の沒落後に於ても尙皇位を互讓せられた理由にはならぬから、紀の編者は其以前から稚郎子が兄皇子を推戴せられたものと釋明しようとして、仁德紀の卷頭に次の一節を插入した。

譽田天皇崩時、太子菟道稚郎子、讓二位于大鷦鷯尊一、未レ卽二帝位一、仍諮二大鷦鷯尊一、夫君二天下一以治二萬民一者、蓋レ之如レ天、容レ之如レ地、上有二驩心一以使二百姓一、百姓欣然、天下安矣、今我也弟之且文獻不レ足、何敢繼二嗣位一登二天業一乎、大王者風姿岐嶷、仁孝遠聆、以レ齒且長、足レ爲二天下之君一、其先帝立レ我爲二太子一、豈有二能才一乎、唯愛レ之者也、亦奉二宗廟社稷一重事也、僕之不佞、不レ足二以稱一、夫昆上而季下、聖君而愚臣、古今之常典焉、願王勿レ疑、須レ卽二帝位一、我則爲レ臣之助耳、大鷦鷯尊對言、先皇謂、皇位者一日之不レ可レ空、故預選二明德一、立レ王爲レ貳、祚レ之以レ嗣、授レ之以レ民、崇二其寵章一令レ聞二於國一、我雖二不賢一、豈棄二先帝之命一、

輙從₌弟王之願₋乎、固辭不₀承、各相讓之

右によれば讓位の理由は有德と年長とにあるのであるが、假に大鷦鷯皇子の仁孝が世人の齊しく認むる所であつたとしても、此やうな理由を以て他の年長皇子の諒解なくして大鷦鷯皇子に位を讓られたといふことが聞えたら、大山守命等も面目上沈默しては居られぬ筈で、宇治渡頭の悲劇以上の大變事が勃發したことは必定であるから、右の如き事實があつたとは考へられぬ。加之國家を私有物視するのは漢土の思想で、我皇室に於ては建國の當初から、國民の代表たる八十伴緒の意志を重んじ、大議は公論によつて決せられたのであるから、應神天皇が稚郎子皇子を儲貳と定められたのは、決して私情のみによるのではなく、國民の信望、廷臣の意嚮等をも參酌せられたことは勿論である。然るにたとひ謙讓の辭にもせよ、御子たる稚郎子の口から先帝立₀我爲₌太子₋、豈有₌能才₋乎、唯愛₀之者也と放言せられたとあるのは、頗る聖德を傷けるもので、儒教の誨にも悖るから、此一

節は從來指摘した多くの詔勅答奏と同樣に、編者の方寸から出たものとせねばならぬ。紀は之に次いで上揭の倭屯田橫領及大山守皇子の叛亂を敍し、更に次の如く記述して居る。

猶由レ讓ニ位於大鷦鷯尊一、以久不レ卽ニ皇位一、爰皇位空之既經ニ三載一、時有ニ海人一齎ニ鮮魚之苞苴一獻ニ于菟道宮一也、太子令ニ海人一曰、我非ニ天皇一、乃返レ之令レ進ニ難波一、大鷦鷯尊亦返以令レ獻ニ菟道一、於レ是海人之苞苴鯘ニ於往還一、更返之取ニ他鮮魚ニ而獻焉、讓如ニ前日一、鮮魚亦鯘、海人苦ニ於屢還一、乃棄ニ鮮魚一而哭、故諺曰、有ニ海人一耶、因ニ己物一以泣、其是之緣也

空位三年は果して事實であつたか判明せぬが、紀が之を稚郞子皇子の踐祚拒絕に因するものとしたのは、前段の讓位の記事を前提とするに於ては、條理のあることである。さりながら大山守皇子が、太子を殺せば帝位に登ることが出來るとして、現に位を讓られて居る大鷦鷯尊には何等の戒心をも拂はなかつたかのやうに

叙したのは矛盾と言はねばならぬ。時有二海人一以下は上掲古事記の所傳の飜譯であるが、モノカラ（因物）を「藻の殻」にいひかけた語戯を無視して、鮮魚之苞苴と改めたのは、既記の如く甚しい杜撰である。或は藻の殻の如き微物を大贄として獻るわけがないと考へたのであるかも知れぬが、固形鹽の製法を知らなかつた上代に於ては、藻類は最も重要な鹽分供給材料で、海に近い地方ならば朝夕鹹水を汲んで需要に應ずることも出來るが、內地に運搬するには甚不便であるから、鹽分が多量に滲み込んで居る海草を乾して供給し、使用に臨み水を和して鹹味を得たのである。さればこそ祝詞に見える神饌中にも、必ず奥津藻菜及邊津藻菜をあげ、今も舊社の祭にはワカメ（裙帶菜）ヒジキ（鹿尾藻）等を捧げ、食用にもならぬホンダハラ（馬尾藻）が正月の式物として要求せられるのである。之を考へ合はせると藻の殻を大贄としても少しも差支はないのみならず、本來此挿話は傳誦者自身も史實と認めたのではなく、聽衆の一粲を博し、倦怠を防止する上代話術の一

手段に過ぎぬのであるから、之に拘泥することを要せぬ。思ふに紀の筆者は大贄が鯘(アザ)れたので使者の海人が困惑したものと誤解し、苞苴の在中品は鮮魚ならざる可からずと速斷したのであらうが、其にしても既に大贄と定めたものを己物といふことは出來ぬから、海人ナレヤ云々といふ諺の説明にはならぬのである。之を要するに此一節は誤譯として排斥せねばならぬ。

紀が右の傳承を收錄したのは、國務澁滯の一例とする爲であつたらしく、此やうな狀態では國家を累するといふ思召から、稚郎子皇子は終に自殺せられたと說きなさんが爲であつたとも了解せられる。即ち

太子曰、我知ㇾ不ㇾ可ㇾ奪二兄王之志一、豈久生之煩二天下一乎、乃自死焉、時大鷦鷯尊聞二太子薨一以驚之、從二難波一馳之到二菟道宮一、爰太子薨之經二三日一、時大鷦鷯尊、摽擗叫哭不ㇾ知ㇾ所ㇾ如、乃解ㇾ髮跨ㇾ屍以三呼曰二我弟皇子一、乃應ㇾ時而活、自起以

居、爰大鷦鷯尊語ニ太子ニ曰、悲兮、惜兮、何所以歟、自逝之、若死者有レ知、先帝何ニ謂我ニ乎、乃太子啓ニ兄王ニ曰、天命也、誰能留焉、若有レ向ニ天皇之御所ニ、具奏ニ兄王聖ニシテ之且有レ讓矣、然聖王聞ニ我死ニ以急馳ニ遠路ニ、豈得レ無レ勞乎、乃進ニ同母妹八田皇女ニ曰、雖レ不レ足ニ納采ニ、僅宛ニ掖庭之數ニ、乃且伏レ棺而薨、於レ是大鷦鷯尊、素服爲レ之發レ哀、哭之甚慟、仍葬ニ於菟道山上ニ、

前段と同じく漢意の潤色が多い文であるが、皇太子自盡といふが如き重大事件を編者が恣に捏造したとは思はれぬから、信頼するに足る一傳承に基いたものとせねばならぬ。記が之を默殺して天壽を以て早世せられたかのやうに叙したのは、其起案が天武朝に屬し(一―一五頁)、忌諱に觸れる虞が多かつたからで、自盡說は決して無根ではなかつたのであらう。難波から宇治まで僅々十里内外の道程を三日の後に至り漸く馳つけられたといひ、兄皇子の介抱によつて一旦蘇生せられ、御同腹の御妹を進めて御薨去せられたといふが如きは、常識では受取り惡いこと

で、文面以上に紆余曲折があつたのではないかと思はれる。假令互譲の經緯に關する所説を其儘信ずるとしても、其が直接皇太子の處決を促す因となつたと了解することは困難であるから、萬一自盡が史實であつたとすれば、他にも込入つた事情が存したものとせずばなるまい。疑惑はこゝに油然として湧き起るのであるが、想像のみを以て皇室の重大事を私議するのは臣子の分としては愼まねばならぬから、後日の明證を俟つの外はない。さりながら少くとも左記の事項は古傳説の表面に現はれた描寫から、安全に斷言し得られる。

(一) 菟道稚郎子皇子が公定儲貳であつたことは疑の餘地がない。百官恭敬往來したとあり〔紀〕、興二宮室於菟道一而居之といひ〔紀〕、播磨風土記に宇治天皇とある所を見ると〔揖保郡大家里〕、或は一旦踐祚せられた事實が存したのかも知れぬ。應神天皇の御陵を造營したのも此期間のことであつたのであらう(第一三八頁)。

（二）さりながら政治上の實權は御兄大鷦鷯皇子の手中に存した。其は父天皇から爲二太子輔一之令レ知二國事一〔紀〕――記には執二食國之政一以白賜とある――といふ勅命があつたばかりではなく、（イ）前朝から樞機に參與し、（ロ）政治上最も重要地點であつた難波に居を占め、（ハ）武内宿禰一門の有力なる支持を有せられたからで、之と拮抗することは至難であつた。

（三）長兄大山守皇子を殺害せられたといふことは、理非曲直はいづれにあつたにもせよ、諸皇子重臣等の同情を得る所以でなかつたことは勿論で、形勢は益〻菟道に不利になつたものと想定せねばならぬ。

（四）外戚ワニの大忌は世俗的には微力で、恃とするには足らなかつた。

此やうな形勢に於て讓位又は退位も許されなかつたとすれば、取るべき道は恐らくは唯一つしかなかつたであらう。

稚郎子皇子の崩御又は自死によつて當面の問題は解決した。さりながら深刻なる暗闘は、仁德天皇の卽位後まで續いたのではないかと思はれる。其は次篇第一卷に述べる隼別皇子誅戮を以て證とすべきで、紀記にあらはれた表面の理由は、天皇に思召のあつた異母妹雌鳥皇女を横取した爲とあるのであるが、假令其が事實であつたとしても、此時代に於ては死に値する程の罪惡ではなかつたのであるから、舍人等が口吟したと言はれる「隼は天に上り飛びかけり齋槻が上の鷦鷯取らさね」といふやうな氣分が、此皇子及其周圍の人々の間に漲り、其が天皇の御耳に達して激怒せられた爲と見るべきである。紀には之を仁德天皇の治世第四十年のこと丶して居るが、隼別は稚郎子より年長であらねばならず、雌鳥皇女も亦御姉八田皇后と年齡に大差があるまいから、四十年には既に六十乃至七十の高齡で、情痴に狂ひ、感情に激したとも考へられぬ。されば此事件は天皇の御卽位直後のこと丶すべきで、倭直系なる櫻井田部連を外戚とし、ハヤ(捷)と名に負うた

勇悍なる此皇子(第一六一頁)の存在を不安なりとし、言を設けて之を除かれたのではあるまいか。爾餘の皇子も其後裔から顯要な人物が出なかつた所を見ると、僅に身を全うせられたに過ぎなかつたのであらう。

著者は敢て此天皇の德を傷けんとするものではないが、右の如き推測は學問上當然許されることゝ信ずるのみならず、次代乃至二代後に於て骨肉相食が露骨になつたのも、此御代に於ける事態が因をなしたものとせざるを得ぬのである。

第八章　餘　錄

巨船枯野――廢船と結晶鹽――伊豆志神話

紀記の所傳は前各章に於てほゞ論究し盡したが、尚若干追錄を要するものがある。其一は官船枯野の話で、後述のやうに本來は樂府の歌曲であつたのを、後人が之に基いて一つの物語に脚色したもの〻やうで、古事記には之を仁德朝の事實として、比較的簡潔に叙述して居るが、紀は應神朝の巨船建造及韓式造船術傳習の事實と結びつけて說いて居る。官船を造らしめたことは既に崇神紀にも見え（第三卷二五二頁）、ことに征韓の役以來外海渡航のため巨船を必要としたから、徵發は決して一回に止まらなかつた筈であるが、次の如く特記せられたのは、偶〻其名を枯野と號したと傳へられたからであらう。

五年……冬十月科ニ伊豆國一令レ造レ船、長十丈、船既成之、試浮ニ于海一、便輕泛疾
　行如レ馳、故名ニ其船一曰ニ枯野一　由ニ船輕疾一名ニ枯野一、是義違焉、若謂ニ輕野一後人訛歟

事の眞僞は不明であるが、少くとも伊豆國に此やうな口碑が存したから、――准后親房記にも傳云此舟木者日金山麓奥野之楠也とある（鎌倉實記所引）――紀の編者も之を收錄したものと思はれるが、尙名の所由に疑を挾み、注記（原本分註）を施したので、若謂ニ輕野一後人訛歟とあるのは理由のある推測である。輕野は伊豆の郷名で、神名帳にも田方郡輕野神社の名が見え、同郡狩野郷は和名抄にカノと旁訓し、今もカノと稱へて居るが、文字によればカリスともカルスとも訓み得、大和の輕と同じく（第二卷二五五頁）カリ卽ち鳧雁類の來棲する野といふ意を以て命名せられたものゝやうに思はれる。若し然りとすれば音便により往昔はカラスと稱へられたことも有り得べきで、「枯」は借字である。輕泛疾行如レ馳、故名ニ其船一曰ニ枯野一とあるのは、風土記傳說等に類の多い名號所由說明樣式で、敢て奇とす

るに足らず、原材の產地を以て船舟に命名した例は佐伯〔續紀三〕、能登〔同二十四〕等もあるのである。されば船材に關して記が次の如く叙述したのは寧ろ誤傳とせねばならぬ。

此之御世に兎寸河の西に高樹一つあり。其樹の影、當旦日者淡道嶋に逮び、當夕日者高安の山を越ゆ。故この樹を切りて船を作りぬ。甚捷く行く船なりき。時に其船を號けて枯野と謂ふ。故是船もち旦夕淡道嶋之寒泉を酌みて大御水獻りき

兎寸(免寸とあるのは誤寫)は播磨風土記讃容郡中川里の條下に、河内國兎寸村とある地で、其名は消失したが、所傳のやうな高樹が存したとすれば、堺又は住吉附近で、其木が槻であつたから此名を負うたのであらう。之をトノキと訓み、神名帳に和泉國大鳥郡等乃伎神社とある地、即ち今の取石村大字富木なりとする說があるが、高安の山は同地から北東々北に當るから、夕陽が其方向に落ちること

は絶對にあり得ぬ。樹影が東西の山嶺を蔽うたといふのは、大木傳說に共通な形容であるが(第四卷二〇八頁以下)、之を伐つて造つた船が快速であるからというて、枯野と名づくべき理由がないから、明石の駒手の御井から大御饌の水を汲むに用ひたといふ播磨風土記(逸文)の速鳥傳說と混淆したのではあるまいか。釋紀(第八)によれば其は次の如く說かれて居る。

明石驛家駒手御井者、難波高津宮天皇之御世、楠生於住吉、朝日蔭淡路島、夕日蔭大倭島根、仍伐其楠造舟、其迅如飛、一檝去越七浪、仍號速鳥、於是朝夕乘此舟、爲供御食、汲此井水、一旦不堪御食水之時、故作歌而止、唱曰、住吉之、大倉向而、飛者許曾、速鳥云目、何速鳥

原本には住吉の「住」の字を脫して居るので、吉を井口又は此井若くは其上の誤寫なりとする說もあるが、明石に生ひた木の影が朝日に淡路島を覆ふやうなことは地理上あり得ぬから、其東方對岸の一地點であらねばならず、住吉とすれば上記

兎寸河の推定位置に該當するのである。船名と寒泉の所在とは相違して居るが、話の內容が全く一致する所を見ると、之を枯野傳說に附會したものとすべきで、紀の編者は之を看破して枯野の出自を他に求めた末、伊豆口碑に發見したので、應神朝の事實と認定したのであらう。

カラヌといふ船が廢用になつた後、之を燒いて鹽を製し、其餘材を以て琴を造つたといふのが、枯野の歌の大意であるが、其が果して事實に基くものであるか或は歌人の空想から出た根無草であつたか判明せぬ。いづれにしても紀記の叙述は歌意の衍繹で、事實傳說として存立したのではあるまい。さればこそ其所說には大差があり、記は極めて簡單に次の如く述べて居る。

茲船破壞（コノフネヤレ）たれば、鹽に燒き、その燒け遺れる木を取りて琴に作りたるに、其音七里に響きたりき。爾歌曰

から野を　鹽に燒き　しが餘り　琴につくり　かきひくや　由良の門の
門中の　いくりにふれたつ　なづの木のサヤサヤ

此は志都歌の歌返也

船材を鹽に燒くといふのは最も原始的な固形鹽製造法で、多年海水に浸つて居た木材に火をつけ、水を灑ぎかけながら燒くと結晶鹽が附着する。之を消炭と共に削り、眞水を以て溶解すれば、飽和點以上の結晶鹽が沈澱するのである。此方法は近年までセレベスのトラジャ族等に行はれて居たことで、船材又は沈木に限らず、海中植物からも同樣の方法によつて結晶鹽が得られるので「藻鹽燒く」といふ熟語(フレーズ)があるのである。火力製鹽法が發達して以來此古言の本義が忘却せられ、海草を以て燃料とする意と誤解し、之を得る爲に海人少女は營々として海藻を刈るのであると說かれて居たのは笑止千萬で、物理學といふものがなかつた時代の人達でも、燃料としては海底植物よりも採集の容易なる枯木枯草の方が火力が高い

位のことは知つて居た筈である。されば歌詞にも加良怒袁志本爾夜岐とあり、前文には茲船破壞以鹽燒とあるので次句の許登爾都久理と同一語法である。然るに宣長は眞福寺本延佳本に從うて燒鹽と改め、シホヲヤキと訓し、「鹽を燒薪に用ひたるなり」と斷定して、歌詞のシホニヤキを「如此云ては事違へるが如くなれども、かくても聞えしことなるべし（上代の言なればとかく云がたし）、若くは又鹽のために燒と云意にもあらむか、もし其意ならば夜岐は燒亡ふ意なり」と說いて居る。其は科學の智識の乏しい此學匠としては已むを得ぬことであるが、現代の學徒までが之に追隨し、私が數年前に發表した所見に對し（古語大辭典）、古人の說を知らざる妄誕であると誹謗したものがあるといふことを耳にしたから、之を憐むと同時にこゝに一言駄辯を加へることについて讀者の諒解を得たい。批評家を以て自任して居らぬ私は守部、篤胤のやうな態度を執ることを好まず、今次の論究に於ても出來る限り先學及同學の所論を駁撃することを愼み、可否の判斷を讀

者に委せたいといふ考から、無用の引用を避けて居るのであるが、若し獺の眞似をせねば學者でないといふのが、今の學界の大勢であるとするならば、私は長からぬ餘生を甘んじて無學者で送りたいと思ふのである。

燃料とするのが目的でないから、船材を鹽に燒いても、之を燒き竭す必要はなく、燒板のやうな餘材が殘るのであるが、其は最もよく乾燥せられた木質で、弦樂器の鳴腔には最適であるから、之を以て琴を製したといふのは有り得べきことである。其琴を控くと環礁の干出岩上に生ひたマングローヴが風にもまれて颯々たる音をたてるやうに、七里の外に聞えたとあるのは(歌謠篇參照)、多少の誇張はあるにしても詩趣滿々たるもので、後世の歌人の企て及ばぬ風致である。其が應神朝の作であつても、仁德朝に詠出せられたとしても、歌の趣には少しも變りはないのであるが、紀は枯野といふ船の實在を證し得たことに勇氣を得て、强ひて史實に結び付けようとした爲に、却つて穿ち過ぎた嫌がないでもない。卽ち應神

紀三十一年の條下に次の如く叙述して居る。

秋八月詔二群卿一曰、官船名枯野者、伊豆國所レ貢之船也、是朽之、不レ堪レ用、然久爲二官用一、功不レ可レ忘、何其船名勿レ絶而得レ傳二後葉一焉、群卿便被レ詔、以令二有司一、取二其船材一、爲レ薪而燒レ鹽、於レ是得二五百籠鹽一、則施レ之周賜二諸國一、因令レ造レ船、是以諸國一時貢二上五百船一……初枯野船爲二鹽薪一燒レ之日、有二餘燼一、則奇二其不レ燼而獻之、天皇異トシテ以令レ作レ琴、其音鏗鏘而遠聆、是時天皇歌之曰……

歌詞は記の所傳と同一で、唯末句が那豆能紀能紀佐椰佐椰とあるを異りとするが、下の紀は衍字とせねば意が通ぜぬ(歌謠篇參照)。爲レ薪而燒レ鹽といひ爲二鹽薪一とあるは上記の如く誤解で、長十丈の巨船でも之を燒いて收獲した鹽には限りがあり、之を五百籠に分けたとすれば、一籠の內容は一抹に過ぎなかつた筈であるのに、之と交換に一船を貢らしめたのが事實とすれば、珠玉と同樣に目せられたものとせねばならぬが、恐らくは其は或る必要があつて武庫水門に集合を命じた

五百船が、新羅人の失火の爲に烏有に歸したといふ傳說(第九三頁)と結びつけたので、事實談ではあるまい。さりながら吾人が之から得る暗示は、此製鹽法が此時代に於て韓人から傳習せられたのではないかといふことである。前章に述べたやうに其以前に於ては、鹹水を以て鹽分を供給することを例とし、結晶鹽の製造には想ひ到らなかつたやうであり、更に想像を逞うすると、木板を組立てゝ鳴膝を製作することも亦、工作具の乏しかつた上代人には困難な作業であつた筈であるから、輸入文化の一つであつたかも知れぬ。

古事記には天之日矛の歸化を昔の事實として此朝の記事に附載して居るが、其は明に缺史時代に屬するから、既に本篇第二卷(第六章)に繰上げて說述した。其外に日矛が將來した八種の寶物(第三卷一九九頁)が神格化せられて、伊豆志の八前の大神となつたとあり、其神の女に關して次の如き一神話をあげて居る。

故茲の神の女、名は伊豆志袁登賣神坐しけり。故八十神是の伊豆志袁登賣を得まく欲りすれど、皆得婚はず。こゝに二神あり。兄を秋山之下氷壯夫といひ、弟を春山之霞壯夫と名いふ。故その兄その弟に謂はく、吾伊豆志袁登賣を乞へども得婚はず、汝この孃子を得てむやといへば、易く得てむと答ふ。爾に其兄曰く、若し汝この孃子を得たらば、上下の衣服を避り、身の高を量りて、甕酒を釀み、亦山河の物悉く備へ設けて、宇禮豆玖せなと云爾。爾に其弟、兄の言ひし如、具に其母に白せば、卽ち其母藤葛を取りて、一宿の間に衣褌及襪沓を織り縫ひ、亦弓矢を作りて、其衣褌を服せ、其弓矢を取らせて、其孃子の家に遣りつれば、其衣服及弓矢悉く藤の花になりぬ。是に其春山之霞壯夫、その弓矢を孃子の厠にかけつるに、伊豆志袁登賣その花を異しと思ひて將ち來る時、その孃子の後に立ちて、其屋に入りて卽ち婚ひぬ。故一つの子を生みき。爾ち其兄に白さく、吾は伊豆志袁登賣を得たりと白す。

是にその兄、弟の婚(ツマドヒ)を慷慨(ウレタ)みて、其宇禮豆玖の物を償はず。爾(カレ)その母に愁ひ白す時、御祖の答曰(イフ)、我御世の事能(ヨケレ)こそ神習ひ、又うつしき青人草も習ふを、其物を償はぬといひ、其兄子(コノカミ)を恨みて、乃ち其伊豆志河の河嶋の節竹(ヨタケ)を取りて、八目(ヤツメ)の荒籠を作り、其河石を取り、鹽に合へて其竹葉に裹み、詛言(トコハ)しむらく、此竹葉の青きが如、此竹葉の萎むが如(ゴト)而青み萎め。又この鹽の盈(ミチ)乾(ヒ)るが如(ゴト)而みち乾よ。又此石の沈むが如(ゴト)而沈み臥(コヤ)れ。如此(カク)詛(トコ)ひて烟(ヘツヒ)の上に置かしめき。是を以て其兄、八年の間干萎み病み枯る。故その兄患ひ泣きて、其御祖に請(ウケ)べば即ち其詛戸(トコヒト)を返さしめき。是に其身本の如(ゴト)以安平(ヤスラカ)になりぬ。

此者神の宇禮豆玖といふ言の本者也(ナリ)。

伊豆志といふ固有名詞を他の地名にかへても、話の筋に影響を及ぼさぬ所を見ると、此は天之日矛又は其將來の神寶と不可分の關係にあるのではなく、但馬家又は出石地方の民衆の間に此やうな神話が存したから、こゝに收錄したので、事實

傳說でないことは勿論である。母親が神祕力を以て兄弟の子の一人を助けて成功せしめたといふ類話は世界的で、殊に南方民族の間に多い所を見ると、或は倭人系たる目矛の一黨によつて將來せられたのであるかも知れぬ。勿論此は原型ではなく、此國土の事情に合ふやうに漸次改修を施したもので、話中に見える言話、俚諺、品物、信仰、呪詛樣式等は、此話が筆錄せられた當時まで、少くとも出石地方人間に通用したものとせねばならぬが、之を高天原傳說と同一視することは出來ぬ。

此神話には夙に廢用になつた二つの古言があらはれて居る。其一はトコヒ(詛)で、假字書せられて居らぬが、書紀にも常に呪詛の訓に用ひられて居る。宣長は之を說請(トキコフ)の意かと解したが、假に其やうな複合動詞が成立するとしても、其が呪詛の義に轉用せられるやうになつたといふ形跡も論據もないから、獨自の意味を有した單語であつたとせねばならぬ。語原の穿鑿は此場合無用の業であるが、バ

ラウ語のトコイ(言辭、作法)は呪言の謂にも用ひられるから、或は之と關係があるのかも知れぬ。次にトコヒト(詛戸)とあるトは、勿論コト(言)の謂で、トコヒトを返スといへば呪言を撤回することになるのである。宣長が千位置戸のトと同じく「物」の意で、烟(カマド)の上に置たる物なりと釋したのは理由がないでもないが、之をカヘスといへば、石は出石河に、籠と竹葉とは其河嶋に、鹽はもとの海に復することのやうに聞えて、此場合には適切でない。

次は宇禮豆玖といふ語で、こゝの外には用例はないが、前後の文脈から察すると、賭といふ意の名詞と思はれる。カケ(賭)の古言はノリであるが、其は宣言の意から轉じたものゝやうで、更に其以前はツクともいひ、之を支拂ふといふ意を以てツグナヒ(償)とも活用せられた。されば遊仙窟には賭酒をサカヅクをウツ、賭宿をネヅクをウツと訓し、今も金にカケといふべきを金ヅク、腕力にカケテといふ意を力ヅクデの如く稱へるのである〔記傳〕。さりながらツキ、ツケと活用せ

ぬ所を見ると、外來語なることは明であるから、ウレも亦閏(ウル)の意で、豐閏なる賭をウレヅクといふたのかも知れぬ。されば注記の神宇禮豆玖は神ノ°ウレヅクと訓むべきで、或る時代に此やうな諺が行はれたのであらう。——神ウレヅクと訓み、ウレヅクを動詞の終止法と解するのは誤である。

話の筋は伊豆志少女といふ神女を誂む神達の中に、一女神を母とする兄弟二人があつたが、最後の捷利は弟に歸したといふので、吾°雖レ乞ニ伊豆志袁登賣一不ニ得婚一とある乞は、此女を其祖神(オヤカミ)に乞ふことをいひ、戀の假字なりとする宣長說は當を得ぬやうである。秋山のシタビ(紅葉)に對し、春山の霞を配し、藤葛で作つた衣服及弓箭が悉く藤の花と見えたと說いたのは、優美なる着想といはねばならぬが、シタグツ(襪)をも擧げたのは傳誦中の追加で、古裝を描寫したものとは思はれぬ。我御世之事能許曾(ヨケレ)神習(ナラヒ)、又宇都志岐青人草習乎(ナラフチ)とあるのは、此に旁訓したやうに、「我配下の諸神の規律が正しければこそ他の神も人間も見習ふに」とい

ふ意であらねばならぬ。然るに宣長は能コソ神習ハメ宇都志岐青人草習ヘ乎と訓み、「我在世の間は能く神をこそ習はめ、人間を倣はむやは」といふ意味に釋いて居るが、爰には兄弟をも二神とし、八十神が伊豆志袁登賣神を挑んだとあつて、一切神界の話として說かれて居るのであるから、人間を見習うてはならぬといふやうな教誨が母神の口から出たとは考へられぬのみならず、此二十字を宣長點のやうに讀むのは無理である。我御世之事といふが如き尊大な表現を用ひたのは、傳誦者が自分達の族母神のことゝして之を語り繼いだからであらう。

最も我々の興味を惹くのは、上代の呪詛の一樣式が詳述せられて居ることである。卽ち河島に生ひた節つきの竹を取り、目が多くて且麁い籠（八目之荒籠）を作り、潮水に漬した出石河の石を竹の葉に包んで其中に入れ、火爐の上方に置き、――烟はヘツヒ又はホトにあてた假字であらう（一―二三九頁）。其は屋內に在て常によく乾燥して居るから、大切な品物の收藏所に充てられるのである。カマドと

訓んでも差支はないが、炊爨處〔和〕即ち別棟の炊屋と誤解せられる處がある――竹葉のやうに靑く萎め、石のやうに沈臥せよ、又潮水（鹽は借字）の如く盈乾せよと詛うたといふのである。ミチヒとはあるけれども、ミチ（滿）はこゝでは殆ど接頭語的に用ひられたので、干涸れよといふ意であるから、次にも干萎病枯とあるのである。右によれば咒詛は其資料たる品物よりも、咒言の方が重きをなすもののやうで、當初靑かつた竹葉が色を失ひ、石を合へた潮水が乾き切つても効力には變りなしとせられたのであらう。詛戶のトが言の意ならざるべからずとする理由もこゝに存する。さりながら咒言は誰の口から出ても効力があるといふのではなく、本初は或靈能を有するものか、若くは其力を傳授せられたものに限るとせられたのであらう。訴ふる處のない無限の怨愁を抱くものも亦、此神祕力を獲得することがあるといふ觀念が生まれて後、生靈死靈の祟といふ俗信が發生したのであるが、上代に於ては尙其に至らなかつたことは此神話によつても明である。

〔參照〕

古事記中卷

品陀和氣命坐二輕嶋之明宮一治二天下一也、此天皇娶二品陀眞若王（品陀二字以レ音）之女三柱女王一、一名高木之入日賣命、次中日賣命、次弟日賣命、（此女王等之父品陀眞若王者、五百木之入日子命、娶二尾張連之祖建伊那陀宿禰之女志理都紀斗賣一生子者也）故高木之入日賣命之御子、額田大中日子命、次大山守命、次伊奢之眞若命、（伊奢二字以レ音）次妹大原郎女、次高目郎女、（五柱）中日賣命之御子、木之荒田郎女、次大雀命、次根鳥命、（三柱）弟日賣命之御子、阿倍郎女、次阿具知能（此四字以レ音）三腹郎女、次木之菟野郎女、次三野

郎女、（五柱）又娶丸邇之比布禮能意富美之女（自比至美以音）名宮主矢
河枝比賣生御子、宇遲能和紀郎子、次妹八田若郎女、次女鳥
王、（三柱）又娶其矢河枝比賣之弟袁那辨郎女生御子、宇遲之若
郎女、（一柱）又娶咋俣長日子王之女、息長眞若中比賣生御子、若
沼毛二俣王、（一柱）又娶櫻井田部連之祖嶋垂根之女糸井比賣
生御子、速總別命、（一柱）又娶日向之泉長比賣生御子、大羽江王、
次小羽江王、次幡日之若郎女、（三柱）又娶迦具漏比賣生御子、川
原田郎女、次玉郎女、次忍坂大中比賣、次登富志郎女、次迦多
遲王、（五柱）又娶葛城之野伊呂賣（此三字以音）生御子、伊奢能麻和迦
王、（一柱）此天皇之御子等幷廿六王、（男王十一女王十五）此中大雀命者治天
下也、於是天皇問大山守命與大雀命詔、汝等者孰愛兄子與

弟子一、天皇所三以發二是問一者、宇遲能和紀郎子有下令レ治二天下一之心上也爾大山守命白レ愛二兄子一、次大雀命知二天皇所レ問賜之大御情一而白、兄子者既成レ人、是無レ悒、弟子者未レ成レ人、是愛、爾天皇詔、佐邪岐阿藝之言自レ佐至レ藝五字以レ音如二我所レ思、即詔別者、大山守命爲二山海之政一、大雀命執二食國之政一以白賜、宇遲能和紀郎子所レ知二天津日繼一也、故大雀命者勿レ違二天皇之命一也、一時天皇越二幸近淡海國一之時、御二立宇遲野上一望二葛野一歌曰

知婆能、加豆怒袁美禮婆、毛毛知陀流、夜邇波母美由、久爾能富母美由

故到二坐木幡村一之時、麗美孃子遇二其道衢一、爾天皇問二其孃子一曰、汝者誰子、答白、丸邇之比布禮能意富美之女、名宮主矢河枝比賣、天皇即詔二其孃子一、吾明日還幸之時、入二坐汝家一、故矢河枝

比賣委曲語二其父一、於レ是父答曰、是者天皇坐那理、（此二字以レ音）恐之、我子仕奉云而、嚴餝二其家一候待者、明日入坐、故獻二大御饗一之時、其女矢河枝比賣命令レ取二大御酒盞一而獻、於レ是天皇任令レ取二其大御酒盞一而御歌曰

許能迦邇夜、伊豆久能迦邇、毛毛豆多布、都奴賀能迦邇、余許佐良布、伊豆久邇伊多流、伊知遲志麻、美志麻邇斗岐、美本杼理能、迦豆伎伊岐豆岐、志那陀由布、佐佐那美遲袁、須久須久登、和賀伊麻勢婆夜、許波多能美知邇、阿波志斯袁登賣、宇斯呂傳波、袁陀弖呂迦母、波那美波志、比比斯那須、伊知比韋能、和邇佐能邇袁、波都邇波、波陀阿可良氣美、志波邇波、邇具漏岐由惠、美都具理能、曾能那迦都邇袁、加夫

都久、麻肥邇波阿弖受、麻用賀岐、許邇加岐多禮、阿波志斯
袁美那、迦母賀登、和賀美斯古良、迦久母賀登、阿賀美斯古
邇、宇多多氣陀邇、牟迦比袁流迦母、伊蘇比袁流迦母
如此御合生御子、宇遲能和紀（自宇下五字以音）郎子也、天皇聞看日向
國諸縣君之女、名髮長比賣、其顏容麗美、將使而喚上之時、其
太子大雀命見其孃子泊于難波津而、感其姿容之端正、即誂
告建內宿禰大臣、是自日向喚上之髮長比賣者、請白天皇之
大御所而、令賜於吾、爾建內宿禰大臣請大命者、天皇即以髮
長比賣賜于其御子、所賜狀者、天皇聞看豐明之日、於髮長比
賣令握大御酒柏賜其太子、爾御歌曰
伊邪古杼母、怒毘流都美邇、比流都美邇、和賀由久美知能、

迦具波斯、波那多知婆那波、本都延波、登理韋賀良斯、志豆延波、比登登理賀良斯、美都具理能、那迦都延能、本都毛理、阿迦良袁登賣袁、伊那佐佐婆余良斯那

又御歌曰

美豆多麻流、余佐美能伊氣能、韋具比宇知賀、佐斯祁流斯良邇、奴那波久理、波閇祁久斯良邇、和賀許許呂志叙、伊夜袁許邇斯弖、伊麻叙久夜斯岐

如レ此歌而賜也、故被レ賜二其孃子一之後、太子歌曰

美知能斯理、古波陀袁登賣袁、迦微能基登、岐許延斯迦杼母、阿比麻久良麻久

又歌曰

美知能斯理、古波陀袁登賣波、阿良蘓波受、泥斯久袁斯叙
母、宇流波志美意母布

又吉野之國主等瞻二大雀命之所レ佩御刀一歌曰

本牟多能比能美古、意富佐邪岐意富佐邪岐、波加勢流多
知、母登都流藝、須惠布由、布由紀能須、加良賀志多紀能、佐
夜佐夜

又於二吉野之白檮上一作二横臼一而、於二其横臼一釀二大御酒一、獻二其大御
酒一之時、擊二口鼓一爲レ伎而歌曰

加志能布邇、余久須袁都久理、余久須邇、迦美斯意富美岐、
宇麻良爾、岐許志母知袁勢、麻呂賀知

此歌者國主等獻二大贄一之時時、恒至二于今一詠之歌者也、此之御

世定賜海部山部山守部伊勢部也、亦作劔池、亦新羅人參渡來、是以建內宿禰命引率爲役之堤池而、作百濟池、亦百濟國主照古王、以牡馬壹疋牝馬壹疋付阿知吉師以貢上、此阿知吉師者阿直史等之祖亦貢上橫刀及大鏡、又科賜百濟國若有賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇吉師、卽論語十卷千字文一卷幷十一卷付是人卽貢進、此和邇吉師者文首等祖又貢上手人韓鍛名卓素亦吳服西素二人也、又秦造之祖、漢直之祖及知釀酒人名仁番亦名須須許理等參渡來也、故是須須許理釀大御酒以獻、於是天皇宇羅宜是所獻之大御酒而宇羅宜三字以音御歌曰

須須許理賀迦美斯美岐邇和禮惠比邇祁理、許登那具志、惠具志爾、和禮惠比邇祁理

如此之歌幸行時、以御杖打大坂道中之大石者、其石走避、故諺曰、堅石避醉人也、故天皇崩之後、大雀命者從天皇之命以天下讓宇遲能和紀郎子、於是大山守命者違天皇之命、猶欲獲天下、有殺其弟皇子之情、竊設兵將攻、爾大雀命聞其兄備兵、卽遣使者令告宇遲能和紀郎子、故聞驚以兵伏河邊、亦其山之上張絁垣立帷幕、詐以舍人爲王、露坐吳床、百官恭敬往來之狀、既如王子之坐所、而、更爲其兄王渡河之時、具餝船檝者舂佐那(此二字以音)葛之根、取其汁滑而塗其船中之簀椅、設蹈應仆而、其王子者服布衣褌、既爲賤人之形、執檝立船、於是其兄王隱伏兵士、衣中服鎧、到於河邊、將乘船時、望其嚴餝之處、以爲弟王坐其吳床、都不知執檝而立船、卽問其執檝者曰、傳聞

茲由有忿怒之大猪、吾欲取其猪、若獲其猪乎、爾執檝者答曰、不能也、亦問曰、何由、答曰、時時也往往也雖爲取而不得、是以白不能也、渡到河中之時、令傾其船墮入水中、爾乃浮出、隨水流下、卽流歌曰

　知波夜夫流、宇遲能和多理邇、佐袁斗理邇、波夜祁牟比登斯、和賀毛古邇許牟

於是伏隱河邊之兵彼廂此廂一時共興矢刺而流、故到訶和羅之前而沈入、訶和羅三字以音故以鉤探其沈處者、繫其衣中甲而訶和羅鳴、故號其地謂訶和羅前也、爾掛出其骨之時、弟王歌曰

　知波夜比登、宇遲能和多理邇、和多理是邇多弖流、阿豆佐由美麻由美、伊岐良牟登、許許呂波母閇杼、伊斗良牟登、許

許呂波毋閇杼、毋登幣波、岐美袁淤毋比傳、須惠幣波、伊毛袁淤毋比傳、伊良那祁久、曾許爾淤毋比傳、加那志祁久、許許爾淤母比傳、伊岐良受曾久流、阿豆佐由美麻由美

故其大山守命之骨者葬于那良山也、是大山守命者（土形君、弊岐君、榛原君等之祖）於是大雀命與宇遲能和紀郎子二柱、各讓天下之間、海人貢大贄、爾兄辭令貢於弟、弟辭令貢於兄相讓之間、既經多日、如此相讓非一二時、故、海人既疲往還而泣也、故諺曰、海人乎、因己物而泣也、然宇遲能和紀郎子者早崩、故大雀命治天下也。……故茲神之女名伊豆志袁登賣神坐也、故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣皆不得婚、於是有二神、兄號秋山之下氷壯夫、弟名春山之霞壯夫、故其兄謂其弟、吾雖乞伊豆志袁

登賣、不得婚、汝得此孃子乎、答曰易得也、爾其兄曰、若汝有得
此孃子者、避上下衣服、量身高而釀甕酒、亦山河之物悉備設
爲宇禮豆玖云爾、自宇至玖以音下效此爾其弟如兄言具白其母、卽其母
取布遲葛而布遲二字以音一宿之間、織縫衣褌及襪沓、亦作弓矢、令服
其衣褌等、令取其弓矢、遣其孃子之家者、其衣服及弓矢悉成
藤花、於是其春山之霞壯夫、以其弓矢繫孃子之廁、爾伊豆志
袁登賣思異其花、將來之時、立其孃子之後、入其屋、卽婚、故生
一子也、爾白其兄曰、吾者得伊豆志袁登賣、於是其兄慷愾弟
之婚、以不償其宇禮豆玖之物、爾愁白其母之時、御祖答曰、我
御世之事能許曾此二字以音神習、又宇都志岐青人草習乎、不償其
物、恨其兄子、乃取其伊豆志河之河嶋之節竹而作八目之荒

籠、取其河石合鹽而裹其竹葉、令詛言、如此竹葉青如此竹葉萎而青萎、又如此鹽之盈乾而盈乾、又如此石之沈而沈臥、如此令詛置於烟上、是以其兄八年之間干萎病枯、故其兄患泣請其御祖者、卽令返其詛戸、於是其身如本、以安平也、（此者神宇禮豆玖之言本者也）又此品陀天皇之御子若野毛二俣王、娶其母弟百師木伊呂辨亦名弟日賣眞若比賣命生子、大郎子、亦名意富富杼王、次忍坂之大中津比賣命、次田井之中比賣、次田宮之中比賣、次藤原之琴節郎女、次取上賣王、次沙禰王、（七柱）故意富富杼王者、（三國君、波多君、息長君、坂田君、酒人君、山道君、筑紫之米多君、布勢君等之祖也）又根鳥王、娶庶妹三腹郎女生子、中日子王、次伊和嶋王、（二柱）又堅石王之子者久奴王也、

凡此品陀天皇御年壹佰參拾歲、（甲午年九月九日崩）御陵在川內惠賀之

[illegible]裳伏岡一也

古事記下卷

（高津宮拔萃）此之御世、兎寸河之西有二一高樹一、其樹之影、當二旦日一者逮二淡道嶋一、當二夕日一者越二高安山一、故切二是樹一以作レ船、甚捷行之船也、時號二其船一謂二枯野一、故以二是船一旦夕酌二淡道嶋之寒泉一獻二大御水一也、茲船破壞以燒レ鹽、取二其燒遺木一作レ琴、其音響二七里一、爾歌曰

加良怒袁、志本爾夜岐、斯賀阿麻理、許登爾都久理、加岐比久夜、由良能斗能、斗那加能、伊久理爾布禮多都、那豆能紀

能佐夜佐夜

此者志都歌之歌返也

索引

か 行

さ　行

た行

な　行

は　行

昭和七年五月廿五日印刷
昭和七年六月一日發行

紀記論究 建國篇 外藩歸伏（定價金二圓）

著作者　松岡靜雄

東京市神田區通神保町一
株式會社同文館
發行者　森山章雄

東京市神田區表猿樂町二番地
印刷者　中村修二

東京市神田區表猿樂町二番地
印刷所　株式會社開明堂支店



發行所
東京・神田・通神保町一
振替口座東京一三五
大阪・西區・阿波座下通二ノ六
振替口座大阪二三二一八
株式會社同文館



